

資料編

資料1 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員名簿.....	72
資料2 第4次一般廃棄物処理基本計画の策定経過.....	73

計画書内図表データ詳細資料

資料3 基準年度における排出原単位及びごみ発生量の年度別推移	74
資料4 ごみ発生量及び処理量の年度別推移(計画期間全体)	75
資料5 広域処理における可燃ごみ量将来予測との比較	79
資料6 ごみ焼却に伴う環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計(計画期間全体)	82
資料7 施策の評価資料	83

調査結果資料

資料8 家庭系燃やごみ組成調査結果概要	89
資料9 事業系ごみ質組成調査結果概要	90
資料10 ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート結果概要	91
資料11 ごみ減量・リサイクルに関する事業所アンケート結果概要	115
資料12 鎌倉市燃やごみ戸別収集アンケート調査最終報告書	135

その他参考資料

資料13 市の概要	165
資料14 かまくらプラごみゼロ宣言	168
資料15 鎌倉市気候非常事態宣言	169
資料16 一般廃棄物処理施設概要	170
資料17 環境部事業年表	174
資料18 用語解説	184

資料Ⅰ 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員名簿

第4次一般廃棄物処理基本計画審議期間における委員
(令和6年(2024年)8月20日～令和8年(2026年)1月23日)

敬称略、区別五十音順

条例第8条 第2項による 区分	役職	現 職	氏 名	性別	任期
第1号 (学識経験 のある者)		元東京二十三区清掃一部事務組合 建設部長	アサカワ カツオ 浅川 勝男	男	
	副会長	東京大学大学院新領域創成科学研究科付 属サステナビリティ社会デザインセンター センター長/教授	カメヤマ ヤスコ 亀山 康子	女	
		弁護士(芝田総合法律事務所)	シバタ マリ 芝田 麻里	女	
		消費生活コンサルタント	ダイドウ フジコ 大道 不二子	女	
	会長	多摩大学名誉教授 (グローバルスタディーズ学部)	ハシヅメ ヒロキ 橋詰 博樹	男	
		鎌倉女子大学児童学部教授	ホサカ カズヒコ 保坂 和彦	男	
第2号 (関係団体等 の代表者)		鎌倉市商店街連合会理事	ヌダ フジオ 奴田 不二夫	男	
		鎌倉商工会議所専務理事	ハタベ コウゾウ 波多辺 弘三	男	
		鎌倉市観光協会理事	マキタ チエコ 牧田 知江子	女	
第3号 (公共的団体等 の代表者)		鎌倉市大船自治町内会連合会会长	ハタ トヨアキ 秦 豊昭	男	*

任期: *は令和6年(2024年)7月9日～令和8年(2026年)1月23日

その他は令和6年(2024年)1月24日～令和8年(2026年)1月23日

資料2 第4次一般廃棄物処理基本計画の策定経過

●策定経過(令和6年(2024年)8月～令和8年(2026年)3月)

年月	市民参加、調査等	鎌倉市廃棄物減量化 及び資源化推進審議会	その他
令和6年度(2024年度)			
8月20日		第2回審議会開催 計画について諮問	
11月18日		第3回審議会開催	
12月6日～2月10日	ごみ減量・リサイクルに関する 市民アンケート実施		
1月23日		第4回審議会開催	
3月28日		第5回審議会開催	
令和7年度(2025年度)			
5月23日		第6回審議会開催	
7月7日～8月25日	ごみ減量・リサイクルに関する 事業所アンケート実施		
7月31日		第7回審議会開催	
7月31日～8月15日	戸別収集先行地区市民アン ケート実施		
8月20日～9月4日			庁内意見照会
10月7日		第8回審議会開催	
11月4日～12月3日	市民意見公募の実施 (3通10件提出)		
12月12日			市民環境常任委員会に報告
1月13日		第9回審議会開催	
1月22日		計画について答申	
2月			市民環境常任委員会に報告
2月			庁内組織にて計画(案)の審議
3月			計画策定

資料3 基準年度における排出原単位及びごみ発生量(減量・資源化を推進しなかった場合)の年度別推移

(単位:t/年)

令和5年度実績

項目	年度	2023 ※ 1
		令和5年度
行政区域内人口(人)	各年度10月1日	171,600
行政区域内世帯数(世帯)	各年度10月1日	77,172
総排出量		53,894
家庭系ごみ・資源物		40,274
事業系ごみ・資源物		13,620
事業系許可業者		7,766
事業者自己搬入		120
植木剪定材(事業系)		5,483
市閾連施設		122
市清掃ごみ		129
計画収集総量		53,894
計画収集量		46,223
地方公共団体直営		357
委託業者		38,100
許可業者		7,766
可燃ごみ		20,059
家庭系燃やすごみ		18,606
事業系燃やすごみ		1,453
不燃ごみ		1,042
資源物		24,479
家庭系資源物		18,166
事業系資源物		6,313
粗大ごみ		595
蛍光管・乾電池		48
直接搬入量(事業系植木剪定材を含む)		7,671
事業系植木剪定材		5,483
その他		1,911
調整値		277
資源物(収集)(家庭系のみ)		18,166
飲食用カン		350
飲食用ビン		1,434
紙類		7,135
新聞		635
雑誌・古本・ボール紙		2,740
段ボール		2,280
紙パック		31
ミックスペーパー		1,449
布類		946
ペットボトル		590
容器包装プラスチック		2,675
植木剪定材(家庭系)		4,645
使用済み食用油		45
製品プラスチック		346
排出原単位(g)		858
焼却量(燃やすごみ)		22,484
市町村における焼却量		22,218
他市町村・業者における焼却量		266
焼却量(燃えないごみ溶融固化)		488
総資源化量		31,614
総資源化量(山元還元、RPF化を除く)		31,525
山元還元量		89
RPF・BDF		0
計画収集総量からの資源化量		29,508
全焼却残渣量		2,356
焼却残渣からの資源化量		2,106
焼却残渣(可燃系)資源化量		1,754
不燃残渣溶融固化量		77
事業系可燃ごみガス化溶融資源化量		275
リサイクル率R(山元還元、RPF化を含む)		58.7%
リサイクル率R'(山元還元、RPF化を除く)		58.5%

※1 うるう日を含むため年間366日で算出しています。

将来人口予測に基づくごみ発生量の年度別推移

項目	年度	2024	2025	2026
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行政区域内人口(人)	各年度10月1日	170,206	169,798	169,357
※2				
総排出量		53,453	53,357	53,255
家庭系ごみ・資源物		39,833	39,737	39,635
事業系ごみ・資源物		13,620	13,620	13,620
事業系許可業者		7,766	7,766	7,766
事業者自己搬入		120	120	120
植木剪定材(事業系)		5,483	5,483	5,483
市閾連施設		122		
市清掃ごみ		251	251	251
計画収集総量		53,453	53,357	53,255
計画収集量		45,806	45,715	45,618
地方公共団体直営		353	352	351
委託業者		37,687	37,597	37,499
許可業者		7,766	7,766	7,766
可燃ごみ		19,857	19,813	19,766
家庭系燃やすごみ		18,404	18,360	18,313
事業系燃やすごみ		1,453	1,453	1,453
不燃ごみ		1,031	1,028	1,026
資源物		24,282	24,240	24,193
家庭系資源物		17,969	17,927	17,880
事業系資源物		6,313	6,313	6,313
粗大ごみ	※3	589	587	586
蛍光管・乾電池		47	47	47
直接搬入量(事業系植木剪定材を含む)		7,647	7,642	7,637
事業系植木剪定材		5,483	5,483	5,483
その他	※3	1,890	1,886	1,881
調整値		274	273	273
資源物(収集)(家庭系のみ)		17,969	17,927	17,880
飲食用カン		346	345	344
飲食用ビン		1,418	1,415	1,411
紙類		7,057	7,042	7,023
新聞		628	627	625
雑誌・古本・ボール紙		2,710	2,704	2,697
段ボール		2,255	2,250	2,244
紙パック		31	31	31
ミックスペーパー		1,433	1,430	1,426
布類		936	934	931
ペットボトル		584	582	581
容器包装プラスチック		2,646	2,640	2,633
植木剪定材(家庭系)		4,595	4,584	4,572
使用済み食用油		45	44	44
製品プラスチック		342	341	341
家庭系資源物		17,969	17,927	17,880
家庭系ごみ		21,864	21,810	21,755
家庭系資源物とごみ		39,833	39,737	39,635
事業系資源物		11,796	11,796	11,796
事業系ごみ		1,824	1,824	1,824
事業系資源物とごみ		13,620	13,620	13,620
合計		53,453	53,357	53,255
1人当たりごみ・資源物排出量		860.4	860.9	861.5

※2 令和6年の人口は実績値(R6.10.1時点)、

令和7年以降の年度の人口は推計値(本市総合計画における推計)です。

※3 粗大ごみは令和6年10月から持込を廃止し収集に限定しており、直接搬入量(その他)が減少、収集量が増加する見込みですが、推計が困難なため変更を加味しておりません。

資料4 ごみ発生量及び処理量の年度別推移(計画期間全体)

表2-22【減量・資源化の施策を推進しなかった場合】ごみの発生量及び焼却量の推計(単位:t)

項目	年度 基準年度実績*	*令和5年度 (2023年度)						
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
家庭系	資源物	18,166	17,969	17,927	17,880	17,882	17,787	17,740
	飲食用カン・ビン	1,784	1,764	1,760	1,755	1,757	1,747	1,742
	ペットボトル	590	584	582	581	581	578	576
	容器包装プラスチック	2,675	2,646	2,640	2,633	2,633	2,619	2,612
	植木剪定材	4,645	4,595	4,584	4,572	4,572	4,548	4,536
	新聞・雑誌・古本・ボール紙、段ボール	5,655	5,593	5,581	5,566	5,566	5,537	5,523
	ミックスペーパー、紙パック	1,480	1,464	1,461	1,457	1,457	1,449	1,445
	布類	946	936	934	931	931	926	924
	使用済み食用油	45	45	44	44	44	44	44
	製品プラスチック	346	342	341	341	341	339	338
家庭系資源物・ごみ合計	ごみ	22,108	21,864	21,810	21,755	21,757	21,638	21,581
	☆ 燃やすごみ	18,606	18,404	18,360	18,313	18,315	18,217	18,169
	燃えないごみ	1,042	1,031	1,028	1,026	1,026	1,020	1,018
	危険・有害ごみ(蛍光管・乾電池)	48	47	47	47	47	47	47
	粗大ごみ等	2,412	2,382	2,375	2,369	2,369	2,354	2,347
	家庭系資源物・ごみ合計	40,274	39,833	39,737	39,635	39,639	39,425	39,321
事業系	資源物	11,796	11,796	11,796	11,796	11,796	11,796	11,796
	植木剪定材	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483
	その他資源化可能な混合ごみ	6,313	6,313	6,313	6,313	6,313	6,313	6,313
	ごみ	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
	☆ 紙おむつ	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	☆ 事業者直接搬入ごみ	120	120	120	120	120	120	120
	☆ 上記以外の資源化不適物	251	251	251	251	251	251	251
	事業系資源物・ごみ合計	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620
	総計	53,894	53,453	53,357	53,255	53,259	53,045	52,941
	(うち焼却量)(☆)※	20,430	20,228	20,184	20,137	20,139	20,041	19,993

☆:焼却量

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

※ 本表の数量は収集量に基づく実績値であり、中間処理残さ等の焼却量を含まないため、実際の焼却量とは異なります。

表2-23【減量・資源化の施策を実施した場合】ごみの焼却量の減量推計量(単位:t)

項目	年度 *令和5年度 (2023年度)	*令和5年度 (2023年度)					
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
紙おむつの資源化	0	0	0	0	0	0	0
燃やすごみの戸別収集	0	0	340	1,697	1,698	1,689	1,684
生ごみの資源化	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	340	1,697	1,698	1,689	1,684
事業系	年度 *令和5年度 (2023年度)	*令和5年度 (2023年度)					
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
		0	0	0	0	0	0
		紙おむつ以外の混合ごみの資源化	0	120	120	120	120
合計	0	0	120	120	120	120	120
合計	0	0	460	1,817	1,818	1,809	1,804

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

表2-25【減量・資源化の施策を実施した場合】ごみの処理量、焼却量及び収集運搬量の推計(単位:t)

項目	年度	基準年度実績*		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)					
家庭系	資源物	18,166	17,969	17,927	17,880	17,882	17,787	17,740
	紙おむつ	—	—	—	—	—	—	—
	飲食用カン・ビン	1,784	1,764	1,760	1,755	1,757	1,747	1,742
	ペットボトル	590	584	582	581	581	578	576
	容器包装プラスチック	2,675	2,646	2,640	2,633	2,633	2,619	2,612
	植木剪定材	4,645	4,595	4,584	4,572	4,572	4,548	4,536
	新聞・雑誌・古本・ボール紙、段ボール	5,655	5,593	5,581	5,566	5,566	5,537	5,523
	ミックスペーパー、紙パック	1,480	1,464	1,461	1,457	1,457	1,449	1,445
	布類	946	936	934	931	931	926	924
	使用済み食用油	45	45	44	44	44	44	44
	製品プラスチック	346	342	341	341	341	339	338
	生ごみ	—	—	—	—	—	—	—
	ごみ	22,108	21,864	21,470	20,058	20,059	19,949	19,897
★ 燃やごみ	燃やすごみ	18,606	18,404	18,020	16,616	16,617	16,528	16,485
	燃えないごみ	1,042	1,031	1,028	1,026	1,026	1,020	1,018
	危険・有害ごみ(蛍光管・乾電池)	48	47	47	47	47	47	47
	粗大ごみ・直接搬入ごみ(※1)	2,412	2,382	2,375	2,369	2,369	2,354	2,347
	家庭系資源物・ごみ合計	40,274	39,833	39,397	37,938	37,941	37,736	37,637
事業系	資源物	11,796	11,796	11,916	11,916	11,916	11,916	11,916
	★ 植木剪定材	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483
	紙おむつ	—	—	—	—	—	—	—
	その他資源化可能な混合ごみ (うち事業者直接搬入ごみ)	6,313	6,313	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433
	ごみ	1,824	1,824	1,704	1,704	1,704	1,704	1,704
	☆ 紙おむつ	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	★★ 事業者直接搬入ごみ	120	120	—	—	—	—	—
	★★ 上記以外の資源化不適物	251	251	251	251	251	251	251
	事業系資源物・ごみ合計(※2)	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620
	総計	53,894	53,453	53,017	51,558	51,561	51,356	51,257
	(うち収集運搬量)(★以外)	48,040	47,599	47,163	45,704	45,707	45,502	45,403
	(うち焼却量)(☆)※3	20,430	20,228	19,724	18,320	18,321	18,232	18,189

★:直接搬入量、★以外:計画収集量 ☆:焼却量

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

※1 家庭系の粗大ごみ等について、令和6年(2024年)10月から直接搬入(粗大ごみ及び臨時ごみ)を原則として廃止したため、

本計画期間内は一部の例外を除き計画収集量となります。令和5年度(2023年度)の実績には、直接搬入量を含みます。

※2 分別徹底策による減量効果の推計は困難なため、推計量には含めていませんが、表2-24に記載のとおり施策を実施します。

※3 本表の数量は収集量に基づく実績値であり、中間処理残さ等の焼却量を含まないため、実際の焼却量とは異なります。

表2-22【減量・資源化の施策を推進しなかった場合】ごみの発生量及び焼却量の推計(単位:t)

項目	年度 令和12年度 (2030年度)	*	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	* 令和17年度 (2035年度)
		令和13年度 (2031年度)				
家庭系	資源物	17,693	17,697	17,602	17,554	17,509
	飲食用カン・ビン	1,738	1,738	1,728	1,724	1,719
	ペットボトル	575	575	572	570	569
	容器包装プラスチック	2,605	2,606	2,592	2,585	2,578
	植木剪定材	4,524	4,525	4,501	4,489	4,477
	新聞・雑誌・古本・ボール紙、段ボール	5,508	5,509	5,479	5,465	5,451
	ミックスペーパー、紙パック	1,441	1,441	1,434	1,430	1,427
	布類	921	922	917	914	912
	使用済み食用油	44	44	44	43	43
	製品プラスチック	337	337	335	334	334
	ごみ	21,524	21,527	21,411	21,353	21,296
	☆ 燃やすごみ	18,122	18,124	18,028	17,981	17,934
	燃えないごみ	1,015	1,015	1,010	1,007	1,004
	危険・有害ごみ(蛍光管・乾電池)	47	47	47	46	46
	粗大ごみ等	2,340	2,341	2,326	2,319	2,312
	家庭系資源物・ごみ合計	39,217	39,224	39,013	38,907	38,805
事業系	年度 項目 令和12年度 (2030年度)	*令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	*令和17年度 (2035年度)
	資源物	11,796	11,796	11,796	11,796	11,796
	植木剪定材	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483
	その他資源化可能な混合ごみ	6,313	6,313	6,313	6,313	6,313
	ごみ	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
	☆ 紙おむつ	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	☆ 事業者直接搬入ごみ	120	120	120	120	120
	☆ 上記以外の資源化不適物	251	251	251	251	251
	事業系資源物・ごみ合計	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620
総計		52,837	52,844	52,633	52,527	52,425
(うち焼却量)(☆)※		19,946	19,948	19,852	19,805	19,758
19,760						

☆:焼却量

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

※ 本表の数量は収集量に基づく実績値であり、中間処理残さ等の焼却量を含まないため、実際の焼却量とは異なります。

表2-23【減量・資源化の施策を実施した場合】ごみの焼却量の減量推計量(単位:t)

家	年度 項目 令和12年度 (2030年度)	*令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	*令和17年度 (2035年度)
家庭系	紙おむつの資源化	1,060	1,060	1,054	1,052	1,049
	燃やすごみの戸別収集	1,680	1,680	1,671	1,667	1,662
	生ごみの資源化	5,340	5,341	5,313	5,299	5,285
	合計	8,080	8,081	8,038	8,018	7,996
事業系	年度 項目 令和12年度 (2030年度)	*令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	*令和17年度 (2035年度)
	紙おむつの資源化	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	紙おむつ以外の混合ごみの資源化	120	120	120	120	120
	合計	1,573	1,573	1,573	1,573	1,573
合計		9,653	9,654	9,611	9,591	9,569
9,570						

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

表2-25【減量・資源化の施策を実施した場合】ごみの処理量、焼却量及び収集運搬量の推計(単位:t)

	項目	年度 令和12年度 (2030年度)	*	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	*
			令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
資源物		24,093	24,098	23,969	23,905	23,843	23,846	
家庭系	紙おむつ	1,060	1,060	1,054	1,052	1,049	1,049	
	飲食用カン・ピン	1,738	1,738	1,728	1,724	1,719	1,719	
	ペットボトル	575	575	572	570	569	569	
	容器包装プラスチック	2,605	2,606	2,592	2,585	2,578	2,579	
	植木剪定材	4,524	4,525	4,501	4,489	4,477	4,478	
	新聞、雑誌・古本・ボール紙、段ボール	5,508	5,509	5,479	5,465	5,451	5,451	
	ミックスペーパー、紙パック	1,441	1,441	1,434	1,430	1,427	1,427	
	布類	921	922	917	914	912	912	
	使用済み食用油	44	44	44	43	43	43	
	製品プラスチック	337	337	335	334	333	334	
生ごみ		5,340	5,341	5,313	5,299	5,285	5,285	
ごみ		13,444	13,446	13,373	13,335	13,300	13,301	
★	燃やすごみ	10,042	10,043	9,990	9,963	9,938	9,939	
	燃えないごみ	1,015	1,015	1,010	1,007	1,004	1,004	
	危険・有害ごみ(蛍光管・乾電池)	47	47	47	46	46	46	
	粗大ごみ・直接搬入ごみ(※1)	2,340	2,341	2,326	2,319	2,312	2,312	
家庭系資源物・ごみ合計		37,537	37,544	37,342	37,240	37,143	37,147	
事業系		年度 令和12年度 (2030年度)	*	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	*
資源物		13,369	13,369	13,369	13,369	13,369	13,369	13,369
★	植木剪定材	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483
	紙おむつ	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	その他資源化可能な混合ごみ	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433
	★ (うち事業者直接搬入ごみ)	(120)	(120)	(120)	(120)	(120)	(120)	(120)
ごみ		251	251	251	251	251	251	251
★☆	紙おむつ	—	—	—	—	—	—	—
	★☆ 事業者直接搬入ごみ	—	—	—	—	—	—	—
	★☆ 上記以外の資源化不適物	251	251	251	251	251	251	251
事業系資源物・ごみ合計(※2)		13,620	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620	13,620
総計		51,157	51,164	50,962	50,860	50,763	50,767	
(うち収集運搬量)(★以外)		45,303	45,310	45,108	45,006	44,909	44,913	
(うち焼却量)(☆)※3		10,293	10,294	10,241	10,214	10,189	10,190	

★:直接搬入量、★以外:計画収集量、☆:焼却量

*:うるう日を含むため、年間日数366日で推計

※1 家庭系の粗大ごみ等について、令和6年(2024年)10月から直接搬入(粗大ごみ及び臨時ごみ)を原則として廃止したため、本計画期間内は一部の例外を除き計画収集量となります。令和5年度(2023年度)の実績には、直接搬入量を含みます。

※2 分別徹底策による減量効果の推計は困難なため、推計量には含めていませんが、表2-24に記載のとおり施策を実施します。

※3 本表の数量は収集量に基づく実績値であり、中間処理残さ等の焼却量を含まないため、実際の焼却量とは異なります。

資料5 広域処理における可燃ごみ量将来予測との比較

			※基準年度							
			*				*			
			令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	
家庭系	人口	人	171,600	170,206	169,798	169,357	168,916	168,474	168,033	
	人口予測から算出した可燃ごみ量(A)	t/年	18,606	18,404	18,360	18,313	18,315	18,217	18,169	
	紙おむつ量(B)	t/年	1,360	1,345	1,342	1,339	1,339	1,332	1,328	
	紙おむつ資源化量(B')	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
	組成率 7.31% 協力率80% ※R5組成調査結果より									
	戸別収集による削減量(C)	t/年	0	0	340	1,697	1,698	1,689	1,684	
	削減率 10%				$\frac{(A)-(B)}{10\%} \times 20\%$					
	生ごみ資源化量(D)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
鎌倉市	組成率 40.60% 協力率80% ※R5組成調査結果より									
	減量・資源化実施後の可燃ごみ量(E) (A) - ((B') + (C) + (D))	t/年	18,606	18,404	18,020	16,616	16,617	16,528	16,485	
	※広域化実施計画試算における焼却量	t/年			8,914	9,273	9,620	9,959	9,855	
	※広域化実施計画試算における焼却量 (逗子市施設2万トン焼却の場合)(F)	t/年			8,914	9,273	9,620	9,959	10,065	
	※広域化実施計画試算における 焼却量(F)と本市推計(E)の差 (F) - (E)	t/年			9,106	7,343	6,997	6,569	6,420	
	可燃ごみ量(G)	t/年	8,137	8,137	8,137	8,137	8,137	8,137	8,137	
	紙おむつ量(H)	t/年	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	
	紙おむつ資源化量(H')	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
事業系	紙おむつ以外の資源化量(I')	t/年	6,313	6,313	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433	
	乾式メタン発酵等資源化施設へ搬入				<small>※自己搬入120t 焼却→資源化へ</small>					
	紙おむつ以外の焼却量		371	371	251	251	251	251	251	
	直接搬入量(事業者自己搬入+ その他資源化不適物)				<small>※自己搬入120t 焼却→資源化へ</small>					
	※資源化の経費負担等の観点から、ごみ排出量の低減に努める。									
	①生ごみ資源化促進:登録再生利用事業者等による食品リサイクルへの誘導や、大型生ごみ処理機の設置に係る費用補助等により、生ごみの減量・資源化の促進に努める。									
	②紙類資源化促進:資源化可能な紙類の資源化を呼びかけるとともに、分別の徹底を啓発する。									
	減量・資源化実施後の可燃ごみ量(J) ((G) - (H') - (I'))	t/年	1,824	1,824	1,704	1,704	1,704	1,704	1,704	
減量・資源化実施前の可燃ごみ量合計 (A) + (G)			t/年	26,743	26,541	26,497	26,450	26,452	26,354	26,306
減量・資源化実施後の可燃ごみ量合計 (E) + (J)			t/年		20,228	19,724	18,320	18,321	18,232	18,189

*はうるう日を含むため、年間日数366日で推計、令和6年度は人口のみ実績値

			*					
			令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度
家庭系	人口	人	167,592	167,157	166,723	166,288	165,854	165,419
	人口予測から算出した可燃ごみ量(A)	t/年	18,122	18,124	18,028	17,981	17,934	17,936
	紙おむつ量(B)	t/年	1,325	1,325	1,318	1,314	1,311	1,311
	紙おむつ資源化量(B')	t/年	1,060	1,060	1,054	1,052	1,049	1,049
	組成率 7.31% 協力率80% ※R5組成調査結果より		= (A) × 7.31% × 80%					
	戸別収集による削減量(C)	t/年	1,680	1,680	1,671	1,667	1,662	1,663
	削減率 10%							
	生ごみ資源化量(D)	t/年	5,340	5,341	5,313	5,299	5,285	5,285
鎌倉市	組成率 40.60% 協力率80% ※R5組成調査結果より		= ((A)-(C)) × 40.60% × 80%	※R5組成割合で算出のため、紙おむつ量は除かない				
	減量・資源化実施後の可燃ごみ量(E) (A) - ((B') + (C) + (D))	t/年	10,042	10,043	9,990	9,963	9,938	9,939
	※広域化実施計画試算における焼却量	t/年	9,811	9,791	9,723	9,679	9,636	-
事業系	※広域化実施計画試算における焼却量 (逗子市施設2万トン焼却の場合)(F)	t/年	10,116	10,172	10,226	10,287	10,347	-
	※広域化実施計画試算における 焼却量(F)と本市推計(E)の差 (F) - (E)	t/年	-74	-129	-236	-324	-409	-
事業系	可燃ごみ量(G)	t/年	8,137	8,137	8,137	8,137	8,137	8,137
	紙おむつ量(H)	t/年	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	紙おむつ資源化量(H')	t/年	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	紙おむつ以外の資源化量(I')	t/年	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433	6,433
	乾式メタン発酵等資源化施設へ搬入							
	紙おむつ以外の焼却量		251	251	251	251	251	251
	直接搬入量(事業者自己搬入+ その他資源化不適物)							
※資源化の経費負担等の観点から、ごみ排出量の低減に努める。								
①生ごみ資源化促進:登録再生利用事業者等による食品リサイクルへの誘導や、大型生ごみ処理機の設置に係る費用補助等により、生ごみの減量・資源化の促進に努める。								
②紙類資源化促進:資源化可能な紙類の資源化を呼びかけるとともに、分別の徹底を啓発する。								
減量・資源化実施後の可燃ごみ量(J) ((G) - (H') - (I'))			t/年	251	251	251	251	251
※↑民間焼却施設で適正に処理								
減量・資源化実施前の可燃ごみ量合計 (A) + (G)			t/年	26,259	26,261	26,165	26,118	26,071
減量・資源化実施後の可燃ごみ量合計 (E) + (J)			t/年	10,293	10,294	10,241	10,214	10,189
10,190								

*はうるう日を含むため、年間日数366日で推計

【処理単価試算結果】

<焼却処理概算経費>

	(令和)2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	13 2031	14 2032	15 2033	16 2034	(千円)	
維持管理等共通経費	591,808	590,877	589,953	589,483	341,452	407,271	407,271	403,795	398,192	397,461	396,875	395,936	395,128	394,334	6,707,107		
定期補修経費	48,750	30,000	30,000	30,000	49,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000	65,000	46,000	1,658,750		
計	640,558	620,877	619,953	619,483	390,452	592,271	592,271	592,271	588,795	583,192	582,461	581,875	460,936	460,128	440,334	8,365,857	
(ごみ1kg当たり経費:円/kg)	38.65	37.64	37.86	37.97	34.09	29.61	29.61	29.61	29.44	29.47	29.57	29.66	23.64	23.73	22.83	*	30.47

【各市町概算負担額】

<ごみ焼却量>

	(令和)2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	13 2031	14 2032	15 2033	16 2034	(t/年)
逗子市	10,796	10,685	10,574	10,518	8,332	7,970	7,617	7,276	6,941	6,841	6,806	6,768	6,731	6,687	6,644	
葉山町	5,820	5,810	5,801	5,796	3,120	3,116	3,110	3,104	3,100	3,094	3,078	3,060	3,043	3,026	3,009	
鎌倉市	—	—	—	—	—	8,914	9,273	9,620	9,959	9,855	9,811	9,791	9,723	9,679	9,636	
合計	16,616	16,495	16,375	16,314	11,452	20,000	20,000	20,000	20,000	19,790	19,695	19,619	19,497	19,392	19,289	

<ごみ焼却量比率>

	(令和)2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	13 2031	14 2032	15 2033	16 2034	(千円/年)
逗子市	0.6497	0.6478	0.6457	0.6447	0.7276	0.3985	0.3809	0.3638	0.3471	0.3457	0.3456	0.3450	0.3452	0.3448	0.3444	
葉山町	0.3503	0.3522	0.3543	0.3553	0.2724	0.1958	0.1955	0.1952	0.1950	0.1963	0.1963	0.1960	0.1961	0.1960	0.1960	
鎌倉市	—	—	—	—	—	0.4457	0.4636	0.4810	0.4979	0.4980	0.4981	0.4991	0.4987	0.4991	0.4996	

【各市町概算負担額】

	(令和)2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	13 2031	14 2032	15 2033	16 2034	計
逗子市	416,171	402,204	400,304	399,381	284,093	236,020	225,596	215,468	204,371	201,609	201,299	200,747	159,115	158,652	151,651	3,856,681
葉山町	224,387	218,673	219,649	220,102	106,359	92,276	92,098	91,920	91,263	91,153	91,039	90,773	71,952	71,780	68,692	1,842,116
鎌倉市	—	—	—	—	—	263,975	274,577	284,882	293,161	290,430	290,124	290,414	229,869	229,650	219,991	2,667,073
計	640,558	620,877	619,953	619,483	390,452	592,271	592,271	592,270	588,795	583,192	582,462	581,934	460,936	460,082	440,334	8,365,870

(注) ごみ量での割合(小数点以下4桁)で算分しているため処理単価検討結果の累計と1千円合致していない。

資料6 ごみ焼却に伴う環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計(計画期間全体)

項目	年度 基準年度実績*	基準年度実績*						
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	* 令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
焼却量(t)		22,484	20,228	19,724	18,320	18,321	18,232	18,189
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)		8,274	7,444	7,258	6,741	6,742	6,709	6,693

項目	年度 令和12年度 (2030年度)	*					
		令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	
焼却量(t)		10,293	10,294	10,241	10,214	10,189	10,190
CO ₂ 排出量(t-CO ₂)		3,788	3,788	3,769	3,759	3,749	3,750

※基準年度の焼却量実績は表2-25と異なり直接搬入量を含む実際の焼却量を用いた算出、他の年度の推計は表2-25で推計した焼却量に基づく算出です。

【令和17年度(2035年度)温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)】

$$\begin{aligned} 3,750\text{t-CO}_2 &= \textcircled{1}10,190\text{t}(\textcircled{1}) \times (\textcircled{1}-\textcircled{2}0.5255(\textcircled{2})) \times \textcircled{3}0.251(\textcircled{3}) \times 2.76 \\ &\quad + \textcircled{1}10,190\text{t}(\textcircled{1}) \times 0.017 \times 2.31 \end{aligned}$$

※1 令和17年度(2035年度)焼却推計量

※2 令和5年度(2023年度)名越クリーンセンターごみ質調査(4回平均)水分率

※3 令和5年度(2023年度)名越クリーンセンターごみ質調査(4回平均)合成樹脂類比率

推計の計算式 :

第2次一般廃棄物処理基本計画においては、資源化処理や市外における処理に伴う排出量も算出していましたが、作業量が多く、指標として年次把握することが困難であるため、第3次計画からは環境省が策定したマニュアルに準じて簡易的に算出しています。

また、ごみ質調査値については、令和7年度(2025年度)からは逗子市の焼却施設を中心に焼却処理を行っており、減量・資源化策の実施によっても組成が変わる見込みですが、本計画策定時点ではごみ質が不明であり、推計にあたっては名越クリーンセンターにおけるごみ質調査結果を用いて算出しています。

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量(t-CO}_2) &= \textcircled{1}\text{焼却処理量(t)} \times (\textcircled{1}-\textcircled{2}\text{水分率}) \times \textcircled{3}\text{プラスチック類比率} \times 2.76 \\ &\quad (\text{廃プラスチックの焼却に伴う排出}) \\ &\quad + \textcircled{1}\text{焼却処理量(t)} \times \text{全国平均合成繊維比率}(0.017) \times 2.31 \\ &\quad (\text{合成繊維の焼却に伴う排出}) \end{aligned}$$

*計算式: 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)(令和7年(2025年)3月 環境省)

資料7 施策の評価資料

第4回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会
(令和7年(2025年)1月23日)資料※一部更新版

第3次計画第2章第5節に記載の施策について、第3次計画期間における実績等を整理し、

次の3段階で評価を行いました。

評価A：行政内部から指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策

評価B：行政内部からある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策

評価C：進行が見られない施策、または、凍結している施策

施策と主な取組 (第3次計画第2章第5節)	施策 の 評価	実績等	R6市民ア ンケート 調査中
施策1-1 リデュース (発生抑 制)の推進 (食品口 ks)	(1) 家庭における食品 ロスの削減	B 本庁舎ロビーや図書館、鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、食品ロスの削減に関する市民や市の取組内容の紹介等、周知・啓発を行った。また、広報かまくら、ホームページ及びSNS (Facebook及びXなど)においてフードドライブの実施等の情報発信を行った。 ※施策については継続的に取り組んだが、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画で食品ロス削減の指標として「燃やすごみのうち未開封の食品の量」の削減について目標を掲げているところ、初期値と比べて増加しており令和5年度時点での目標を達成できていないため、評価をBとした。	
	(2) 飲食店等における 食品ロスの削減	A 令和3年度に「鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度」を創設し、廃棄物発生抑制等啓発指導員による周知・訪問を行い、本制度への参加を要請した。併せて飲食関連事業者への周知や、広報かまくら及び家庭に配布している「資源物とごみの分け方・出し方」に本制度を周知する文面の掲載、「MOTTAINAI Spirit In Kamakura」ポスターや「3010運動」に関するチラシの配布など、多様な手段・媒体を用いてPRを実施した。 【鎌倉市食品ロス削減協力店の新規登録件数の実績】 ・令和3年度 55件 ・令和4年度 17件 ・令和5年度 8件 (累計80件)	○
	(3) 食品ロスの削減に 貢献している事業所等 の地域での取組のP R	A 協力店が実施している食品ロス削減の取組や工夫内容をホームページやSNSで紹介した。 協力店の場所等を掲載した「鎌倉市食品ロス削減協力店マップ」を更新し、広く情報提供を実施した。	○
	(4) 食品ロスの発生量 調査及び効果的な削減 方法の調査・研究	A 家庭系燃やすごみの組成調査では「厨芥類」の項目を「調理残渣(適正除去)」「調理残渣(過剰除去)」「食べ残し等」「未開封食品類」に細分化し、厨芥類の中では「食べ残し等」のごみの割合が約80%と最も多いことを把握した。	
	(5) 未利用食品を活用 するための活動の支援	A 広報かまくら、ホームページ及びSNS (LINE、Facebook及びXなど)で情報発信してフードドライブを実施し、フードバンクかまくらを通じて必要な人や団体に提供した（主な品目：米、麺類、缶詰類、レトルトカレー、飲料水、茶葉、調味料など 提供先：こども食堂、児童ホーム、難民支援施設、生活困窮者支援施設など）。実施にあたり鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携し、促進を図った。令和5年6月から通年でフードドライブを実施している。 また、事業者に対しては、飲食店・小売店を訪問し、食品ロスの削減を要請するとともに、フードバンクの周知・啓発を実施した。 【フードドライブ実績（過去5年間）】 令和元年度 募集期間：5/26～6/7、7/28～8/2、9/22～27、11/24～29、3/22～27 提供人数：134人 提供品数：567品 重量：278kg 令和2年度 募集期間：11/24～12/25 提供人数：57人 提供品数：265品 重量：144kg 令和3年度 募集期間：5/24～6/25、10/1～29、2/1～28 提供人数：延べ156人 提供品数：1,039品 重量：399kg 令和4年度 募集期間：6/1～30、8/1～31、10/3～31、12/1～28、2/1～28 提供人数：延べ170人 提供品数：1,041品 重量：374kg 令和5年度 募集期間：6/1～3/29 提供人数：延べ143人 提供品数：782品 重量：220kg	

施策1-2 リデュース (発生抑制)の推進 (食品ロス以外)	(1) 使い捨てプラスチックの削減	B	<p>マイボトルの使用を促すため、令和元年度から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置し、令和6年12月現在34台を供用。給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。令和5年度の推計では、500mlペットボトル換算で約62万本分の利用実績。令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品の製造事業者と、使い捨てプラスチック（洗剤などの使用済みつめかえパック）の自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力し、事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大蔵認定申請の中で、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾した（事業者は令和6年3月に認定を取得）。</p> <p>また、本庁舎ロビーや鎌倉駅地下道ギャラリーを使用し、プラスチック削減に関する普及啓発を行った他、イベントでのリユース食器の利用に対して補助金を交付した。なお、本市の共催・後援名義の承認にあたっては、令和6年3月から、リユース食器を利用するなど、プラスチックごみの排出抑制に努めていることを要件としている。</p> <p>※施策については継続的に取り組んだが、コロナ禍で容器包装プラスチックやペットボトルの排出量が増加し、減少後の令和5年度実績においても、現行計画の基準年度（平成27年度）を上回る排出量であったため、評価はBとした。</p> <p>【家庭系容器包装プラスチック及びペットボトル排出量実績（コロナ禍前後の経過）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器包装プラスチック排出量(t)</td> <td>2,501</td> <td>2,652</td> <td>2,858</td> <td>2,675</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル排出量(t)</td> <td>505</td> <td>606</td> <td>566</td> <td>590</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	容器包装プラスチック排出量(t)	2,501	2,652	2,858	2,675	ペットボトル排出量(t)	505	606	566	590								
	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度																						
容器包装プラスチック排出量(t)	2,501	2,652	2,858	2,675																						
ペットボトル排出量(t)	505	606	566	590																						
(2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応	A	<p>自治・町内会説明会や市職員が参加していた各種イベントについて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合形式による開催を中止したことから、コロナ禍の新たな手法として、SNS（FacebookやXなど）の活用やウェブ会議システムを活用した説明等の実施、YouTubeによる動画説明等による情報発信を行った。</p> <p>新しい生活様式の中でテイクアウトが増加し、持ち帰り用のプラスチック容器が増加したことから、令和3年度には試験的に「リユース食器シェアリングサービス」について、本庁舎に返却ボックスを設置して活用を図った。</p> <p>ある程度収束したため令和6年度のアクションプログラムでは施策項目から削除し、対面実施の施策を概ね再開している。</p>																								
(3) 水切りの普及啓発	A	<p>ホームページや本庁舎ロビー展示、鎌倉駅地下道ギャラリー、広報かまくら、「資源物とごみの分け方・出し方」などで水切りの必要性について、イラストを添える等して発信した他、自治・町内会の説明会において水切りの重要性についての啓発を図った。水切りの実施状況について、市民アンケートで確認中。</p>																								
(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	A	<p>生ごみ処理機を市役所本庁舎で展示し、使用方法についての市民からの問い合わせにきめ細かい説明を実施。「資源物とごみの分け方・出し方」等で周知した他、自治・町内会等の説明会、地域のイベントに市職員が出向き、生ごみ処理機及び購入費補助制度の周知・啓発を実施。コロナ禍の影響による新たな生活様式も相まって、生ごみ処理機の需要が拡大し、助成台数が増加した。使用状況について、市民アンケートで確認中。</p> <p>【生ごみ処理機助成台数（過去5年）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電動型</th> <th>非電動型</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>152台</td> <td>127台</td> <td>279台</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>246台</td> <td>177台</td> <td>423台</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>338台</td> <td>253台</td> <td>591台</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>379台</td> <td>224台</td> <td>603台</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>421台</td> <td>191台</td> <td>612台</td> </tr> </tbody> </table>	年度	電動型	非電動型	合計	令和元年度	152台	127台	279台	令和2年度	246台	177台	423台	令和3年度	338台	253台	591台	令和4年度	379台	224台	603台	令和5年度	421台	191台	612台
年度	電動型	非電動型	合計																							
令和元年度	152台	127台	279台																							
令和2年度	246台	177台	423台																							
令和3年度	338台	253台	591台																							
令和4年度	379台	224台	603台																							
令和5年度	421台	191台	612台																							

施策1-2 リデュース (発生抑 制)の推進 (食品ロス 以外)	(7) 事業系ごみ処理手 数料の見直し及び家庭 系ごみの有料化の継続	A	<p>「植木剪定材」については、令和4年5月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会から答申を受け、10月に条例を改正した。植木剪定材受入事業場利用者への通知、広報かまくらやホームページでの周知の他、造園組合等に対して説明を実施し、令和5年4月から改定後の金額（10kg当たり210円）を適用した。</p> <p>「植木剪定材以外のもの」については、令和5年5月に同審議会から答申を受け、9月に条例を改正した。広報やホームページでの周知の他、鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者や鎌倉商工会議所に対して説明を実施し、令和6年10月から改定後の金額（10kg当たり400円）を適用した。</p> <p>家庭系ごみの有料化については継続し、歳入実績は以下のとおり。</p> <p>【指定収集袋の歳入額（過去5年間）】</p> <p>令和元年度：297,993千円 令和2年度：290,979千円 令和3年度：297,480千円 令和4年度：285,873千円 令和5年度：280,251千円</p>																						
		A	<p>広報かまくら、ホームページを媒介した従来の周知・啓発に加え、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいてリユースネットかまくらの仕組みを展示した。年間の成立件数の目標を1,000件とし、コロナ禍で減少し下回ったものの、令和4年度から増加し再び達成している。</p> <p>【不用品登録制度登録・成立実績（過去5年間）】</p> <table> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録件数</th> <th>成立件数</th> <th>成立割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,739</td> <td>1,274</td> <td>73.3%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>826</td> <td>634</td> <td>76.8%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,187</td> <td>925</td> <td>77.9%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,884</td> <td>1,295</td> <td>68.7%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>2,140</td> <td>1,370</td> <td>64.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和6年度から株式会社ECOMMITと協力してリユースに関する実証実験を実施した。本庁舎及び行政センターにリユース品の回収ボックス「PASSTO（パスト）」を設置し、以下の回収結果となっている。また、令和6年12月には市役所本庁舎のボックスを高機能化し、慶應義塾大学が中心となって開発した「しげんポスト」の技術を応用して投函された物の種類や重量、投函された時間などのデータをAIカメラや重量センサーを用いて自動取得する実証実験を行うこととした。令和6年12月9日～14日には、笛田リサイクルセンターにおいてリユース可能な不要品の回収を実施した。回収結果は以下のとおり。</p> <p><PASSTOによる回収結果></p> <p>回収期間：令和6年7月25日～令和7年3月19日 回収重量：980.3kg（うちリユース885.4kg） リユース率：90.3%（重量ベース）</p> <p><イベントによる回収結果></p> <p>回収期間：令和6年12月9日～14日 回収場所：笛田リサイクルセンター 受付数：270件 回収点数（概数）：9,248点 回収重量：3673.9kg リユース率：98.4%（重量ベース）</p>	年度	登録件数	成立件数	成立割合	令和元年度	1,739	1,274	73.3%	令和2年度	826	634	76.8%	令和3年度	1,187	925	77.9%	令和4年度	1,884	1,295	68.7%	令和5年度	2,140
年度	登録件数	成立件数	成立割合																						
令和元年度	1,739	1,274	73.3%																						
令和2年度	826	634	76.8%																						
令和3年度	1,187	925	77.9%																						
令和4年度	1,884	1,295	68.7%																						
令和5年度	2,140	1,370	64.0%																						
施策1-3 リユース (再使用) の推進	(1) 不用品登録制度な どのリユース制度の拡 充	A	<p>アクションプログラムの重点項目に位置付けた令和元年度に、フリーマーケットアプリを活用したリユースの促進について検討を行ったが、不用品登録制度との差別化等の課題があり運用開始に至らなかった。民間事業者の紹介については、紹介基準等を設定できていないことから、具体的には実施できていない状況。</p>																						
	(2) リサイクルショッ プ等の民間事業に関す る情報提供	C																							
施策1-4 リサイクル (再生利 用)の推進	(1) 家庭系生ごみの資 源化	B	<p>施設候補地周辺住民から生ごみの堆肥化処理について懸念の声もあり、堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法を検討するため、令和3年4月及び令和4年11月にサウンディング調査を実施した。調査の結果、参加事業者から、主にメタン発酵（乾式・湿式）や炭化処理について提案があり、調査結果をホームページで公表した。</p> <p>施設整備に当たっては、整備計画地の地域住民の理解が得られるよう、堆肥化以外も含めた幅広い資源化手法について、地元町内会と市で組織する協議会を中心に協議を進めていく。</p>																						
	(2) 紙おむつの資源化	B	<p>国の動向や先進自治体・民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて紙おむつの資源化施設の整備及び民間委託の検討を進めた。令和3年度にサウンディング調査を実施し、令和4年度は更に排出事業者の施設内で処理可能な設備機器の導入に向けたサウンディング調査を実施して、主に熱分解や水溶化処理、汚物を薬剤により分離して減容化する方法が提案された。令和5年度に民間事業者と連携して実証実験を実施した。その結果、異物除去や乾燥等の追加工程を踏むことで分離処理した廃棄物は製品原料としての活用の可能性はあると考えられる。</p> <p>【令和5年度実証実験内容】</p> <p>令和6年1月に栗田工業株式会社と「使用済み紙おむつの資源化の推進に関する協定」を締結し、同社が所有する既存装置を活用し、本市で排出された使用済み紙おむつの洗浄・分解を行い、資源化可能な性状に処理できることを確認。</p> <p>その後、令和6年3月にTOPPAN株式会社と同様の協定を締結し、先行実験の成果物の材質分析及び製品化の可能性を調査し、バルブ及びプラスチックとともに、異物除去や追加工程等が必要になることを確認。</p> <p>また、市内の公立保育園の協力を得て、同事業者が有する紙おむつ回収ボックスを活用した拠点回収方策についても実証実験を実施し、事後アンケート等で肯定的な意見が多くあった。実用化に向けては目的・内容・効果などを広く市民周知し、利便性を訴求していく必要がある。</p>																						
	(3) 事業系ごみの最適 な資源化	A	令和4年6月にオリックス資源循環株式会社と5年間の長期継続契約を締結し、令和5年度は6,787t搬送した。																						
	(4) ごみと資源物の分 別徹底	B	<p>家庭系ごみについては、令和6年度に「資源物とごみの分け方・出し方」を改訂する際、分別方法がより分かりやすくなるよう案内を更新した他、自治・町内会等の説明会等において分別徹底の啓発を行った。一方で、組成調査の結果において、資源物等の混入割合が有料化実施に伴い一時減少したものの、その後、有料化実施前の水準に戻りつつある状況。</p> <p>事業系ごみについては、訪問指導やピット前検査等の実施を通じて分別徹底を図り、組成調査の結果において、産業廃棄物の混入等の割合が基準年度と比べて減少した（平成27年度：24.05%、令和5年度：18.69%）。</p>																						
	(5) 店舗等の店頭回収 の促進	C	平成27年3月に鎌倉のごみ減量をすすめる会の調査に基づき回収店舗の一覧を公表したが、定期的な見直しを実施できていない状況（最終更新は令和3年4月）。																						

施策2-1 市民に対する働きかけ	(1)ライフスタイルの見直しに向けた啓発	A	<p>[施策1-2(1)再掲]マイボトルの使用を促すため、令和元年度から市内公共施設に水道直結式ウォーターサーバーを設置し、令和6年12月現在34台を供用。給水スポットの場所を掲載した「鎌倉市給水スポットマップ」を鎌倉市SDGsつながりポイント（まちのコイン）と連携して周知した。令和5年度の推計では、500mlペットボトル換算で約62万本分の利用実績。ただし令和7年度から交付金による補助がなくなるため、設置個所を精査し26台とする。</p> <p>[施策1-2(1)再掲]令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行に伴い、プラスチック使用製品の製造事業者と、使い捨てプラスチック（洗剤などの使用済みつめかえパック）の自主回収・再資源化策の制度構築に向けて協力し、事業者が行う法39条第1項に基づく「自主回収・再資源化事業計画」の大臣認定申請の中で、市と連携をした業務体制で回収・再資源化を図ることについて承諾した（事業者は令和6年3月に認定を得た）。</p> <p>令和4年度に、レジ袋削減のため、循環型エコバッグの社会実験として作成したエコバッグをJAさがみと連携して鎌倉市農協連即売所で活用し、JAさがみが自ら制度構築するための検討に向けた利用者の意見をまとめた。</p> <p>【第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 鎌倉市民意識調査の結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイバッグ利用割合(%)</td> <td>63.4</td> <td>92.0</td> <td>91.3</td> <td>92.4 ※総合計画の目標（令和7年度時点80%）を達成</td> </tr> <tr> <td>マイボトル利用割合(%)</td> <td>50.9</td> <td>60.2</td> <td>59.0</td> <td>58.3 ※総合計画の目標（令和7年度時点70%）未達成</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	初期値					マイバッグ利用割合(%)	63.4	92.0	91.3	92.4 ※総合計画の目標（令和7年度時点80%）を達成	マイボトル利用割合(%)	50.9	60.2	59.0	58.3 ※総合計画の目標（令和7年度時点70%）未達成																											
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																														
初期値																																																		
マイバッグ利用割合(%)	63.4	92.0	91.3	92.4 ※総合計画の目標（令和7年度時点80%）を達成																																														
マイボトル利用割合(%)	50.9	60.2	59.0	58.3 ※総合計画の目標（令和7年度時点70%）未達成																																														
(2)3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	A	SNS（LINE、Facebook及びXなど）や展示等で周知・啓発を図った。ごみダイエット展では、食品ロスの削減等によるごみの減量の展示、プラごみゼロウィークの期間中はプラスチック問題やSDGsに関連して、協力団体募集や海底ごみの展示、マイボトル・マイバッグなどの利用促進ポスターの掲示などを実施した。また、広報かまくらに「こちら環境通信局！」というコーナーを設け、分別のポイントや食品ロスの削減等のごみの減量、生ごみ処理機購入費助成制度について周知した。コロナ禍では休止となっていたが、令和4～6年度は鎌人いち場に参加し、ウォーターサーバーの設置やごみ分別ゲーム、生ごみ処理機等の展示を行い、啓発に努めた。																																																
(3)多様なツールによる情報発信	A	若年層や転入者、単身世帯など比較的のごみに関心が薄い層に対して、「資源物とごみの分け方・出し方」や収集日などの情報を発信するLINEの「鎌倉ごみ調べ」により周知を図った。「鎌倉ごみ調べ」は、令和4年度に改訂した「資源物とごみの分け方・出し方」において大きく掲載するなど、更なる普及促進を行った結果、令和6年12月時点で登録者数が2.5万人に達した。ツールについて、市民アンケートで確認中。	○																																															
(4)学校等における環境教育の推進	A	使い捨てプラスチックごみの削減に向けた市の取組等を小学校～高校生の授業の一環や自治・町内会説明会で説明し、令和3年度には、SDGs達成に向けた取組を行っている「鎌倉市SDGs推進隊」の小中学生を対象とする勉強会を開催した。 希望のあった小学校及び幼稚園等に対し、焼却施設に関するDVDやオリジナル紙芝居の貸出しを行い、子どもたちの環境意識の向上を図った。学校等からの要望に応じて実施していた出前講座については、コロナ禍では中止しており、その後も要望が少なくあまり実施できていない状況。一方でコロナ禍での取組として、ウェブ会議システムを活用し、令和4年2月に中学生約100名に対して、市内有識の方と連携し食品ロス削減に向けた市の取組を説明した他、令和5年度に環境教育資料を作成・配布する等の取組を行った。校外学習等にあたり希望の多いインタビューへの対応に関しては継続的に実施した。																																																
(5)地域での環境学習や3Rの取組み支援	A	校外学習等において来庁した中学生・高校生等に対して、ごみ減量に関する市の取組を説明した。 コロナ禍を除き、廃棄物減量化等推進員を対象として施設見学会を実施した他、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する事業を実施した自治・町内会等に奨励金を交付する3R推進員事業奨励金交付制度を継続的に実施した。 また、新たに市公式noteにおいて、ごみの分別や戸別収集に関する発信を行った。																																																
(6)不適正な排出に対する指導	A	燃やすごみ及び燃えないごみの有料化実施に伴い、不適正な排出に対し公平性を担保する必要があることから、平成29年度から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対しては分別徹底の訪問指導を実施しており、これにより排出状況の改善が見られた。また、排出が困難となった方を、声かけふれあい収集につなげる等の効果もあった。																																																
施策2-2 事業者に対する働きかけ	(1)3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	A	事業所の「ごみと資源物の分け方・出し方」等パンフレット、チラシを活用し、啓発訪問において本市のごみ処理の現状や3Rの必要性、分別方法を説明し、食品ロスの削減及びごみ削減への協力を依頼。 【啓発訪問件数の推移（過去3年間）】 令和3年度 403者 令和4年度 538者 令和5年度 568者																																															
	(2)事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	A	ピット前検査を実施し、適切に分別されていないごみについて持ち帰り指導を行い、特に排出状況が不適正な事業者に対しては、分別の徹底を図るよう、事業系専任チームによる訪問指導を実施。3Rの取組事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行った。また、近年増加している住宅宿泊事業者（民泊）、旅館業法許可事業者の施設訪問を行い、事業者に適正な処理の方法を指導した。 【ピット前検査の実績（過去5年間）】 【事業者訪問指導実績（過去5年間）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目視検査</th> <th>検査機</th> <th>不適正排出</th> <th>年度</th> <th>多量排出</th> <th>準多量排出</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,217件</td> <td>1,562件</td> <td>1,997袋</td> <td>令和元年度</td> <td>28件</td> <td>102件</td> <td>270件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8,827件</td> <td>1,162件</td> <td>1,544袋</td> <td>令和2年度</td> <td>27件</td> <td>96件</td> <td>140件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>8,550件</td> <td>1,135件</td> <td>1,766袋</td> <td>令和3年度</td> <td>25件</td> <td>79件</td> <td>259件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7,752件</td> <td>1,683件</td> <td>2,410袋</td> <td>令和4年度</td> <td>24件</td> <td>82件</td> <td>357件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7,388件</td> <td>1,255件</td> <td>1,744袋</td> <td>令和5年度</td> <td>21件</td> <td>72件</td> <td>459件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	目視検査	検査機	不適正排出	年度	多量排出	準多量排出	その他	令和元年度	9,217件	1,562件	1,997袋	令和元年度	28件	102件	270件	令和2年度	8,827件	1,162件	1,544袋	令和2年度	27件	96件	140件	令和3年度	8,550件	1,135件	1,766袋	令和3年度	25件	79件	259件	令和4年度	7,752件	1,683件	2,410袋	令和4年度	24件	82件	357件	令和5年度	7,388件	1,255件	1,744袋	令和5年度	21件	72件
年度	目視検査	検査機	不適正排出	年度	多量排出	準多量排出	その他																																											
令和元年度	9,217件	1,562件	1,997袋	令和元年度	28件	102件	270件																																											
令和2年度	8,827件	1,162件	1,544袋	令和2年度	27件	96件	140件																																											
令和3年度	8,550件	1,135件	1,766袋	令和3年度	25件	79件	259件																																											
令和4年度	7,752件	1,683件	2,410袋	令和4年度	24件	82件	357件																																											
令和5年度	7,388件	1,255件	1,744袋	令和5年度	21件	72件	459件																																											

	(1)ごみの適正処理の推進	A	アクションプログラムの重点項目に概ね毎年位置付け、ゼロ・ウェイストの実現を目指して各施策の実施により総合的に適正処理の推進を図るとともに、広域連携による安定的なごみ処理体制の構築に向けて検討を行った。		
施策3 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	(2)処理における環境負荷の低減	A	事業系ごみの乾式メタン発酵等、資源化の推進により焼却処理量を減少し、焼却に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図った。 令和6年10月から粗大ごみ・臨時ごみの環境センターへの持込を原則廃止し、関連する車両の通行量を削減した。戸別収集の導入を見据え、より効率的な収集運搬を目指し、令和5年度にごみ収集車の走行ルートや収集量等のデータ収集・分析及びそれらに基づく、効率的な収集地区割と収集ルート及び適正な収集車両の種類と台数について提言するごみ収集体制策定支援業務委託を行った。		
	(3)処理経費の削減に向けた検討	B	1人当たりの処理経費が平成26年度20,538円であったが、ごみの減量の促進とともに収集運搬及び処理の効率化を図ったことから、平成30年度には、18,578円まで削減した。 しかし、コロナ禍によりごみの総排出量が増加し、その後コロナ禍が終息しごみの総排出量も減少したが、令和4年6月から事業系ごみの民間委託による資源化を開始したことから、中間処理費が1人当たり21,155円に増加している。令和7年度からの家庭系燃やすごみの戸別収集開始により収集経費が増大する見込み。ただし、燃やすごみの戸別収集経費を、平成27年度の検討時は約7.2億円と積算していたところ、運転手1名と作業員2名による3人乗車や軽自動車による効率的な収集体制の構築等により5.5億円まで抑制した。今後も収集ルート・時間・重量などを把握できるシステムが導入されているタブレットをごみ収集車に搭載し、収集データの調査・分析を行うことで、最適な収集ルートの構築や収集車両台数の適正化を行い、収集費用全体の抑制に繋げることとしている。		
	(4)不法投棄、持ち去り対策の推進	A	不法投棄されやすい場所について、県と合同で3カ月に1回のパトロールを実施した。また、観光パンフレットにごみの持ち帰りについて掲載した他、市民からの相談に応じて、不法投棄防止看板の提供を行った。持ち去りについては、市民から相談のあったクリーンステーションで見回りを実施した。		
			令和4年から改めて必要性を整理し具体的な検討を開始。 令和5年5月、平成19年から戸別収集を実施している藤沢市に出向き、商業地区、市街地、狭隘地区の収集現場を確認。 令和5年10月、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会で方針の素案について審議。令和5年12月、方針素案の内容確認や意見公募等の実施を見据えた今後のスケジュールについて調整。 令和6年2月、「鎌倉市における戸別収集のあり方について」方針（素案）を策定し、2月から3月まで意見公募を実施（意見総数は151通）。併せて市内各地域で方針素案の内容についての説明会を全10回開催。 令和6年2月、市公式noteで、令和4年に実施したアンケート（廃棄物減量化等推進員や自治・町内会説明会参加者等を対象）の調査結果を掲載し、意見公募の実施についても併せて周知。令和6年6月市議会定例会で戸別収集に関する予算が可決され、令和7年4月から市内一部地区を、令和8年4月から全市を対象に「燃やすごみ」の戸別収集を実施することが決定。燃やすごみの戸別収集でノウハウを蓄積し、そこで得た知見から今後の品目拡大に向けて検討を行う。		
施策4-1 市民サービスの向上	(1)家庭系ごみ戸別収集の検討	A	分別しやすい排出方法の検討	A	分別区分の理解促進のため、LINE「鎌倉ごみ調べ」により、更なる周知を実施。令和6年度までは処理困難物として市で収集していなかった小型二次電池及び乾電池以外の一次電池の回収を令和7年度に開始予定。
施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備	(1)小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	A	戸別収集の導入に伴い、少量排出事業者が戸別に排出できる制度を構築した。		
	(2)かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	B	かまくらエコアクション21は、環境省策定の環境経営システム「エコアクション21」を中小の事業者向けにアレンジした制度。導入のサポートとして、エコアクション21普及アドバイザーを無償で派遣しており、令和元年度、3年度にアドバイザーを派遣したが、登録には至らず、平成28年の登録以降は導入実績がない状況。「かまくらエコアクション21」に登録している事業所は令和5年度末時点で鎌倉市役所以外に7事業所となっている。		
施策5-1 市民・事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組みの推進	(1)3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組	A	慶應義塾大学が代表機関となり、参画企業、大学及び鎌倉市が応募提案した研究プロポーザルが、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)による「共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)」の地域共創分野(育成型)プロジェクトとして令和3年に採択され、令和5年度には地域共創分野(本格型)プロジェクトとして採択された。「循環者になるまち」を目指し、地域内の資源循環を「社会でまわす」「未来へのこす」「地球にかえす」の3つに整理し、産官学民共創で循環型社会の実現を目指していく取組を進めている。 プロジェクトの一環として開発された「しげんポスト」を市役所本庁舎及び支所に設置。また、同プロジェクトの共創拠点が主催した「鎌倉サーキュラーアワード2024」に、実行委員及び審査委員として参加した。 令和6年度に市が株式会社ECOMMITとの実証実験として設置したリユース品ボックス「PASSTO」について、令和6年12月、しげんポストの技術を応用して高機能化した（本庁舎設置分）。		
	(2)廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	A	ごみの発生抑制、減量化及び資源化に関する地域社会のリーダーとして、自治・町内会等から推薦のあった方を廃棄物減量化等推進員として任命した。推進員会合をコロナ禍を除いて年に数回実施し、ごみ処理施策の現況や目標等の説明、施設見学等を行った。また、市の要綱に基づく団体「鎌倉のごみ減量をすすめる会」と連携し、自治・町内会等における説明会での講師、鎌人いち場やゴミフェス532等のイベントへの出展等を実施いただいた。		
	(3)市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	A	対面での説明会（自治・町内会等）での説明や、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別訪問の中での周知を実施した他、SNS（LINE、Facebook、X、noteやYouTube）を活用した周知を行った。		
	(4)滞在者に対する協力の呼びかけ	A	滞在者に対する食品ロス削減の啓発として、廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、仕入れやメニューの工夫等による食品ロスの削減について働きかけを実施した他、多言語版のポイ捨て禁止の掲示物を作成し、提供した。また、観光パンフレットにごみの持ち帰りについて掲載した。		

施策5-2 事業所としての市の取組み	(1)市施設における3Rの取組	A	庁内の自動販売機について、ペットボトル飲料を缶飲料に変更した他、マイカップ用の販売機を設置した。また、マイボトルの利用促進のため、庁舎内にウォーターサーバーを設置し、来庁者の他、職員も利用している。	
	(2)再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	A	平成14年度に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、国の「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の毎年度の改正に伴い内容を見直して環境配慮製品の調達に努め、81品目で開始した対象品目を令和4年度には285品目とし、全分野の平均調達率は約80%となっている。毎年度の調査により、必要とする仕様を満たす適合品がなかった事例や、早急に物品が必要となり不適合の物品を購入した事例等がみられ、令和6年度に庁内研修(オンライン)を実施する等、周知啓発を図った。	
施策6 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築	(1)広域連携による新たなごみ処理体制の構築	A	広域連携によるごみの安定的かつ適正な処理を確実に推進するため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において、処理の一元化や事業系ごみの手数料見直し、2市1町ごみ処理広域化実施計画に基づく可燃ごみの処理について検討を進めた。令和7年度以降の逗子市既存焼却施設への受入・運搬体制の構築に向けた試行を行うとともに、両市の燃やすごみの分別区分の整合を図った。 また、令和6年市議会12月定例会において地方自治法第252条の14第1項に基づく事務委託に係る議案が可決された。	
	(2)バックアップ体制の構築	A	令和3年9月に産業廃棄物処理施設のうち、本市の廃棄物焼却処理に係る条件を満たす民間事業者35者に対してバックアップ協定の締結に向けた意向調査を実施し、焼却施設までの距離やエネルギー回収の有無など本市の契約締結条件を満たし、協定締結の意向を示した事業者と、令和4年4月（3者）、5月（1者）、令和5年3月（新たに施設整備がなされた1者）、12月（1者）に協定を締結した（協定を締結した事業者は計6事業者）。令和5年度には、先行して協定を締結した5事業者と、協定に基づき燃やすごみの一定量を処理し、不測の事態が発生した際に迅速に処理できる体制を構築した。	
	(3)災害時の協力支援体制	B	令和4年8月に災害時に重要となる仮置場の管理運営や業務に付帯する作業及び平時からの情報交換を目的とした連絡協議会の設置を盛り込んだ民間事業者との災害時協力支援協定を締結した。 令和5年度は、当該事業者と仮置場の運用について具体的な場所を想定したレイアウトの考え方や、環境対策を踏まえた準備すべき資機材の確認など災害発生時に円滑な対応が図れるよう協議を実施。 令和6年度は、当該事業者と災害廃棄物対策初動伝達機上訓練を実施し、初動対応の具体的な手順を認識するとともに、課題を抽出して解決策の検討を行った（見えてきた課題は、仮置場の受け入れ品目、レイアウトなどの整理）。 令和7年度に鎌倉市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を改定予定。	
	(4)ごみ処理施設等のあり方の検討	B	名越クリーンセンターは、焼却停止後にごみ中継施設として整備を図るため、令和5年8月に「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」を策定した。周辺自治・町内会と市で組織する地元協議会を開催し協議を重ねるとともに、令和5年12月に周辺自治・町内会を対象として住民説明会を計2回開催した。令和6年1月に協議会と協議を行い、ごみ中継施設の整備を進めることについて了承を得た。施工事業者の選定にあたっては、「鎌倉市名越中継施設整備業務委託企画提案審査会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者選定を実施した。令和6年11月に優先交渉権者と仮契約を締結し、令和6年12月に契約を締結した。 笛田リサイクルセンターは、平成9年4月に稼働を開始しており長寿命化工事を行う必要があるが、ごみ処理広域化への移行や戸別収集の実施等が見込まれる中、現時点で将来的な処理品目の搬入・処理方法・実施時期等が確定できず、検討が遅れている状況。	

資料8 家庭系燃やすごみ組成調査結果概要

実施時期:令和5年(2023年)11月6日~11月16日のうち計7日間

対象地区:今泉、今泉台、岩瀬、植木、大船、鎌倉山、腰越、小町、材木座、七里ガ浜、手広、笛田、山崎、山ノ内、由比ガ浜
合計15地区

調査方法:各地区で収集された燃やすごみのうち、100kgを抽出

表 家庭系燃やすごみ組成調査結果(湿重量比)

		小分類項目	構成 比率(%)	市分別区分	資源化の可能性
紙類	新聞紙(折り込み広告含む)	0.79	紙類	○	
	雑誌(本を含む)	1.06	紙類	○	
	ダンボール:宅配・郵便用	0.41	紙類	○	
	ダンボール:その他ダンボール	0.24	紙類	○	
	紙パック:アルミ付き	0.18	紙パック	○	
	紙パック:アルミなし	0.40	紙パック	○	
	ボール紙:容器包装該当	1.20	紙類	○	
	ボール紙:容器包装非該当	0.37	紙類	○	
	カップ型容器:容器包装該当	0.42	ミックスペーパー	○	
	カップ型容器:容器包装非該当	0.13	ミックスペーパー	○	
プラスチック類	紙コップ・紙皿	0.16	ミックスペーパー	○	
	その他紙類1:容器包装該当	0.52	ミックスペーパー	○	
	その他紙類2:紙おむつ	7.31	燃やすごみ	×	
	その他紙類2:リサイクルできない紙類(汚れた紙類等)	9.61	燃やすごみ	×	
	その他紙類2:その他	2.58	ミックスペーパー	○	
	小計	25.37			
	紙類のうち資源化の可能性のあるもの	8.45			
	小計				
	ペットボトル:500ml以下	0.08	ペットボトル	○	
	ペットボトル:501ml以上	0.06	ペットボトル	○	
木竹類	発泡スチロール:白色トレー	0.02	容器包装プラスチック	○	
	発泡スチロール:色付きトレー	0.05	容器包装プラスチック	○	
	発泡スチロール:魚箱類	0.00	容器包装プラスチック	○	
	容器包装該当プラスチック類:容器類(箱、容器、チューブ類等)	1.59	容器包装プラスチック	○	
	容器包装該当プラスチック類:包装類(容器類以外)	4.69	容器包装プラスチック	○	
	製品プラスチック類:製品プラスチック	2.47	製品プラスチック	○	
	容器包装・製品非該当プラスチック類	0.43	燃やすごみ	×	
	排出容器等(外袋)以外のレジ袋:容器包装該当類	0.54	容器包装プラスチック	○	
	排出容器等(外袋)以外のレジ袋:容器包装非該当類	0.63	燃やすごみ	×	
	小計	10.56			
厨芥類	木竹類のうち資源化の可能性のあるもの	9.50			
	植木剪定材:木・草類	0.61	植木剪定材	○	
	植木剪定材:竹・シウロ類	0.02	植木剪定材	○	
	植木剪定材以外	2.05	燃やすごみ	×	
	小計	2.68			
	木竹類のうち資源化の可能性のあるもの	0.63			
	小計				
	厨芥類:調理残渣(適正除去)	2.36	燃やすごみ	×	
	厨芥類:調理残渣(過剰除去)	1.69	燃やすごみ	×	
	厨芥類:食べ残し等	32.72	燃やすごみ	×	
繊維類	厨芥類:未開封食品類(保存食品、冷凍食品)	0.19	燃やすごみ	×	
	厨芥類:未開封食品類(野菜・果物・肉・魚)	1.16	燃やすごみ	×	
	厨芥類:未開封食品類(加工品類)	1.61	燃やすごみ	×	
	厨芥類:未開封食品類(調理品)	0.78	燃やすごみ	×	
	厨芥類:未開封食品類(その他)	0.08	燃やすごみ	×	
	小計	40.60			
	厨芥類のうち資源化の可能性のあるもの	0.00			
	小計				
	衣類:背広、コート類(再使用可能なもの)	0.40	布類	○	
	衣類:布製のベルト、バック、帽子(再使用可能なもの)	0.16	布類	○	
その他可燃物	衣類:皮革衣料品(再使用可能なもの)	0.43	布類	○	
	衣類:その他衣類	1.57	布類	○	
	衣類以外	2.82	布類	○	
	リサイクルできない布類	2.87	燃やすごみ	×	
	小計	8.25			
	繊維類のうち資源化の可能性のあるもの	5.39			
	小計				
	皮革・ゴム類:その他の皮革製品、ゴム製品等	1.47	燃やすごみ	×	
	皮革・ゴム類以外:その他可燃物	9.52	燃やすごみ	×	
	小計	10.99			
金属・ガラス類	その他可燃物のうち資源化の可能性のあるもの	0.00			
	小計				
	金属類:飲食用アルミ缶	0.04	カン・ビン	○	
	金属類:飲食用以外アルミ缶	0.00	燃えないごみ	×	
	金属類:飲食用スチール缶	0.06	カン・ビン	○	
	金属類:飲食用以外スチール缶	0.00	燃えないごみ	×	
	金属類:缶以外	0.09	燃えないごみ	×	
	ガラス類:飲食用ビン類	0.07	カン・ビン	○	
	ガラス類:飲食用以外ビン類	0.08	燃えないごみ	×	
	ガラス類:ビン類以外	0.04	燃えないごみ	×	
その他不燃物	小計	0.38			
	金属・ガラス類のうち資源化の可能性のあるもの	0.17			
	小計				
	危険・処理困難物:危険・処理困難物	0.07	危険・有害ごみ	×	
	危険・処理困難物:排出禁止物	0.01	排出禁止物	×	
	小型家電:小型家電	0.06	燃えないごみ	○	
	その他:その他不燃物	0.21	燃えないごみ	×	
	小計	0.35			
	その他不燃物のうち資源化の可能性のあるもの	0.06			
	小計				
排出容器等	排出容器等:容器包装該当類	0.07	容器包装プラスチック	○	
	排出容器等:容器包装非該当類	0.06	燃やすごみ	×	
	排出容器等:有料袋	0.70	燃やすごみ	×	
	小計	0.83			
	排出容器等のうち資源化の可能性のあるもの	0.07			
	小計				
	合計	100.00			
	資源化の可能性のあるもの	24.25			

資料9 事業系ごみ質組成調査結果概要

実施時期:令和5年(2023年)11月15日~11月17日

調査方法:名越クリーンセンターに搬入された事業系ごみのうち、100kgを抽出(1日2回、計6回実施)

表 産業廃棄物、一般廃棄物(資源物・燃やすごみ)の割合(湿重量比)

No.	大分類項目	No.	中分類項目	No.	調査回		平均		
					調査日				
1	紙類	1-1 新聞紙(折り込み広告含む)					0.84		
			1-2 雑誌(本を含む)				0.63		
			1-3 ダンボール		ダンボール		1.89		
			1-4 紙パック	1-4-1	アルミ付き		0.51		
				1-4-2	アルミなし		0.42		
			1-5 ポール紙	1-5-1	容器包装該当		2.80		
			1-5-2	容器包装非該当		0.02			
			1-6 カップ型容器		容器包装該当		0.13		
			1-7 紙コップ・紙皿				2.37		
			1-8 紙類・包装紙	1-8-1	包装紙		0.34		
				1-8-2	紙袋		0.42		
			1-9 色白紙	1-9-1	オフィス用紙(色白紙)		0.28		
			1-10 色付紙	1-9-2	そのほか色白紙		0.52		
				1-10-1	オフィス用紙(色付紙)		0.01		
				1-10-2	封筒		0.14		
			1-11 その他紙類	1-10-3	そのほか色付紙		0.02		
				1-11-1	紙おむつ		4.06		
				1-11-2	リサイクルできない紙類 (汚れた紙類)		16.92		
				1-11-3	シュレッダー紙		—		
				1-11-4	伝票		0.04		
				1-11-5	紙類の禁忌品		0.00		
				1-11-6	特定の事業所から出る紙類(産業廃棄物)		1.16		
				1-11-7	その他		0.00		
			小計				33.53		
2	プラスチック類	2-1 ペットボトル	2-1-1	500ml以下			0.04		
			2-1-2	501ml以上			0.02		
		2-2 発泡スチロール	2-2-1	白色トレー			0.00		
			2-2-2	色付きトレー			0.00		
			2-2-3	魚箱類			0.02		
		2-3 容器包装該当プラスチック類	2-3-1	容器類(箱、容器、チューブ類等)			0.71		
			2-3-2	包装類(容器類以外)			3.28		
3	木竹類	2-4 プラスチック成型品			プラスチック成型品		0.41		
			2-5 排出容器等(外装)以外のレジ袋		容器包装該当類		0.23		
		小計					4.73		
		3-1 植木剪定材	3-1-1	木・草類			3.04		
			3-1-2	竹・シュロ類			—		
		3-2 植木剪定材以外					1.53		
		小計					4.58		
4	厨芥類	4-1 厨芥類	4-1-1	調理残渣(適正除去)			17.44		
			4-1-2	調理残渣(過剰除去)			10.41		
			4-1-3	食べ残し等			13.69		
			4-1-4	未開封食品類			7.22		
		小計					48.76		
5	布類	5-1 事業活動特有の布類	事業活動特有の布類				—		
			5-2 その他のリサイクルできる布類		その他のリサイクルできる布類		0.28		
			5-3 リサイクルできない布類		リサイクルできない布類		0.73		
		小計					1.01		
6	その他可燃物	6-1 皮革製品		皮革製品			0.01		
		6-2 皮革以外		その他可燃物			4.25		
		小計					4.26		
7	ゴム類	7-1 ゴム類		ゴム製品			0.78		
							0.78		
8	金属・ガラス類	8-1 金属類	8-1-1	飲食用アルミ缶			0.01		
			8-1-2	飲食用以外アルミ缶			—		
			8-1-3	飲食用スチール缶			—		
			8-1-4	飲食以外スチール缶			—		
			8-1-5	缶以外			0.13		
		8-2 ガラス類	8-2-1	ビン類			0.02		
			8-2-2	ビン類以外			—		
		小計					0.16		
		9-1 危険・処理困難物	9-1-1	危険・処理困難物			0.02		
			9-1-2	排出禁止物			—		
			9-2 小型家電		小型家電		0.02		
9	その他不燃物	9-3 その他		その他不燃物			0.17		
		小計					0.21		
		10-1 排出容器等	10-1-1	排出容器等			1.99		
			10-1-2	小計			1.99		
合計							100.00		
うち産業廃棄物合計							7.04		
うち資源化の可能性があるごみ(一廃)							11.65		
うち燃やすごみ							81.31		

資料10 ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート結果概要

目的

市民を対象として、ごみの減量・リサイクルに関する意識や取組み状況について調査を行い、課題抽出や現行施策の評価、新たな施策等を検討するための基礎資料とすること。

背景

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定(平成28年10月)にあたり、平成26年(2014年)11月28日～12月10日にごみ減量・リサイクルに関する市民アンケートを実施し、基礎資料として活用しました。当時から約10年間、計画に基づく施策の実施や情勢の変化により、市民の意識・取組みにどのような変化があったのかを確認するため、今回改めてアンケートを実施しました。

実施概要

対象者：10月31日時点で18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)

依頼方法：令和6年(2024年)12月6日(金)資料郵送にて依頼

回答方法：紙又はWEB(e-kanagawa電子申請システム)

結果概要

集計対象：依頼発送後、令和7年(2025年)2月10日(金)着までの回答分

回答数：872件(紙提出：763件、電子提出：109件) ※9件が宛先不明等で返送

回収率：43.6% (=872/2,000)

結果詳細

次のとおり

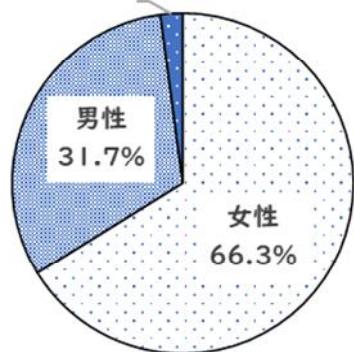
- ・p.2～12 全設問(問1～問28)の集計結果
- ・p.13～16 一部の設問に関するクロス集計結果
- ・p.17～24 前回平成26年度(2014年度)に実施したアンケート結果との比較

※回答割合は小数点以下第二位を四捨五入した値で表示しており、端数処理の都合上、合計が100%でない項目があります。

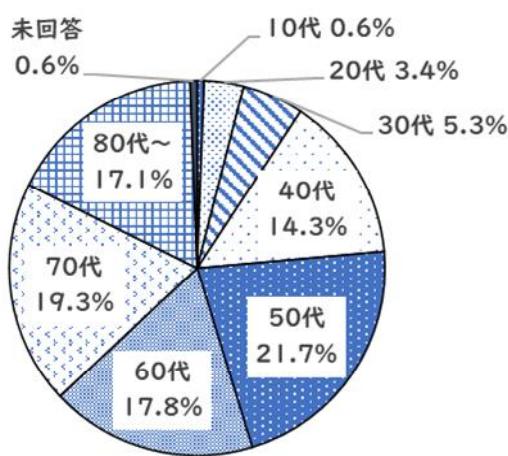
【回答者の属性】

問1 性別

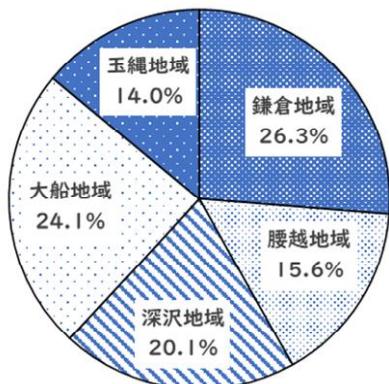
その他・未回答 2%



問2 年齢



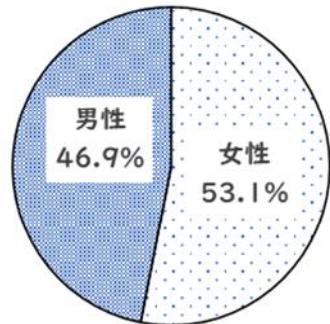
問3 居住地域



(参考) 鎌倉市人口における割合

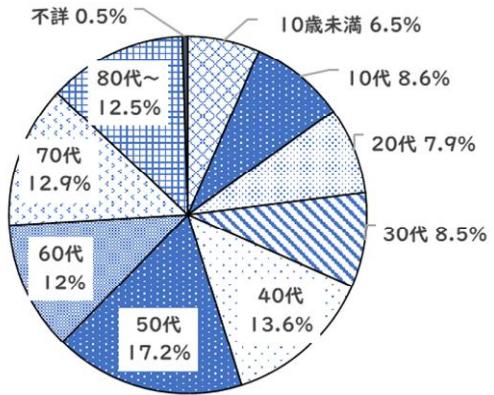
(令和2年国勢調査結果(確定値)を基礎として、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算して推計)

○性別 (令和7年(2025年)1月1日現在)

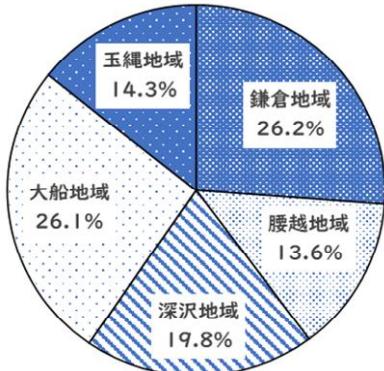


○年齢 (令和6年(2024年)1月1日現在)

※令和7年(2025年)1月1日現在は未公表

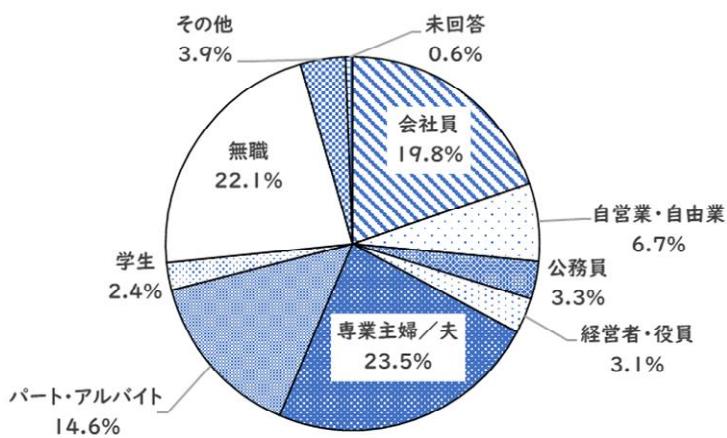


○居住地域 (令和7年(2025年)1月1日現在)

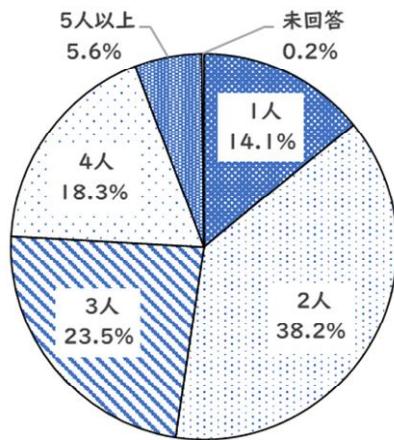


※問3 台については、1丁目が玉縄地域、未表示地区及び2～4丁目が大船地域であり、令和7年1月現在の鎌倉市人口(令和2年国勢調査結果(確定値)を基礎として、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算して推計)の地域別・町丁・字別人口における割合で按分して算出しました。

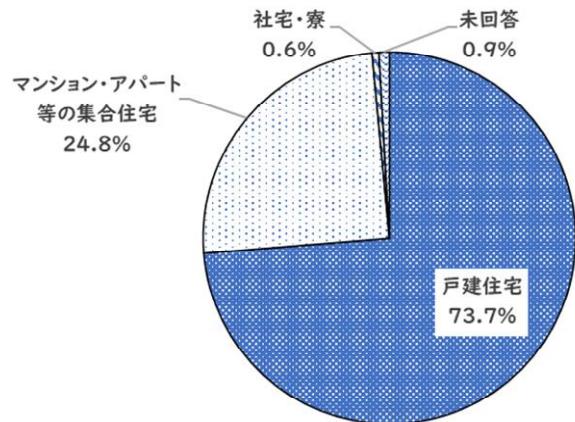
問4 職業



問5 世帯人数



問6 居住形態



※以降の内容において、割合は各設問の回答者数から算出しています。各設問の回答者数は、全体の回答者数(872人)と異なる場合があります。

【ごみと資源物の排出及び分別状況について】

問7 あなたはごみと資源物を以下の品目別に分別して出していますか。

ごみと資源物の品目

飲食用カン、飲食用ビン、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトル、植木剪定材、紙パック、ミックスペーパー、新聞・雑誌・ボール紙・段ボール、布類、使用済み食用油、燃えないごみ、危険・有害ごみ（蛍光管、乾電池など）、燃やすごみ、粗大ごみ、棒状板状等粗大ごみ、棒状板状等特定粗大ごみ

項目	回答数	割合
1.きちんと分別している	671	77.0%
2.ほとんど分別している	183	21.0%
3.時々分別している	3	0.3%
4.ほとんど分別していない	1	0.1%
5.まったく分別していない	0	0.0%
6.自分以外の人が分別している	13	1.5%
7.分からぬ	0	0.0%
8.未回答	1	-
合計	872	

※回答者数：871人

問8 問7で「1. きちんと分別している、2. ほとんど分別している、3. 時々分別している」を選択された方におたずねします。分別する理由を教えてください。(2つまで)

項目	回答数	割合
1.分別することがルールで定められているため	698	81.8%
2.地球の資源を大切にし、循環型の社会をめざすため	429	50.3%
3.鎌倉の環境を良くするため	148	17.4%
4.鎌倉市内の焼却施設が停止することで、焼却量を減らさなくてはいけないため	85	10.0%
5.焼却によるCO2排出量を減らすため	118	13.8%
6.その他	13	1.5%
合計	1491	

※回答者数：853人

問9 問7で「4. ほとんど分別していない、5. まったく分別していない」を選択された方におたずねします。分別していない理由を教えてください。(2つまで)

項目	回答数	割合
1.面倒なため	3	50.0%
2.分別しても本当にリサイクルされているか分からぬいため	0	0.0%
3.なぜごみの減量やリサイクルをするのか分からぬいため	1	16.7%
4.分別方法が複雑で分からぬいため	1	16.7%
5.自分1人がごみの減量やリサイクルに取り組んでも何も変わらないため	0	0.0%
6.仕事や家事に追われてごみについて考える余裕がないため	1	16.7%
7.その他	0	0.0%
合計	6	

※回答者数：6人

※問7で分別していると答えた方の回答を含む

問10 生ごみ処理機の使用状況を教えてください。生ごみ処理機を使用していますか。

項目	回答数	割合
1.使用している	96	11.1%
2.使用していない	729	84.6%
3.使用していないが生ごみは庭などに埋めている	37	4.3%
未回答	10	-
合計	872	

※回答者数：862人

問11 問10で「1. 使用している」を選択された方におたずねします。

生ごみ処理機の種類を教えてください。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1.電動型（ごみを消滅させるタイプ）	0	0.0%
2.電動型（ごみを乾燥させるタイプ）	36	35.0%
3.電動型（ディスポーザー）	20	19.4%
4.電動型（その他）	1	1.0%
5.非電動型（屋外用）	45	43.7%
6.非電動型（屋内用）	3	2.9%
合計	105	

※回答者数：103人

【食品ロスについて】

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。鎌倉市では、令和5年度（2023年）の家庭系燃やすごみ組成調査の結果、食べ残し等が燃やすごみ全体の32.72%、未開封の食品が3.83%、調理での過剰除去が1.69%含まれ、重量で換算すると年間約8,600tになります。

これらの食品ロスの状況について、ご家庭や外食での状況や背景などをお伺いします。

問12 あなたはご家庭で、食材を無駄がないように調理に使う・食べるようになりますか。

項目	回答数	割合
1. いつもしている	356	41.2%
2. ほとんどしている	438	50.7%
3. 時々している	56	6.5%
4. ほとんどしていない	10	1.2%
5. まったくしていない	0	0.0%
6. 家庭では食材を一切調理しない／食べない	4	0.5%
未回答	8	-
合計	872	

※回答者数：864人

問13 問12で「1. いつもしている、6. 家庭では食材を一切調理しない／食べない」以外を選択された方におたずねします。あなたのご家庭から食材の無駄が出てしまう理由は何ですか。（いくつでも）

項目	回答数	割合
1. 食材を多く買ってしまう	212	45.5%
2. 余分に作ってしまう	137	29.4%
3. 余った食材を上手に調理できない	97	20.8%
4. 適切な保管方法が分からずすぐに傷んでしまう	62	13.3%
5. 保存食品（缶、カップ麺など）の賞味期限に気付かない	106	22.7%
6. 食材の在庫を把握できていない	68	14.6%
7. その他	56	12.0%
合計	738	

※回答者数：466人

問14 以下のような「消費期限」と「賞味期限」の違いを知っていましたか。

消費期限……袋や容器を開けない今まで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この

「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと

賞味期限……袋や容器を開けない今まで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この

「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。

※消費期限に比べ、傷みにくい食品に表示されています（作ってから3ヶ月以上も

つものは「年月」で表示することもあります）。この期限を過ぎても、すぐに食

べられなくなるわけではありません。

項目	回答数	割合
1.はい	762	93.4%
2.いいえ	54	6.6%
未回答	56	-
合計	872	

※回答者数：816人

問15 外食時に食べ残さないようにしているか教えてください。

項目	回答数	割合
1.いつもしている	556	64.1%
2.ほとんどしている	225	26.0%
3.時々している	27	3.1%
4.ほとんどしていない	7	0.8%
5.まったくしていない	4	0.5%
6.外食はしない	48	5.5%
未回答	5	-
合計	872	

※回答者数：867人

問16 問15で「1. いつもしている、6. 外食はしない」以外を選択された方におたずねします。

外食時に食べ残しが出る理由は何ですか。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1.嫌いな食材や味付け・調理方法のため	65	25.6%
2.少なめに注文できるシステムが飲食店にないため	114	44.9%
3.味や量がメニューでイメージしていたものと違うため	94	37.0%
4.食べられる量に関係なく、食べたいものを注文するため	29	11.4%
5.時間制限がある場合、食べ終わる前に時間が終わってしまうため	4	1.6%
6.食べ残しても追加料金などのペナルティがないため	12	4.7%
7.大皿での提供で残った料理の取り分けを遠慮してしまうため	9	3.5%
8.その他	31	12.2%
合計	358	

※回答者数：254人

問 17 お店を選ぶ際、食品ロスの削減を行っているお店を積極的に選択していますか。

項目	回答数	割合
1.いつも積極的に選択している	49	5.9%
2.時々選択している	86	10.3%
3.気にしていない	700	83.8%
未回答	37	-
合計	872	

※回答者数：835人

問 18 鎌倉市では、市内で食品ロス削減に取り組んでいるお店を「食品ロス削減協力店」として登録しています（お店ではステッカーを掲示）。

食品ロス削減協力店の利用状況等について、教えてください。

取組の例：少量メニュー等の提供、持ち帰りの対応、期限が間近な食料品の割引販売、食べ残しを減らすための案内、ばら売り・量り売りでの提供、フードバンクなどへの食料品の提供



(市内 80 件のお店・
事業者が登録中)

項目	回答数	割合
1.毎日利用している	5	0.6%
2.毎週利用している	24	2.9%
3.毎月利用している	8	1.0%
4.数回利用したことがある	71	8.5%
5.利用したことがない 又は 食品ロス削減協力店の取組を知らなかった	732	87.1%
未回答	32	-
合計	872	

※回答者数：840人

問 19 問 18 で「5. 利用したことがない 又は 食品ロス削減協力店の取組を知らなかった」以外を選択された方におたずねします。実際に利用された（されている）取組みを教えてください。（いくつでも）

項目	回答数	割合
1.少量メニュー	41	36.9%
2.持ち帰り	46	41.4%
3.賞味又は消費期限が間近な食料品の割引販売	57	51.4%
4.ばら売り・量り売りでの提供	18	16.2%
5.その他	1	0.9%
6.利用した取組はない	10	9.0%
合計	173	

※回答者数：111人

問20 問18で「5. 利用したことがない 又は 食品ロス削減協力店の取組を知らなかった」を選択された方におたずねします。次のうち利用したいと思うものがあれば教えてください。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1. 少量メニュー	320	45.1%
2. 持ち帰り	397	56.0%
3. 賞味又は消費期限が間近な食料品の割引販売	407	57.4%
4. ばら売り・量り売りでの提供	286	40.3%
5. その他	24	3.4%
合計	1434	

※回答者数：709人

【ごみ減量・リサイクルに関する取組状況について】

問21 市民一人ひとりがごみの減量、資源化をすすめるために、以下に示す3Rの中で最も大切なことは何だと思いますか。(1つだけ)

項目	回答数	割合
1. ごみになるものを買わない、もらわない (Reduce:リデュース)	322	37.9%
2. ごみとしてすぐに捨てずに繰り返し使う (Reuse:リユース)	103	12.1%
3. きちんと分別して資源として再生する (Recycle:リサイクル)	430	50.6%
未回答	23	-
合計	878	

※回答者数：849人（複数回答有）

問22 今後より一層リユースの取組を推進していくため、以下の中で利用したい取組を教えてください。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1. 不要品引取り（自身で持込み）	416	50.4%
2. 不要品引取り（自宅等で回収）	457	55.4%
3. 事業者による不用品のマッチングサービス（メルカリ、ラクマなど）	216	26.2%
4. 地域内のフリーマーケット	224	27.2%
5. シェアリングサービス	108	13.1%
未回答	47	-
合計	1468	

※回答者数：825人

問23 鎌倉市のごみに関する施策のうち、現在特に関心のある施策を教えてください。（2つまで）

項目	回答数	割合
1.燃やすごみの戸別収集（令和7年度一部地域、令和8年度全市で開始）	434	55.0%
2.生ごみ処理機購入費助成制度（上限3万円で非電動型90%、電動型75%の購入費助成）	164	20.8%
3.リユースネットかまくら（インターネットによる不用品登録制度）	147	18.6%
4.植木剪定材からできた土壤改良材の無料配布	128	16.2%
5.ふれあい収集	33	4.2%
6.ごみ処理広域化（逗子市・葉山町との広域化実施計画）	148	18.8%
7.給水スポットの設置（市内の公共施設等にマイボトル専用のウォーター サーバーの設置）	104	13.2%
8.食品ロス削減協力店の登録	121	15.3%
9.リユース食器利用費補助金交付制度	41	5.2%
未回答	83	-
合計	1403	

※回答者数：789人

問24 生ごみを捨てる前に水切りをしているか教えてください。

生ごみの約80%が水分であることから、捨てる前に水切りすることで約10%の水分を除くことができ、燃やすごみの減量や悪臭の防止、ごみの焼却効率の向上につながります。

項目	回答数	割合
1.いつもしている	529	63.9%
2.時々している	207	25.0%
3.ほとんどしていない	74	8.9%
4.全くしていない	18	2.2%
未回答	44	-
合計	872	

※回答者数：828人

問25 問24で「1. いつもしている、2. 時々している」を選択された方におたずねします。

普段している水切りの方法について教えてください。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1.捨てる前にひと絞りする	543	73.6%
2.食品トレイや市販の水切りグッズを活用する	207	28.0%
3.乾いている生ごみを濡らさないようにする	230	31.2%
4.シンクの中に三角コーナーを置かない	196	26.6%
5.シンクの中にキッチンペーパーや食品用ラップフィルムを入れない	140	19.0%
6.お茶がらなどを広げて、風通しのいい場所で乾かす	41	5.6%
7.その他	40	5.4%
未回答	134	-
合計	1531	

※回答者数：738人

※問24で「ほとんどしていない」を選択された方、未回答の方の回答を含む

問26 容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトル、使用済み食用油、飲食用カン・бин、紙類、布類、植木剪定材などの資源物が、何に資源化されるか知っていますか。

(参考) 品目と資源化されるもの

容器包装プラスチック（プラスチック製品、ガス化燃料など）、製品プラスチック（プラスチック製品など）、ペットボトル（ペットボトル）、使用済み食用油（バイオディーゼル燃料、飼料、塗料）、飲食用カン・бин（アルミ缶、製鉄原料・бин製品など）、紙類（トイレットペーパー、同じ品目など）、布類（古着、工業用雑巾など）、植木剪定材（土壤改良材、バイオマス燃料など）

項目	回答数	割合
1.知っている	172	20.5%
2.部分的に知っている	551	65.8%
3.知らない	114	13.6%
未回答	35	-
合計	872	

※回答者数：837人

【ごみに関する情報の入手方法について】

問 27 現在、鎌倉市のごみと資源物の分別や減量、リサイクルなどに関する情報をどの媒体から得ているか、教えてください。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1.広報かまくら	624	75.2%
2.資源物とごみの分け方・出し方	592	71.3%
3.市のパンフレット、チラシ	260	31.3%
4.ごみ減量通信	67	8.1%
5.自治町内会が作成したチラシ（回覧板）	144	17.3%
6.市のホームページ	124	14.9%
7.LINE の鎌倉ごみ調べ	122	14.7%
8.イベント、説明会	8	1.0%
9.市のSNS（X、Facebook、Youtube、note）	8	1.0%
10.市への問合せ	36	4.3%
11.ごみダイエット展（パネル）	0	0.0%
未回答	42	-
合計	2027	

※回答者数：830人

問 28 鎌倉市における、ごみと資源物の減量や分別、リサイクルなどに関する情報発信について、希望する方法を教えてください。(いくつでも)

項目	回答数	割合
1.LINE ごみ調べでの配信	259	31.4%
2.ホームページへの掲載	270	32.8%
3.インターネット上のチャット返信	58	7.0%
4.SNS（X、Facebook、Youtube、note）での発信	55	6.7%
5.広報誌、チラシの配布	510	61.9%
6.チラシ等の掲示	102	12.4%
7.回覧板	232	28.2%
8.インターネットを使用しない方法	84	10.2%
未回答	48	-
合計	1618	

※回答者数：824人

クロス集計結果（一部）

・回答方法×年齢（問2）

	回答方法			
	合計	紙回答	Web回答	
問2 年齢	合計	872	763	109
	n=872		87.5%	12.5%
	10代	5	4	1
	n=5		80.0%	20.0%
	20代	30	21	9
	n=30		70.0%	30.0%
	30代	46	33	13
	n=46		71.7%	28.3%
	40代	125	98	27
	n=125		78.4%	21.6%
	50代	189	154	35
	n=189		81.5%	18.5%
	60代	155	142	13
	n=155		91.6%	8.4%
	70代	168	160	8
	n=168		95.2%	4.8%
	80代～	149	146	3
	n=149		98.0%	2.0%
	未回答	5	5	0
	n=5		100.0%	0.0%

→いずれの年代でも紙回答が多く、10代を除いて年代が低いほどWEB、年代が高いほど紙による回答が多い。

・使用している生ごみ処理機の種類（問11）×年齢（問2）

	問11 生ごみ処理機の種類							
	合計	電動型（ごみを消滅させるタイプ）	電動型（ごみを乾燥させるタイプ）	電動型（ディスポーザー）	電動型（その他の）	非電動型（屋外用）	非電動型（屋内用）	
問2 年齢	合計	105	0	36	20	1	45	3
	n=103		0.0%	35.0%	19.4%	1.0%	43.7%	2.9%
	10代	0	0	0	0	0	0	0
	n=0		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20代	3	0	2	1	0	0	0
	n=3		0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
	30代	4	0	3	0	0	1	0
	n=4		0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
	40代	18	0	4	7	0	6	1
	n=18		0.0%	22.2%	38.9%	0.0%	33.3%	5.6%
	50代	24	0	9	6	0	8	1
	n=24		0.0%	37.5%	25.0%	0.0%	33.3%	4.2%
	60代	14	0	5	3	0	6	0
	n=14		0.0%	35.7%	21.4%	0.0%	42.9%	0.0%
	70代	24	0	6	2	0	15	1
	n=23		0.0%	26.1%	8.7%	0.0%	65.2%	4.3%
	80代～	16	0	6	1	1	8	0
	n=16		0.0%	37.5%	6.3%	6.3%	50.0%	0.0%
	未回答	2	0	1	0	0	1	0
	n=1		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

→10代では使用されていない。

20代～50代では電動型が多く、60代以上では非電動型（屋外用）が多い。

・使用している生ごみ処理機の種類（問11）×居住形態（問6）

	合計	問11 生ごみ処理機の種類					
		電動型（ごみを消滅させるタイプ）	電動型（ごみを乾燥させるタイプ）	電動型（ディスポーザー）	電動型（その他）	非電動型（屋外用）	非電動型（屋内用）
問6 居住 形態	合計	105	0	36	20	1	45
	n=103		0.0%	35.0%	19.4%	1.0%	43.7%
	戸建住宅	75	0	30	1	1	41
	n=74		0.0%	40.5%	1.4%	1.4%	55.4%
	集合住宅	29	0	6	18	0	4
	n=28		0.0%	21.4%	64.3%	0.0%	14.3%
	社宅・寮	0	0	0	0	0	0
	n=0		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	未回答	1	0	0	1	0	0
	n=1		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

→集合住宅では電動型（ディスポーザー）、戸建住宅では非電動型（屋外用）が最も多い。

・3Rの中で最も大切なこと（問21）×年齢（問2）

	合計	問21 3Rの中で最も大切なこと		
		ごみになるものを買わない、もらわない（Reduce:リデュース）	ごみとしてすぐに捨てずに繰り返し使う（Reuse:リユース）	きちんと分別して資源として再生する（Recycle:リサイクル）
問2 年齢	合計	855	322	103
	n=849		37.9%	12.1%
	10代	5	1	0
	n=5		20.0%	0.0%
	20代	30	16	4
	n=30		53.3%	13.3%
	30代	46	23	8
	n=46		50.0%	17.4%
	40代	125	60	15
	n=125		48.0%	12.0%
	50代	188	71	23
	n=187		38.0%	12.3%
	60代	153	63	13
	n=151		41.7%	8.6%
	70代	164	47	21
	n=163		28.8%	12.9%
	80代～	139	40	19
	n=137		29.2%	13.9%
	未回答	5	1	0
	n=5		20.0%	0.0%

→どの年代もリユースが最も少なく、20代～40代はリデュース、他の年代はリサイクルの割合が高い。

・利用したいリユースの取組（問22）×年齢（問2）

問22 利用したいリユースの取組						
	合計	不要品引取り（自身で持込み）	不要品引取り（自宅等で回収）	事業者による不用品のマッチングサービス（メルカリ、ラクマなど）	地域内のフリーマーケット	シェアリングサービス
問2 年齢	合計 n=825	1421 50.4%	416 55.4%	457 26.2%	216 27.2%	108 13.1%
	10代 n=5	8 40.0%	2 20.0%	1 80.0%	4 1	0 0.0%
	20代 n=30	54 43.3%	13 46.7%	14 43.3%	13 26.7%	6 20.0%
	30代 n=44	79 38.6%	17 56.8%	25 38.6%	17 29.5%	7 15.9%
	40代 n=123	219 48.8%	60 56.1%	69 35.8%	44 22.8%	18 14.6%
	50代 n=186	335 63.4%	118 46.8%	87 31.7%	59 24.7%	25 13.4%
	60代 n=148	270 56.8%	84 62.8%	93 27.7%	41 21.6%	20 13.5%
	70代 n=157	266 46.5%	73 52.2%	82 17.2%	27 37.6%	25 15.9%
	80代～ n=127	180 36.2%	46 63.8%	81 8.7%	11 27.6%	7 5.5%
	未回答 n=5	10 60.0%	3 100.0%	5 0.0%	0 40.0%	0 0.0%

→全体では不用品引取り（自宅等で回収）が最多だが、10代ではマッチングサービス、50代では不用品引取り（自身で持込み）が多い。マッチングサービスは、年代が低いほど選択率が高い。

・関心のある施策（問23）×年齢（問2）

問23 関心のある施策										
	合計	燃やすごみの戸別収集（令和7年度一部地域、令和8年度全市で開始）	生ごみ処理機購入費助成制度（上限3万円で非電動型90%、電動型75%の購入費助成）	リユースネットかまくら（インターネットによる不用品登録制度）	植木剪定材からできた土壌改良材の無料配布	ふれあい収集	ごみ処理広域化（逗子市・葉山町との広域化実施計画）	給水スポットの設置（市内の公共施設等にマイボトル専用のウォーターサーバーの設置）	食品ロス削減協力店の登録	リユース食器利用費補助金交付制度
問2 年齢	合計 n=789	1320 55.0%	434 20.8%	164 18.6%	147 16.2%	128 4.2%	33 18.8%	148 13.2%	104 15.3%	121 5.2%
	10代 n=5	7 40.0%	2 20.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%
	20代 n=30	45 36.7%	11 6.7%	2 30.0%	9 6.7%	2 10.0%	3 23.3%	7 30.0%	9 3.3%	1 3.3%
	30代 n=45	77 53.3%	24 20.0%	9 24.4%	11 13.3%	6 0.0%	0 8.9%	4 28.9%	13 13.3%	6 8.9%
	40代 n=120	203 60.0%	72 30.0%	36 20.0%	24 14.2%	17 2.5%	3 10.0%	12 12.5%	15 10.8%	13 9.2%
	50代 n=178	300 49.4%	88 21.9%	39 27.0%	48 13.5%	24 5.1%	9 19.1%	34 12.4%	22 16.3%	29 3.9%
	60代 n=147	246 58.5%	86 21.8%	32 20.4%	30 14.3%	21 4.1%	6 17.0%	25 12.2%	18 16.3%	24 2.7%
	70代 n=149	250 58.4%	87 16.1%	24 12.1%	18 17.4%	26 2.0%	3 28.9%	43 11.4%	17 18.8%	28 2.7%
	80代～ n=111	185 55.0%	61 18.9%	21 5.4%	6 28.8%	32 8.1%	9 20.7%	23 6.3%	7 16.2%	18 7.2%
	未回答 n=4	7 75.0%	3 0.0%	0 25.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 25.0%	1 25.0%	1 25.0%

→いずれの年代も燃やすごみの戸別収集が最も多いが、各世代で次に多い項目にはばらつきがある。

(10代では給水スポット、20代では給水スポットとリユースネットかまくら、30代では給水スポット、40代では生ごみ処理機購入費助成制度、50代ではリユースネットかまくら、60代では生ごみ処理機購入費助成制度、70代ではごみ処理広域化、80代以上では土壌改良材の無料配布)

・ごみと資源物の分別状況（問7）×資源化内容の認知（問26）

	合計	問7 ごみと資源物の分別状況							
		きちんと分別している	ほとんど分別している	時々分別している	ほとんど分別していない	まったく分別していない	自分以外の人が分別している	分からぬ	未回答
問26	合計	872	671	183	3	1	0	13	0
	n=872		76.9%	21.0%	0.3%	0.1%	0.0%	1.5%	0.0%
資源	知っている	172	152	20	0	0	0	0	0
	n=172		88.4%	11.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
化	部分的に知っている	551	413	128	1	1	0	7	1
内	n=551		75.0%	23.2%	0.2%	0.2%	0.0%	1.3%	0.0%
容	知らない	114	79	28	2	0	0	5	0
の	n=114		69.3%	24.6%	1.8%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%
認	未回答	35	27	7	0	0	0	1	0
知	n=35		77.1%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%

→資源化の内容を知っている人は全員がきちんと又はほとんど分別している。

資源化の内容を知っているほど、きちんと分別している割合が高い。

・希望する情報発信（問28）×年齢（問2）

	合計	問28 希望する情報発信方法							
		LINEごみ調べでの配信	ホームページへの掲載	インターネット上でのチャット返信	SNS(X、Facebook、Youtube、note)での発信	広報誌、チラシの配布	チラシ等の掲示	回覧板	インターネットを使用しない方法
問2	合計	1570	259	270	58	55	510	102	232
	n=824		31.4%	32.8%	7.0%	6.7%	61.9%	12.4%	28.2%
年齢	10代	9	2	3	0	1	1	0	2
	n=5		40.0%	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%
	20代	48	9	9	7	7	7	2	6
	n=29		31.0%	31.0%	24.1%	24.1%	24.1%	6.9%	20.7%
	30代	79	31	9	9	5	14	3	5
	n=46		67.4%	19.6%	19.6%	10.9%	30.4%	6.5%	10.9%
	40代	224	64	46	12	9	54	8	24
	n=120		53.3%	38.3%	10.0%	7.5%	45.0%	6.7%	20.0%
	50代	368	72	90	10	18	102	21	44
	n=182		39.6%	49.5%	5.5%	9.9%	56.0%	11.5%	24.2%
	60代	287	41	59	10	13	95	12	39
	n=147		27.9%	40.1%	6.8%	8.8%	64.6%	8.2%	26.5%
	70代	298	26	35	6	0	124	30	57
	n=154		16.9%	22.7%	3.9%	0.0%	80.5%	19.5%	37.0%
	80代～	247	11	19	3	2	109	26	53
	n=136		8.1%	14.0%	2.2%	1.5%	80.1%	19.1%	39.0%
	未回答	10	3	0	1	0	4	0	2
	n=5		60.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%	40.0%

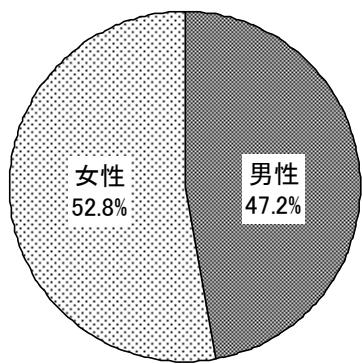
→10代～40代ではオンライン（LINEごみ調べ及びホームページ配信）、50代以上では広報誌、チラシの配布が多い。

前回との比較

【属性】

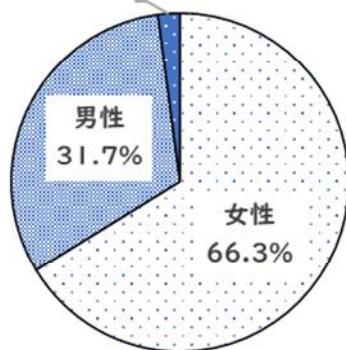
問 1 性別

[前回]



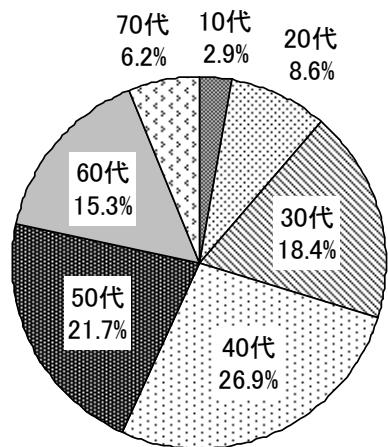
[今回]

その他・未回答 2%

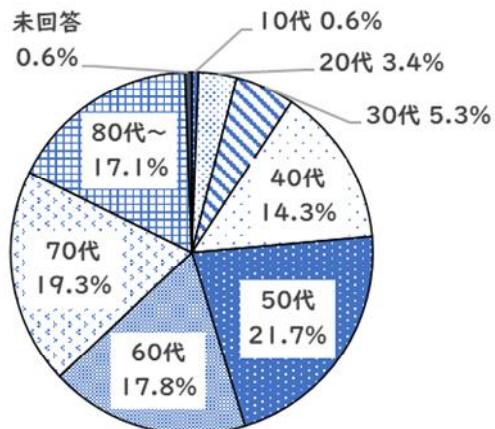


問 2 年齢

[前回]

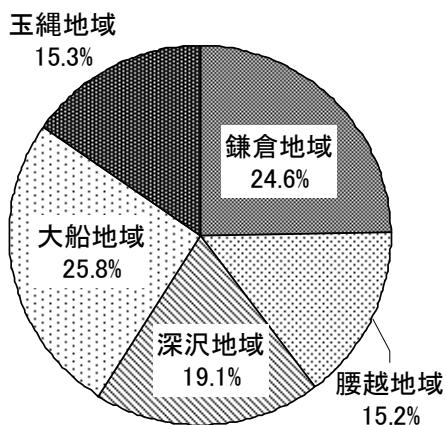


[今回]

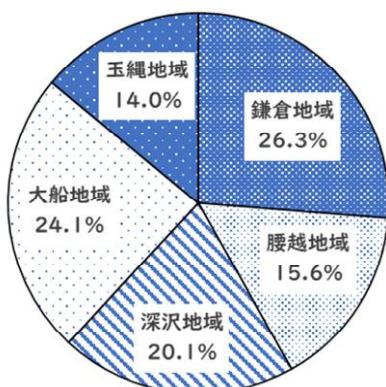


問 3 居住地域

[前回]

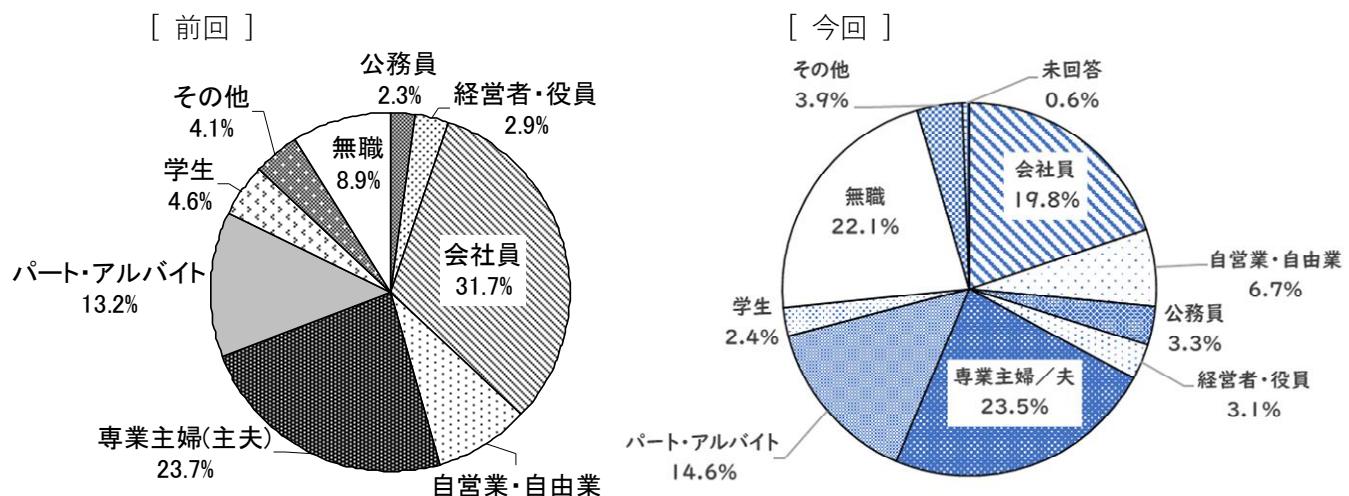


[今回]

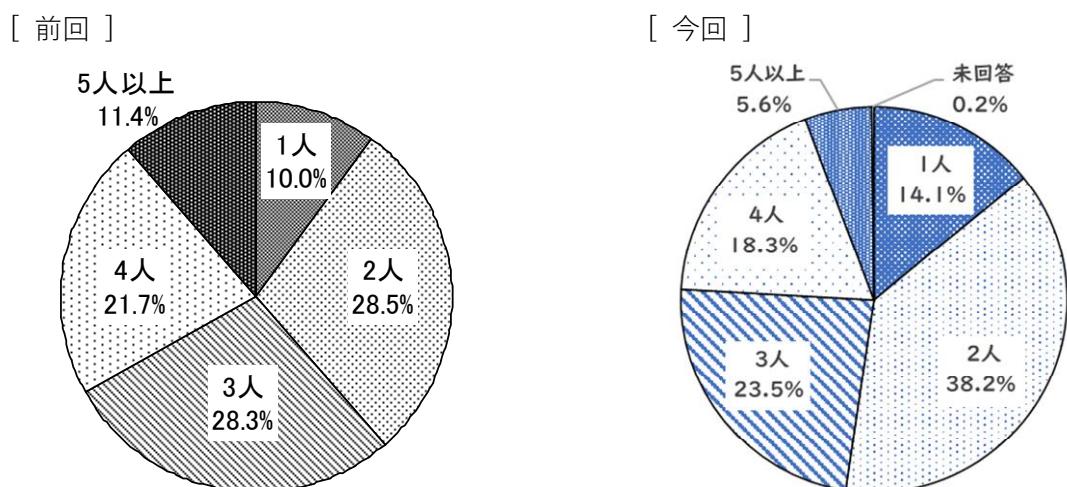


※（今回）台については、1丁目が玉縄地域、未表示地区及び2～4丁目が大船地域であり、令和7年1月現在の鎌倉市人口（令和2年国勢調査結果（確定値）を基礎として、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算して推計）の地域別・町丁・字別人口における割合で按分して算出しました。

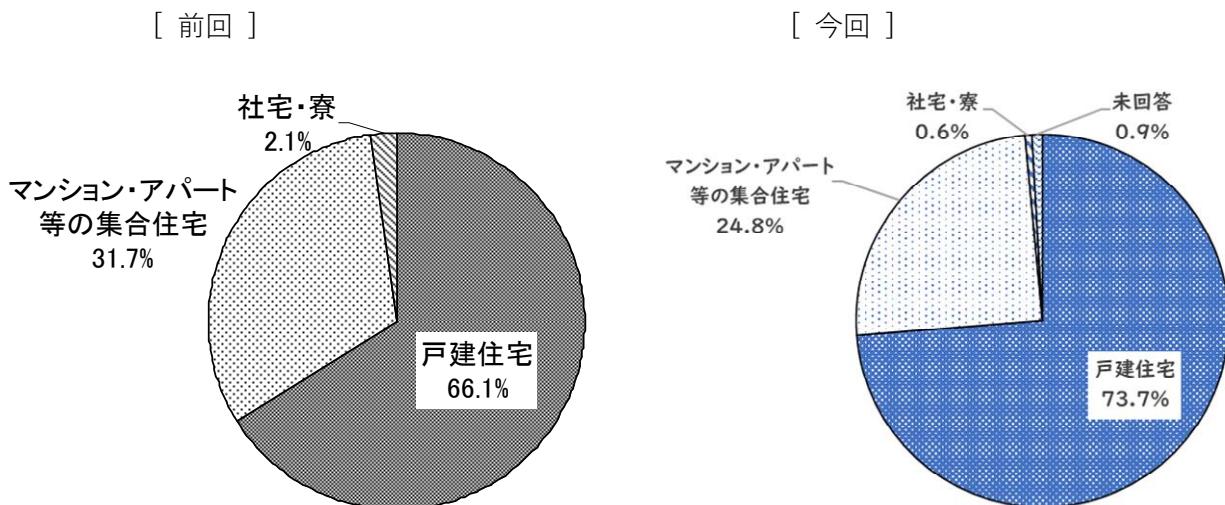
問4 職業



問5 世帯人数



問6 居住形態



※以下の比較において、前回と今回との選択肢設定の相違により、選択肢が存在しない項目は「-」と表記しています。

【ごみと資源物の排出及び分別状況について】

問7 あなたはごみと資源物を以下の品目別に分別して出していますか。

ごみと資源物の品目

飲食用カン、飲食用ビン、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトル、植木剪定材、紙パック、ミックスペーパー、新聞・雑誌・ボール紙・段ボール、布類、使用済み食用油、燃えないごみ、危険・有害ごみ（蛍光管、乾電池など）、燃やすごみ、粗大ごみ、棒状板状等粗大ごみ、棒状板状等特定粗大ごみ

項目	前回		今回	
	回答数	割合	回答数	割合
1.きちんと分別している	338	60.2%	671	77.0%
2.ほとんど分別している	203	36.2%	183	21.0%
3.時々分別している	7	1.2%	3	0.3%
4.ほとんど分別していない	1	0.2%	1	0.1%
5.まったく分別していない	2	0.4%	0	0.0%
6.自分以外の人が分別している	7	1.2%	13	1.5%
7.分からぬ	3	0.5%	0	0.0%
未回答			1	
合計	561		872	

※回答者数 前回：561人 今回：871人

問8 問7で「1. きちんと分別している、2. ほとんど分別している、3. 時々分別している」を選択された方におたずねします。分別する理由を教えてください。（2つまで）

項目	前回		今回	
	回答数	割合	回答数	割合
1.分別することがルールで定められているため	357	65.1%	698	81.8%
2.地球の資源を大切にし、循環型の社会をめざすため	221	40.3%	429	50.3%
3.鎌倉の環境を良くするため	140	25.5%	148	17.4%
4.鎌倉市内の焼却施設が停止することで、焼却量を減らさなくてはいけないため	64	11.7%	85	10.0%
5.焼却によるCO2排出量を減らすため	41	7.5%	118	13.8%
6.その他	16	2.9%	13	1.5%
合計	839		1491	

※回答者数 前回：548人 今回：853人

問9 問7で「4. ほとんど分別していない、5. まったく分別していない」を選択された方におたずねします。分別していない理由を教えてください。(2つまで)

項目	前回		回答数	割合	今回	
	回答数	割合			回答数	割合
1.面倒なため	2	66.7%	3	50.0%		
2.分別しても本当にリサイクルされるか分からぬいため	1	33.3%	0	0.0%		
3.なぜごみの減量やリサイクルをするのか分からぬいため	0	0.0%	1	16.7%		
4.分別方法が複雑で分からぬいため	0	0.0%	1	16.7%		
5.自分1人がごみの減量やリサイクルに取り組んでも何も変わらないため	0	0.0%	0	0.0%		
6.仕事や家事に追われてごみについて考える余裕がないため	0	0.0%	1	16.7%		
7.その他	0	0.0%	0	0.0%		
合計	3		6			

※回答者数 前回：3人 今回：6人

問10 生ごみ処理機の使用状況を教えてください。生ごみ処理機を使用していますか。

※前回の設問は、「生ごみについて、あなたの家庭では現在どのような方法で処理していますか。(いくつでも)」

項目	前回		回答数	割合	今回	
	回答数	割合			回答数	割合
1.使用している(※2)	76	13.5%	96	11.1%		
2.使用していない	504	89.8%	729	84.6%		
3.使用していないが生ごみは庭などに埋めている	34	6.1%	37	4.3%		
その他の方法で生ごみを処理している(※3)	6	1.1%	-	-		
未回答			10			
合計	620		872			

※1 回答者数 前回：561人 今回：862人

※2 前回は「家庭用生ごみ処理機やコンポストで処理している」67件(11.9%)、「家庭用生ごみ処理機で乾燥後、「燃やすごみ」の収集に出す」9件(1.6%)の合計

※3 前回の選択肢であり、今回は選択肢としていません。

問 12 あなたはご家庭で、食材を無駄がないように調理に使う・食べるようになっていますか。

項目	前回		今回	
	回答数	割合	回答数	割合
1. いつもしている	97	17.3%	356	41.2%
2. ほとんどしている	318	56.7%	438	50.7%
3. 時々している	123	21.9%	56	6.5%
4. ほとんどしていない	13	2.3%	10	1.2%
5. まったくしていない	3	0.5%	0	0.0%
6. 家庭では食材を一切調理しない／食べない	7	1.2%	4	0.5%
未回答			8	
合計	561		872	

※回答者数 前回：561人 今回：864人

問 13 問 12 で「1. いつもしている、6. 家庭では食材を一切調理しない／食べない」以外を選択された方におたずねします。あなたのご家庭から食材の無駄が出てしまう理由は何ですか。（いくつでも）

項目	前回		今回	
	回答数	割合	回答数	割合
1. 食材を多く買ってしまう	91	19.9%	212	45.5%
2. 余分に作ってしまう（※2）	144	31.5%	137	29.4%
3. 余った食材を上手に調理できない	84	18.4%	97	20.8%
4. 適切な保管方法が分からずすぐに傷んでしまう	79	17.3%	62	13.3%
5. 保存食品（缶、カップ麺など）の賞味期限に気付かない	79	17.3%	106	22.7%
6. 食材の在庫を把握できていない	63	13.8%	68	14.6%
7. その他	74	16.2%	56	12.0%
合計	614		738	

※1 回答者数 前回：457人 今回：466人

※2 前回は「家族の予定が分からず、余分に作ってしまう」85件（18.6%）、「いつも多目に作りすぎてしまい、料理が余ってしまう」59件（12.9%）の合計

問 15 外食時に食べ残さないようにしているか教えてください。

項目	前回		→	今回	
	回答数	割合		回答数	割合
1.いつもしている	263	46.9%		556	64.1%
2.ほとんどしている	239	42.6%		225	26.0%
3.時々している	37	6.6%		27	3.1%
4.ほとんどしていない	15	2.7%		7	0.8%
5.まったくしていない	3	0.5%		4	0.5%
6.外食はしない	4	0.7%		48	5.5%
未回答				5	
合計	561			872	

※回答者数 前回：561人 今回：867人

問 16 問 15 で「1. いつもしている、6. 外食はしない」以外を選択された方におたずねします。

外食時に食べ残しが出る理由は何ですか。(いくつでも)

項目	前回		→	今回	
	回答数	割合		回答数	割合
1.嫌いな食材や味付け・調理方法のため	89	30.3%		65	25.6%
2.少なめに注文できるシステムが飲食店にないため	84	28.6%		114	44.9%
3.味や量がメニューでイメージしていたものと違うため	74	25.2%		94	37.0%
4.食べられる量に関係なく、食べたいものを注文するため	31	10.5%		29	11.4%
5.時間制限がある場合、食べ終わる前に時間が終わってしまうため	30	10.2%		4	1.6%
6.食べ残しても追加料金などのペナルティがないため	18	6.1%		12	4.7%
7.大皿での提供で残った料理の取り分けを遠慮してしまうため	-	-		9	3.5%
8.その他	44	15.0%		31	12.2%
合計	370			358	

※回答者数 前回：294人 今回：254人

問 21 市民一人ひとりがごみの減量、資源化をすすめるために、以下に示す3Rの中で最も大切なことは何だと思いますか。（1つだけ）

項目	前回		回答数	今回	
	回答数	割合		回答数	割合
1.ごみになるものを買わない、もらわない (Reduce:リデュース)	258	46.0%	→	322	37.9%
2.ごみとしてすぐに捨てずに繰り返し使う (Reuse:リユース)	88	15.7%		103	12.1%
3.きちんと分別して資源として再生する (Recycle:リサイクル)	215	38.3%		430	50.6%
未回答				23	
合計	561			878	

※回答者数 前回：561人 今回：849人

問 24 生ごみを捨てる前に水切りをしているか教えてください。

項目	前回		回答数	今回	
	回答数	割合		回答数	割合
1. いつもしている	187	33.3%	→	529	63.9%
ほとんどしている（※2）	241	43.0%		-	-
2. 時々している	91	16.2%		207	25.0%
3. ほとんどしていない	26	4.6%		74	8.9%
4. 全くしていない	16	2.9%		18	2.2%
未回答				44	
合計	561			872	

※1 回答者数 前回：561人 今回：828人

※2 前回の選択肢であり、今回は選択肢としていません。

問27 現在、鎌倉市のごみと資源物の分別や減量、リサイクルなどに関する情報をどの媒体から得ているか、教えてください。(いくつでも)

項目	前回		今回	
	回答数	割合	回答数	割合
1.広報かまくら	470	83.8%	624	75.2%
2.資源物とごみの分け方・出し方	-	-	592	71.3%
3.市のパンフレット、チラシ	198	35.3%	260	31.3%
4.ごみ減量通信	126	22.5%	67	8.1%
5.自治町内会が作成したチラシ(回覧板)	133	23.7%	144	17.3%
6.市のホームページ	86	15.3%	124	14.9%
7.LINEの鎌倉ごみ調べ	-	-	122	14.7%
スマートフォン向けアプリ(鎌倉ごみバースターズ)	2	0.4%	-	-
8.イベント、説明会	16	2.9%	8	1.0%
9.市のSNS(X、Facebook、Youtube、note)	-	-	8	1.0%
市のフェイスブック	2	0.4%	-	-
10.市への問合せ	11	2.0%	36	4.3%
11.ごみダイエット展(パネル)	5	0.9%	0	0.0%
その他	11	2.0%	-	-
未回答			42	
合計	1060		2027	

※回答者数 前回：561人 今回：830人

資料II ごみ減量・リサイクルに関する事業所アンケート結果概要

調査目的

市内事業所を対象として、ごみの減量・リサイクルに関する意識や個々の取組み状況について調査を行い、課題抽出や現行施策の評価、新たな施策等を検討するための基礎資料とする。

実施方法

対象事業所数:2,000者

対象事業所:1 許可業者と契約している事業所600者

(平成26年度(2014年度)アンケート実施時の対象事業所313
者を含む)

2 1以外の、令和6年度版NTTデータから抽出した1,400者
(平成26年度(2014年度)アンケート実施時の対象事業所825
者を含む)

依頼方法:令和7年(2025年)7月7日(月)、対象者にアンケート依頼文及び調査
票を郵送

回答方法:同封の返信用封筒又は電子申請(e-kanagawa)による回答

結果概要

集計対象:令和7年(2025年)8月25日受取分まで

回答数:625件(紙回答:525件、電子回答:100件)

回収率:31.3% (=625/2,000)

※134件が宛先不明で返戻

集計方法

回収率は小数点第二位を四捨五入した値で表示しているため、内訳と合計が一致しないことがある。また、複数回答の設問における合計は、回答者数と一致しない。

クロス集計については、特徴が見られたもののみ抜粋している。

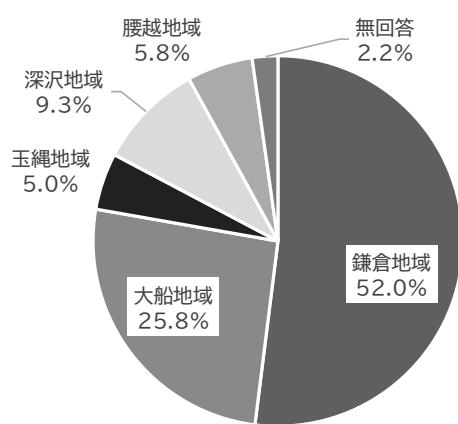
結果詳細

次のとおり

- ・p. 2～19 全設問(問1～問35)の集計結果及び前回平成26年度
(2014年度)に実施したアンケート結果との比較
- ・p.20 一部の設問に関するクロス集計結果

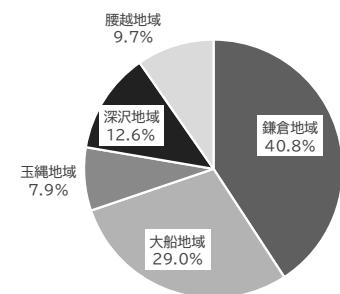
【回答者の属性】

問1 所在地域を教えてください。

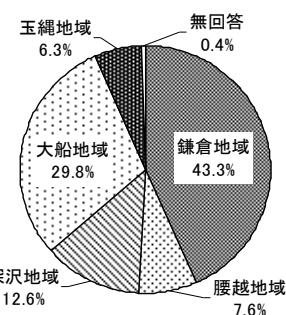


(参考)鎌倉市事業所における割合

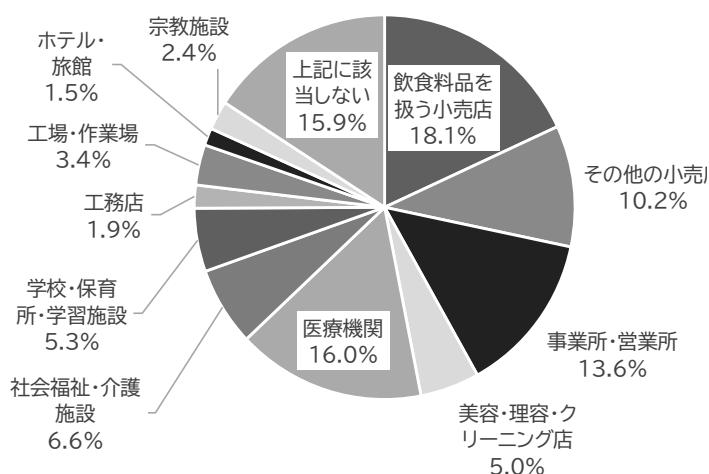
(令和3年経済センサス活動調査より)



〈前回〉

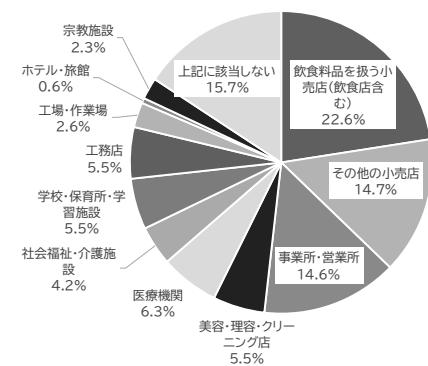


問2 あなたの事業所はどのような事業形態ですか。

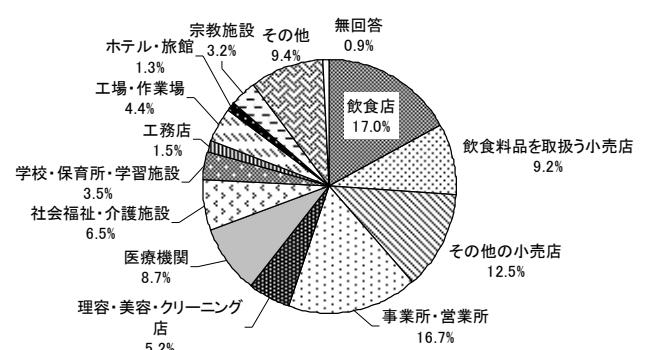


(参考)鎌倉市事業所における割合

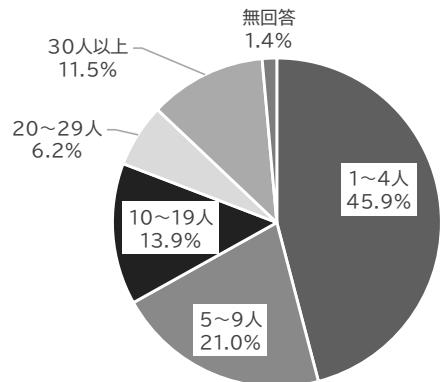
(令和3年経済センサス活動調査より)



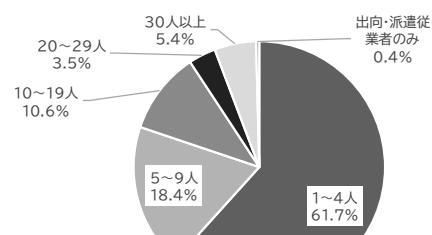
〈前回〉



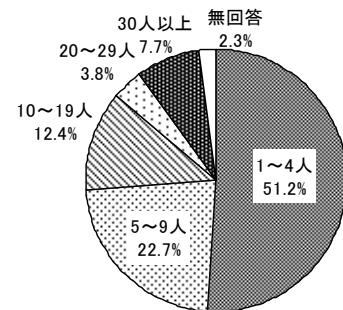
問3 あなたの事業所の従業員数はどれくらいですか。



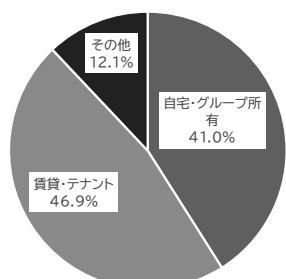
(参考)鎌倉市事業所における割合
(令和3年度経済センサス活動調査より)



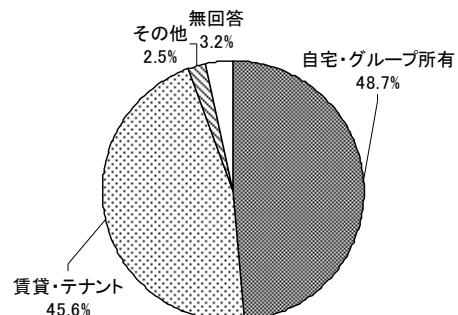
〈前回〉



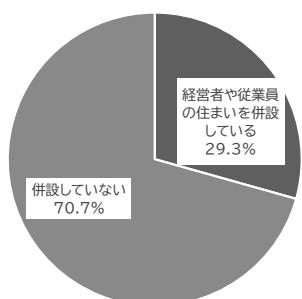
問4 事業所の所有形態を教えてください。



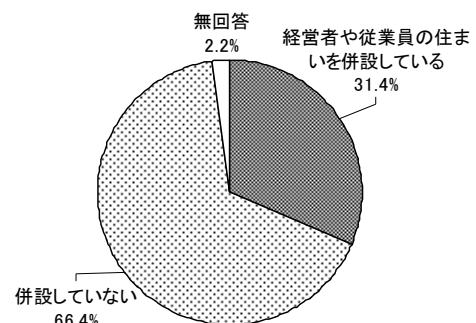
〈前回〉



問5 あなたの事業所は住宅を併設していますか。



〈前回〉



※以降の内容において、回収率は小数点第二位を四捨五入した値で表示しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。各設問の回答者数は、全体の回答者数(625件)と異なる場合があります。

【排出状況】

問6 あなたの事業所では、廃棄物処理業者と契約してごみを処理していますか。

「契約している」との回答が、76.6%となっており、前回調査時（61.5%）と比較して、15.1%上昇している。平成28年度（2016年度）から配置した廃棄物発生抑制等啓発指導員による事業所訪問・啓発指導により、適正な排出方法が浸透していることが窺える。

No.	項目	件数	割合
1	契約している（→このままお進みください）	479	76.6%
2	契約していない（→問11へ）	133	21.3%
	無回答	13	2.1%
	合計	625	100.0%

※回答者数：612件

問7 問6で1と回答した事業所にお聞きします。契約の料金体系について、教えてください。

前回調査時には「定額制」が38.1%で最も高かったが、今回は31.9%で、割合的には低下している。「従量制」、「袋数制」の割合は前回と同程度のため、「回数制」、「その他」のように、事業所の実情に即した収集を行っていると考えられる。

No.	項目	件数	割合
1	定額制（一定期間で決まった額を支払う）	153	31.9%
2	従量制（出したごみの重さに応じて支払う）	123	25.7%
3	袋数制（出したごみ袋の数に応じて支払う）	143	29.9%
4	回数制（収集回数に応じて支払う）	18	3.8%
5	その他	37	7.7%
	無回答	5	1.0%
	合計	474	100.0%

※回答者数：474件

問8 問6で「1と回答した事業所にお聞きします。契約している廃棄物収集運搬業者から、分別について説明を受けたことがありますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）から事前説明や分別についての指導があると70.8%が回答しており、前回の60.8%から大幅に上昇している。また、今回新たに「すべて産業廃棄物として処分している」という選択肢を設けたが、分別が難しいごみは「混合産廃」として処理しているケースもある。「特に説明・指導は受けたことはない」という回答もあるため、許可業者に対しても、適切な排出に向けた指導を行うよう、研修等を通じて実施していく必要がある。

No.	項目	件数	割合
1	分別について事前説明を受けている	339	70.8%
2	分別表を配布されている	147	30.7%
3	回収時に口頭で説明・指導がある	65	13.6%
4	分別が不十分な場合、回収されずに再度分別を求めるメモ等がついている	45	9.4%
5	市に問い合わせるように言われている	4	0.8%
6	すべて産業廃棄物として処分している	39	8.1%
7	特に説明・指導は受けたことはない	30	6.3%
	合計	669	

※回答者数：479件

問9 問6で「1と回答した事業所にお聞きします。廃棄物収集運搬業許可業者を選ぶ際、どのような基準で選びましたか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

「地域での従来のつきあいによる」が45.9%と最も高いのは前回と同様だが、「業者（社員）の対応が丁寧である」、「分別方法やリサイクル先が明確で、処理について信頼している」が、前回2番目に割合が高かった「収集価格が他社よりも安い」よりも多くなっている。適正なごみの分別やリサイクルに対する事業所側の意識の変化が窺える。

No.	項目	件数	割合
1	地域での従来のつきあいによる	220	45.9%
2	収集価格が他社よりも安い	64	13.4%
3	分別方法やリサイクル先が明確で、処理について信頼している	94	19.6%
4	業者（社員）の対応が丁寧である	103	21.5%
5	本社が管理しているのでわからない	70	14.6%
6	建物の管理会社に任せているのでわからない	16	3.3%
7	廃棄物の管理会社（コンサルタントなど）に任せているのでわからない	8	1.7%
	合計	575	

※回答者数：479件

問10 問6で1と回答した事業所にお聞きします。市が優良な廃棄物収集運搬業許可業者を認定した場合、そのような業者を選びますか。

「なるべく認定された業者から選びたい」が前回は61.7%だったが、今回は割合が下がっている。自らの判断基準で許可業者を選択する事業所が増加している。

No.	項目	件数	割合
1	なるべく認定された業者から選びたい（→問18へ）	269	56.2%
2	特に検討しない（→問18へ）	137	28.6%
	無回答	73	15.2%
	合計	479	100.0%

※回答者数：406件

問11 問6で2と回答した事業所にお聞きします。あなたの事業所では、事業活動で発生しているごみや資源物を、どのような方法で処理していますか。

問6で「廃棄物処理業者と契約していない」と回答した事業所のうち、ごみの処理方法について、50.9%の事業所が「家庭のごみと一緒にクリーンステーション（集積所）に出している」と回答した。

No.	項目	件数	割合
1	家庭のごみと一緒にクリーンステーション（集積所）に出している（→問12へ）	87	50.9%
2	自己搬入している（→問14へ）	28	16.4%
3	本社が管理しているのでわからない（→問14へ）	6	3.5%
4	建物の管理会社に任せているのでわからない（→問14へ）	7	4.1%
5	廃棄物の管理会社（コンサルタントなど）に任せているのでわからない（→問14へ）	12	7.0%
6	「少量排出事業所収集制度」を利用している（→問17へ）	3	1.8%
7	その他（→問14へ）	31	18.1%
	合計	174	

※回答者数：171件（契約している回答者の回答も含む）

問12 問11で「と回答した事業所にお聞きします。事業系ごみは、少量排出事業所収集制度による場合（次ページ参照）を除き、クリーンステーション（ごみ集積所）に出せないことを知っていますか。

問11で「家庭のごみと一緒にクリーンステーション（集積所）に出している」と回答した事業所のうち、出せないことを「知っている」と回答したのは55.2%で、前回調査時の67.3%からは大きく減少している。

No.	項目	件数	割合
1	知っている	48	55.2%
2	知らなかった	35	40.2%
	無回答	4	4.6%
	合計	87	100.0%

※回答者数：83件

問13 問11で「と回答した事業所にお聞きします。現在、クリーンステーションへ出している理由を教えてください。あてはまるものをいくつでも選択してください。

クリーンステーションへ出す理由は「事業系ごみとしてまとめるほど量が多くない」が今回も前回も最も割合が高い。量の多寡に関わらず、事業所のごみ処理は許可業者と契約（または自己搬入）するのが原則であるが、要件を満たすことにより少量排出事業所収集制度の利用が可能であることについて、周知を進めていく必要がある。

No.	項目	件数	割合
1	事業系ごみとしてまとめるほど量が多くない	69	83.1%
2	家庭ごみと分けることが難しい	18	21.7%
3	少量のため、許可業者に断られた	5	6.0%
4	許可業者の料金設定が高額	3	3.6%
5	許可業者と契約するのが面倒	2	2.4%
6	その他	8	9.6%
	合計	105	

※回答者数：83件

【少量排出事業所収集制度】

少量排出事業所収集制度について

少量排出事業所収集制度の対象となる事業所の登録要件は次のとおりです。

以下の項目にすべて該当していること

- ▶ 鎌倉市内に事業所を有すること
- ▶ 1回のごみの排出量が事業系指定収集袋(20リットル袋)1袋までであること
- ▶ 燃やすごみの排出量が少なく一般廃棄物収集運搬許可業者と契約ができない事業所であること
- ▶ 一般廃棄物処理実施計画に規定された事業系一般廃棄物のうち、資源物は鎌倉市一般廃棄物収集業者と契約していること
- ▶ 産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬許可業者と契約していること
- ▶ 鎌倉市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約実績がないこと

※ 令和7年度については、戸別収集先行地区（七里ガ浜、鎌倉山、笛田、山ノ内、今泉、今泉台、岩瀬、大町五丁目自治会エリア、松葉町内会エリア（材木座）にある事業所が対象です。令和8年度からは、全市域が対象となります。

※ 制度の詳細については、ごみ減量対策課 戸別収集担当 (40-5542)にお問い合わせください。

問14 「少量排出事業所収集制度」を知っていますか。

問6で「廃棄物処理業者と契約していない」と回答した事業所のうち、制度を「知らなかった」と回答した事業所は69.9%で、制度の認知度が低いことが窺える。今後、戸別収集の全市域拡大に伴い、周知を進めていく必要がある。

No.	項目	件数	割合
1	知っている（→問17へ）	34	25.6%
2	知らなかった（→このままお進みください）	93	69.9%
	無回答	6	4.5%
	合計	133	100.0%

※回答者数：127件

問15 問14で2と回答した事業所にお聞きします。今後、「少量排出事業所収集制度」を利用したいと思いますか。

No.	項目	件数	割合
1	利用したい（→問17へ）	12	12.9%
2	登録要件に当てはまれば利用したい（→問17へ）	22	23.7%
3	対象が全市域に拡大したら利用したい（→問17へ）	9	9.7%
4	利用予定はない（→問16へ）	48	51.6%
	無回答	2	2.2%
	合計	93	100.0%

※回答者数：91件

問16 問15で4と回答した事業所にお聞きします。「少量排出事業所収集制度」を利用しない理由をお聞かせください。あてはまるものをいくつでも選択してください。

問15で「(制度の) 利用予定はない」、問16で「登録要件に当てはまらない」と回答した事業所が62.5%となっている。

No.	項目	件数	割合
1	登録要件に当てはまらない	30	62.5%
2	制度がわかりにくい	9	18.8%
3	手続きするのが面倒	3	6.3%
4	その他	16	33.3%
	合計	58	

※回答者数：48件

問17 「少量排出事業所収集制度」について、要望等がありましたらお聞かせください。あてはまるものを2つまで選択してください。

現在の制度では、一般廃棄物（燃やすごみ）のみの収集であるため、「資源物や産業廃棄物を収集してほしい」という回答が多い。また、「登録要件を見直してほしい」という回答も多いが、事業所のごみ処理は許可業者と契約（または自己搬入）するのが原則であるため、登録要件の見直しは難しい。

現在の登録要件を満たす事業所への周知方法が課題である。

No.	項目	件数	割合
1	登録要件を見直してほしい	21	15.3%
2	資源物や産業廃棄物を収集してほしい	25	18.2%
3	収集できる量をもう少し増やしてほしい	15	10.9%
4	特になし	76	55.5%
	合計	137	100.0%

※回答者数：133件

【分別状況】

問18 あなたの事業所では、どの品目を分別していますか。項目ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

前回調査時には、「燃やすごみとして出している」と回答した品目として、紙類の「雑がみ」28.9%、「OA用紙」21.1%、「紙パック」18.5%、「機密文書」14.8%が割合の高い項目であったが、今回は、「雑がみ」18.9%、「OA用紙」13.6%、「紙パック」13.3%、「機密文書」7.5%と、軒並み割合が低くなっている、事業所において分別への意識が浸透していることが窺える。

しかしながら、生ごみについては、「燃やすごみとして出している」との回答が、前回調査の35.3%から8.7%増加しており、食品リサイクルへの誘導や、事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付制度の案内を強化していく必要がある。

No.	項目	合計	分別している（燃やすごみとは分けている）	燃やすごみとして出している	発生しない
1	生ごみ	625	196	275	154
			31.4%	44.0%	24.6%
2	紙パック	625	348	83	194
			55.7%	13.3%	31.0%
3	新聞・雑誌	625	459	29	137
			73.4%	4.6%	21.9%
4	段ボール	625	582	8	35
			93.1%	1.3%	5.6%
5	OA用紙	625	436	85	104
			69.8%	13.6%	16.6%
6	雑がみ	625	415	118	92
			66.4%	18.9%	14.7%
7	機密文書	625	413	47	165
			66.1%	7.5%	26.4%
8	布類	625	257	94	274
			41.1%	15.0%	43.8%
9	植木剪定材	625	288	34	303
			46.1%	5.4%	48.5%
10	プラスチック類（柔らかいもの）	625	537	24	64
			85.9%	3.8%	10.2%
11	プラスチック類（硬いもの）	625	514	18	93
			82.2%	2.9%	14.9%
12	発泡スチロール	625	463	20	142
			74.1%	3.2%	22.7%
13	カン	625	518	3	104
			82.9%	0.5%	16.6%
14	ビン	625	519	2	104
			83.0%	0.3%	16.6%
15	ペットボトル	625	512	8	105
			81.9%	1.3%	16.8%
16	金属類	625	494	3	128
			79.0%	0.5%	20.5%
17	ガラス・陶磁器	625	476	2	147
			76.2%	0.3%	23.5%
18	その他	625	377	13	235
			60.3%	2.1%	37.6%

問19 あなたの事業所から出る1日あたりの燃やすごみの量を教えてください。

一日あたりの燃やすごみの量は、「1キログラム未満」が46.6%と最も高く、次いで「1キログラム以上25キログラム未満」が34.7%となっている。

No.	項目	件数	割合
1	1キログラム未満	291	46.6%
2	1キログラム以上25キログラム未満	217	34.7%
3	25キログラム以上50キログラム未満	24	3.8%
4	50キログラム以上75キログラム未満	5	0.8%
5	75キログラム以上100キログラム未満	3	0.5%
6	100キログラム以上	8	1.3%
7	不明	58	9.3%
	無回答	19	3.0%
	合計	625	100.0%

※回答者数：606件

問20 問19で選択した燃やすごみの量のうち、生ごみの量の割合は、どのくらいですか。

No.	項目	件数	割合
1	10パーセント未満	374	59.8%
2	10パーセント以上25パーセント未満	76	12.2%
3	25パーセント以上50パーセント未満	37	5.9%
4	50パーセント以上75パーセント未満	40	6.4%
5	75パーセント以上100パーセント	27	4.3%
	無回答	71	11.4%
	合計	625	100.0%

※回答者数：554件

問21 あなたの事業所では、ごみの分別に当たり、課題はありますか。

No.	項目	件数	割合
1	課題はない（→問23-1へ）	495	79.2%
2	課題がある	99	15.8%
	無回答	31	5.0%
	合計	625	100.0%

※回答者数：594件

問22 問21で2と回答した事業所にお聞きします。どのような課題がありますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

問21で「課題がある」と回答した事業所のうち、40.8%が「事業系ごみの分別が難しく、分かりづらい」と回答している。他の選択肢については、事業所側の事情により対応が難しい部分もあるため、今後もより一層、適正な分別資料の提供等、事業所への啓発に努めていく必要がある。

No.	項目	件数	割合
1	事業系ごみの分別が難しく、分かりづらい	73	40.8%
2	分別するための人的・時間的余裕がない	28	15.6%
3	従業員にごみの分別について周知することができない	21	11.7%
4	ごみ箱を置くスペースがない	25	14.0%
5	衛生面からごみの分別が難しい	11	6.1%
6	利用客の分別が悪い	22	12.3%
7	その他	18	10.1%
	合計	198	

※回答者数：179件

問23 鎌倉市における事業系ごみの排出・処理のルールについて、ご存じですか。あなたの事業所で、項目ごとにあてはまる番号に○をつけてください。

「事業系ごみには一般廃棄物と産業廃棄物がある」の88.3%、「事業所から出るプラスチックは産業廃棄物であり、燃やすごみとして出すことはできない」の84.0%、「資源化可能な紙類は資源物であり、燃やすごみとして出すことはできない」の87.4%が「知っている」と回答しており、前回調査時より大幅に認知度が上昇している。さらに、「燃やすごみに産業廃棄物などが混入していた場合は受け入れ拒否される場合がある」については、88.5%の事業所が認知しており、搬入物検査により不適正な分別のごみについては、事業者に返却していたためであると考えられる。

また、前回認知度の低かった「市の焼却施設での燃やすごみの処理量単価」についても、19.5%から36.8%に上昇しているが、令和6年（2024年）10月に、事業系一般廃棄物の処理手数料を25円から40円に改定し、周知を進めたことが要因であると考えられる。

No.	項目	合計	知っている	知らなかった
1	事業系ごみには一般廃棄物と産業廃棄物がある。	625	552	73
			88.3%	11.7%
2	市の処理手数料は400円/10kgである。	625	230	395
			36.8%	63.2%
3	事業所から出るプラスチックは産業廃棄物であり、燃やすごみとして出すことはできない。	625	525	100
			84.0%	16.0%
4	資源化可能な紙類は資源物であり、燃やすごみとして出すことはできない。	625	546	79
			87.4%	12.6%
5	燃やすごみに産業廃棄物などが混入していた場合は受け入れ拒否される場合がある。	625	553	72
			88.5%	11.5%

【資源化】

問24 あなたの事業所でのごみ減量・リサイクルの取組状況をお聞きします。

回答のうち、「積極的に取り組んでいる」が29.9%、「ある程度、取り組んでいる」が49.3%であり、合わせて8割近くの事業所が取組を進めている。一方で、「ほとんど取り組んでいない」が前回調査時の7.1%から5.4%増加している。

No.	項目	件数	割合
1	積極的に取り組んでいる	187	29.9%
2	ある程度取り組んでいる	308	49.3%
3	ほとんど取り組んでいない（→問27へ）	78	12.5%
4	取り組んでいない（→問27へ）	20	3.2%
5	その他	18	2.9%
	無回答	14	2.2%
	合計	625	100.0%

※回答者数：611件

問25 問24で、1または2を選択した事業所にお聞きします。あなたの事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組みを行っていますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

「生ごみの水切り」が45.3%と最も高く、次いで「食材や在庫の管理の徹底」が29.5%、「食べ残しが減るような工夫をしている」が20.4%となっている。コロナ禍を経て、飲食店等が在庫管理の徹底や、食材を無駄にしないような努力をしている様子が窺える。

No.	項目	件数	割合
1	生ごみの水切り	224	45.3%
2	食材や在庫管理の徹底	146	29.5%
3	簡易包装の実施	132	26.7%
4	資源物の回収ボックスの設置	128	25.9%
5	調理くずが少なくなるように工夫している	88	17.8%
6	生ごみの資源化に積極的に取り組んでいる	42	8.5%
7	食べ残しが減るような工夫をしている	101	20.4%
8	繰り返し利用できる製品の利用や、グリーン購入対象の製品・商品を利用・販売している	85	17.2%
9	原料・材料・素材等をごみ減量やリサイクル可能なものに変更している	76	15.4%
10	環境マネジメントシステムの構築	18	3.6%
11	事業所の3Rへの取り組みを積極的にPRしている	19	3.8%
12	市民（消費者）との意見交換や話し合いに積極的に取り組んでいる	7	1.4%
13	製品の修理の実施やその積極的なPR	40	8.1%
14	特に取り組んでいない	32	6.5%
15	その他	56	11.3%
	合計	1194	

※回答者数：495件

問26 問24で、1または2を選択した事業所にお聞きします。あなたの事業所で、減量、リサイクルに取り組む理由を教えてください。あてはまるものをいくつでも選択してください。

「環境にいいため」が64.4%、「社会的責任を果たすため」が58.4%、「コスト削減のため」が44.0%となっている。

No.	項目	件数	割合
1	環境にいいため	319	64.4%
2	社会的責任を果たすため	289	58.4%
3	コスト削減のため	218	44.0%
4	法で定められているため	106	21.4%
5	会社全体で規定されているため	66	13.3%
6	宣伝・イメージアップのため	15	3.0%
7	その他	19	3.8%
	合計	1,032	

※回答者数：495件

食品リサイクルについて

食品リサイクルとは、食品廃棄物を減らし、再利用することで、資源の有効利用と環境負荷の軽減を目指す取り組みです。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(通称:食品リサイクル法)では、食品関連事業者に対して、食品廃棄物の発生抑制、再利用、熱回収、減量化を求めていきます。

本市では食品リサイクルを推進しており、「登録再生利用事業者※」にかかる情報提供をおこなっています。

【登録再生利用事業者】

登録再生利用事業者とは、食品循環資源(例えば、食品廃棄物)を再生利用(肥料化、飼料化など)する事業者で、食品リサイクル法に基づいて一定の基準を満たし、登録を受けた者を指します。

問27 あなたの事業所では、生ごみの減量やリサイクル(生ごみ処理機を利用した、たい肥化など)に取り組んでみたいと思いますか。

「手間がかかるなければ取り組みたい」、「取り組む意向はない」が同程度の割合であり、生ごみ資源化の有用性や事業系生ごみ処理機購入費等補助金制度等について周知を図る取組が急務である。

No.	項目	件数	割合
1	既に取り組んでいる	49	7.8%
2	多少費用が掛かっても取り組みたい	7	1.1%
3	市の補助金があれば検討したい	58	9.3%
4	手間がかかるなければ取り組みたい	86	13.8%
5	詳しい情報を知らないため分からない	49	7.8%
6	生ごみは発生しない	216	34.6%
7	取り組む意向はない	89	14.2%
	無回答	71	11.4%
	合計	625	100.0%

※回答者数：554件

事業系ごみの資源化について

以前は焼却処理を行っていた事業系ごみ(食品廃棄物や紙ごみなどの一般廃棄物)について、令和4年6月から、県外の乾式メタン発酵バイオマス施設において資源化処理を行っています。

【乾式メタン発酵バイオマス施設とは】

メタン菌により発酵させることで生成したバイオガスを発電燃料として活用する再生可能エネルギー発電施設であり、焼却処理と比較して二酸化炭素排出量も低減されます。

問28 あなたの事業所は、本市が事業系ごみの資源化に取り組んでいることを知っていますか。

廃棄物発生抑制等啓発指導員による事業所への啓発訪問の際、市の取組については周知を図ってきたところであるが、「知っている」と「知らなかった」の割合が同程度という結果であり、認知度上昇のため更なる啓発資料の工夫が必要である。

No.	項目	件数	割合
1	知っている	278	44.5%
2	知らなかった	273	43.7%
	無回答	74	11.8%
	合計	625	100.0%

※回答者数：551件

問29 あなたの事業所では、食品リサイクルに取り組みたいと思いますか。

No.	項目	件数	割合
1	取り組みたいと思う	87	13.9%
2	取り組まないと思う（→問31へ）	104	16.6%
3	食品関連事業者ではない（→問31へ）	368	58.9%
	無回答	66	10.6%
	合計	625	100.0%

※回答者数：559件

問30 問29で1と回答した事業所にお聞きします。食品リサイクルの実施にあたり、市に対する要望はありますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

効果的な情報提供や補助の提供方法等について、検討を進めていく必要がある。

No.	項目	件数	割合
1	情報を提供して欲しい	46	52.9%
2	市からの補助金が欲しい	47	54.0%
3	その他	8	9.2%
	合計	101	

※回答者数：87件

事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付制度について

【対象となる生ごみ処理機】

生ごみを乾燥、発酵等の方法により分解し、減量、消滅又はたい肥化することが可能な機器であって、処理能力が1日に2キログラム以上のもの

【補助額】

▶ 機器を購入するとき

機器の本体費用に設置費用を加えた額に3分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

▶ 機器を賃借により利用するとき

機器を設置した日から5年間に限り、当該期間中の各年度に要する機器の賃借費用(設置費用及び保守管理費用を含む。)に3分の1を乗じて得た額を補助するものとし、各年度の補助金の合計が100万円に達するまでを限度とする。

【対象となる事業者】

次に掲げるすべての要件に該当していること

- ① 市内に事業所を有していること
- ② 事業を営む個人にあっては、市内に住所を有し現に居住していること
- ③ 鎌倉市廃棄物減量化、資源化及び処理に関する条例第16条に定める多量排出事業者にあっては、同条例第16条の2に定める減量化及び資源化計画書を提出していること
- ④ 市税等の滞納がないこと
- ⑤ 本市のごみ減量・資源化施策に協力していること

問31 あなたの事業所では、本市の事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付制度について知っていますか。

補助制度については、事業所への啓発訪問時や組合等での説明会の機会を捉えて、周知を図ってきており、ホームページにも掲載しているが、「知らなかった」という回答が65.4%であった。効果的な周知方法について検討していく必要がある。

No.	項目	件数	割合
1	知っている	142	22.7%
2	知らなかった（→問33へ）	409	65.4%
	無回答	74	11.8%
	合計	625	100.0%

※回答者数：551件

問32 問31で「1回答した事業所にお聞きします。事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付制度を利用したいと思いますか。

補助制度については、事業所が利用しやすいよう、数回にわたって生ごみ処理機購入等補助金交付要綱を改正しており、事業所への聴き取り等を実施し、利用率を高めていくことが必要である。

No.	項目	件数	割合
1	すでに利用している	9	6.3%
2	利用したい	5	3.5%
3	検討している	11	7.7%
4	利用予定はない	108	76.1%
	無回答	9	6.3%
	合計	142	100.0%

※回答者数：133件

問33 あなたの事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。

あてはまるものをいくつでも選択してください。

「特に問題はない」以外では、「分別の数のごみ箱を置くスペースがない」が最も割合が高く18.2%、「少量しかごみが出ないため、収集コストが高くなる」が17.8%、「素材が分からぬるものがあり、分別できない」が17.4%となっている。

No.	項目	件数	割合
1	素材が分からぬるものがあり、分別できない	109	17.8%
2	分別の数のごみ箱を置くスペースがない	114	18.7%
3	分別・リサイクルに手間がかかる	101	16.5%
4	少量しかごみが出ないため、収集コストが高くなる	111	18.2%
5	分別のごみ箱を設置していても客が分別せずに捨てる	38	6.2%
6	どの業者に依頼すればリサイクルができるのか分からぬ	34	5.6%
7	分別や排出のルール自体をよく知らない	18	2.9%
8	リサイクルすることでコストが高くなる品目がある	16	2.6%
9	従業員やテナントに意識を浸透させることが難しい	34	5.6%
10	本社に決定権があり、その指示に従うしかない	31	5.1%
11	売却や譲渡の方法がわからぬ	7	1.1%
12	質問・相談するための市の窓口がわからぬ	18	2.9%
13	ごみの減量やリサイクルをする意義が分からぬ	5	0.8%
14	特に問題はない	216	35.4%
15	その他	34	5.6%
	合計	886	

※回答者数：611件

問34 ごみ減量・リサイクルに関する情報をどのようにして入手していますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

「広報かまくら」が42.9%と最も多く、次いで「市のパンフレット、チラシ」が30.2%、「収集業者からのお知らせ」が29.1%となっている。情報提供については、市の広報紙等による周知が効果的であることが窺える。

No.	項目	件数	割合
1	広報かまくら	268	42.9%
2	市のパンフレット、チラシ	189	30.2%
3	収集業者からのお知らせ	182	29.1%
4	鎌倉ごみ減量通信	35	5.6%
5	市役所やクリーンセンターへの問い合わせ	38	6.1%
6	市のHP	79	12.6%
7	インターネット	70	11.2%
8	同業者や加盟団体からのお知らせ	35	5.6%
9	新聞・雑誌	18	2.9%
10	テレビ・ラジオ	12	1.9%
11	特になし	119	19.0%
12	その他	26	4.2%
	合計	1,071	

※回答者数：625件

問35 ごみ減量・リサイクルを促進するためには、どのような施策が必要だと思いますか。あてはまるものをいくつでも選択してください。

「マニュアルの提供」が50.9%と最も多く、次いで「事例紹介」が35.5%、「情報提供」が23.0%となっている。ごみ減量・リサイクル手法の浸透が重要である。

No.	項目	件数	割合
1	マニュアルの提供	318	50.9%
2	事例紹介	222	35.5%
3	排出事業者に対する啓発・指導	98	15.7%
4	収集業者、リサイクル業者に関する情報提供	144	23.0%
5	リサイクル事業の拡充	108	17.3%
6	相談窓口の充実	83	13.3%
7	優良事業所の紹介や表彰	37	5.9%
8	法令や条例等の規制に関する情報の提供	55	8.8%
9	本社やスーパーバイザーなどの管理的立場にいる方への周知・啓発	19	3.0%
10	製造・加工・販売業者等に対する啓発・指導	25	4.0%
11	収集業者への指導強化	32	5.1%
12	社内研修等による従業員の意識向上	40	6.4%
13	事業者を対象とした廃棄物の講習会の開催	46	7.4%
14	その他	50	8.0%
	合計	1,277	

※回答者数：625件

クロス集計結果（一部）

【住居併設×廃棄物処理業者との契約×ごみの処分方法】

問6で、廃棄物処理業者と契約していないと回答した事業所のうち、住宅を併設している事業所では、「家庭のごみと一緒にクリーンステーション（集積所）に出している」が65.5%と割合が高い。

全市での戸別収集開始前にこのような事業所を洗い出し、廃棄物処理業者との契約を行うよう啓発を実施するとともに、要件に該当するようであれば少量排出事業所収集制度を案内していく。

		問5 住居併設			
問 II ご み の 処 分 方 法	全体	合計	経営者や従業員の住まいを併設している	併設していない	無回答
		174	87	86	1
家庭のごみと一緒にクリーンステーション（集積所）に出している（→問12へ）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	87	57	29	1	
自己搬入している（→問14へ）	50.0%	65.5%	33.7%	100.0%	
	28	14	14	0	
本社が管理しているのでわからない（→問14へ）	16.1%	16.1%	16.3%	0.0%	
	6	2	4	0	
建物の管理会社に任せているのでわからない（→問14へ）	3.4%	2.3%	4.7%	0.0%	
	7	1	6	0	
4.0%	1.1%	7.0%	0.0%		
廃棄物の管理会社（コンサルタントなど）に任せているのでわからない（→問14へ）	6.9%	2.3%	11.6%	0.0%	
	12	2	10	0	
「少量排出事業所収集制度」を利用している（→問17へ）	1.7%	0.0%	3.5%	0.0%	
	3	0	3	0	
その他（→問14へ）	1.7%	0.0%	3.5%	0.0%	
	31	11	20	0	
	17.8%	12.6%	23.3%	0.0%	

【事業形態×ごみ減量・リサイクルの取組状況】

問24で、ごみ減量・リサイクルに「積極的に取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」と回答したのは、問2の事業形態の中では「その他の小売店」が最も高い。さらに業種を細分化・取組状況を精査し、業種に適した資源化の手法を紹介していく。

		問2 事業形態													
問 24 取 組 状 況	全体	合計	飲食料品を扱う小売店	その他の小売店	事業所・営業所	美容・理容・クリーニング店	医療機関	社会福祉・介護施設	学校・保育所・学習施設	工務店	工場・作業場	ホテル・旅館	宗教施設	上記に該当しない	無回答
		625	104	60	84	28	98	37	32	12	18	9	15	92	36
積極的に取り組んでいる（→問27へ）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	187	26	23	27	8	32	13	11	2	3	3	5	5	34	0
ある程度取り組んでいる（→問27へ）	29.9%	25.0%	38.3%	32.1%	28.6%	32.7%	35.1%	34.4%	16.7%	16.7%	33.3%	33.3%	37.0%	0.0%	
	308	68	26	39	12	50	17	15	10	10	3	8	46	4	
ほとんど取り組んでいない（→問27へ）	49.3%	65.4%	43.3%	46.4%	42.9%	51.0%	45.9%	46.9%	83.3%	55.6%	33.3%	53.3%	50.0%	11.1%	
	78	8	8	16	6	11	5	5	0	5	3	2	9	0	
取り組んでいない（→問27へ）	12.5%	7.7%	13.3%	19.0%	21.4%	11.2%	13.5%	15.6%	0.0%	27.8%	33.3%	13.3%	9.8%	0.0%	
	20	2	3	2	2	5	2	1	0	0	0	0	3	0	
その他（→問14へ）	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	
無回答	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.9%	

鎌倉市燃やすごみ戸別収集アンケート調査 最終報告書

1.3. 本報告書の構成

本報告書は、単純集計による全体傾向の把握、クロス集計による属性別の詳細分析、自由記述意見の分析から構成される。

1.はじめに

1.1. 調査の背景と目的

本報告書は、鎌倉市で実施している燃やすごみの戸別収集に関する市民アンケートの調査結果をまとめたものである。戸別収集の導入による市民生活への影響、満足度、課題等を多角的に分析し、今後のごみ収集行政の改善に資する基礎資料とすることを目的とする。

1.2. 調査概要

1.1. 調査の属性

回答者の性別構成は、「女性」が 777 人（有効回答の 63.4%）と最も多く、次いで「男性」が 429 人（35.0%）であった。

性別	選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
男性		429	29.9	35.0
女性		777	54.1	63.4
答えたくない		20	1.4	1.6
無回答		210	14.6	-
合計		1436	100	100

年齢	選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
20 歳未満		35	2.4	2.5
20 歳代		102	7.1	7.3
30 歳代		164	11.4	11.7
40 歳代		192	13.4	13.7
50 歳代		284	19.8	20.2

項目	内容
調査対象	本調査は、対象エリア内の人口比に基づいて各地域からの抽出数を決定し、無作為抽出法により調査対象者を選定した。 この抽出方法により、各地域の人構成を反映した標本を確保することで、調査結果の信頼性と妥当性を高めている。無作為抽出の採用により、特定の属性や意見に偏ることなく、対象地域住民の意見を公平に収集することが可能となった。
調査期間	2025 年 7 月 30 日～2025 年 8 月 29 日
調査方法	Web アンケートおよび紙の調査票
有効回答数、有効回答率	1,436 件、71.8% (1436/2000)
調査項目数	26 間

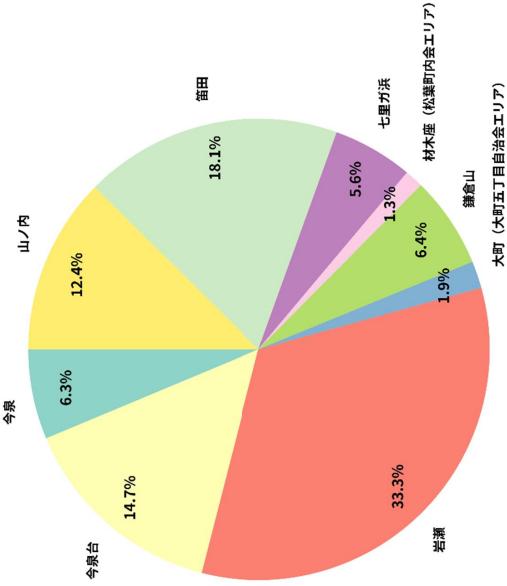
60歳代	201	14.0	14.3
70歳代	255	17.8	18.2
80歳以上	170	11.8	12.1
無回答	33	2.3	-
合計	1436	100	100

3. 全設問の単純集計結果

Q1: お住まいの地域を選択してください（五十音順）

	選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合(%)
今泉		77	5.4	6.3
今泉台		180	12.5	14.7
岩瀬		407	28.4	33.3
大町（大町五丁目自治会エリア）		23	1.6	1.9
鎌倉山		78	5.4	6.4
材木座（松葉町内会エリア）		16	1.1	1.3
七里ガ浜		69	4.8	5.6
笛田		221	15.4	18.1
山ノ内		152	10.6	12.4
無回答		213	14.8	-
合計	1436	100	100	

Q1 お住まいの地域を選択してください（五十音順）

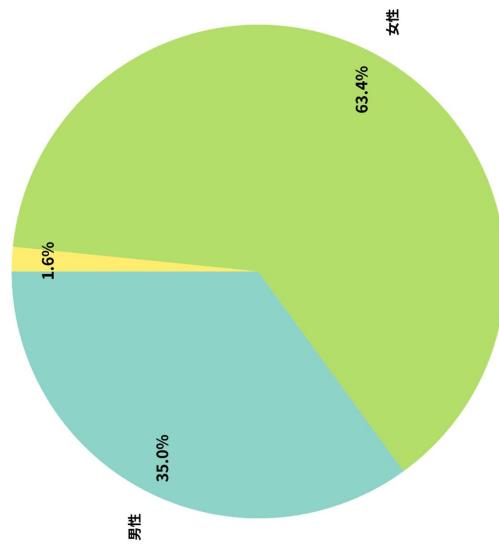


分析: 回答者の居住地域は岩瀬407人（33.3%）、次いで笛田221人（18.1%）、今泉台180人（14.7%）となっている。

Q2: 性別を選択してください、

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
男性	429	29.9	35.0
女性	777	54.1	63.4
答えたくない	20	1.4	1.6
無回答	210	14.6	-
合計	1436	100	100

Q2 性別を選択してください
答えたくない

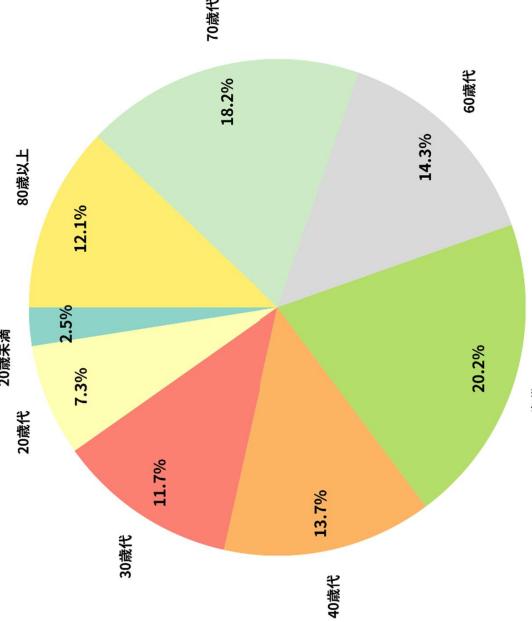


分析: 回答者の性別は女性が 777 人 (63.4%) と約 3 分の 2 を占め、男性 429 人 (35.0%) を大きく上回っている。

Q3: 年齢を選択してください、

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
20 歳未満			2.5
20 歳代			7.3
30 歳代			11.7
40 歳代			13.7
50 歳代			20.2
60 歳代			14.3
70 歳代			18.2
80 歳以上			12.1
無回答			-
合計	1436	100	100

Q3 年齢を選択してください

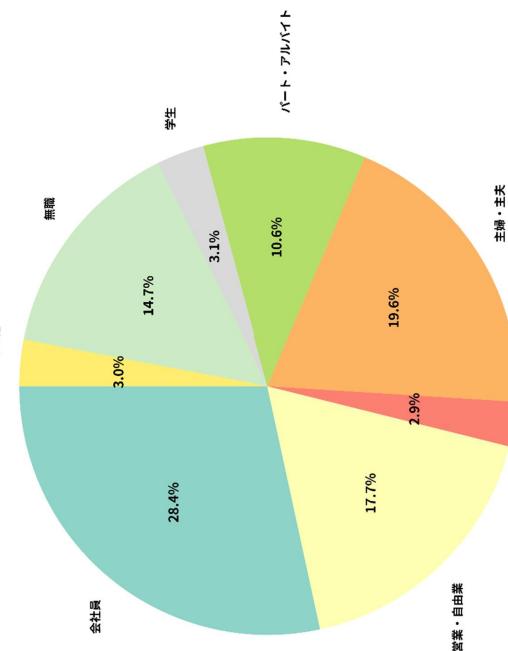


分析: 年齢構成では 50 代が 284 人 (20.2%) と最も多く、次いで 70 代 255 人 (18.2%)、60 代 201 人 (14.3%) となつており、中高年層の回答が多い傾向にある。

Q4: 職業を選択してください、

	選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
会社員		409	28.4	28.4
自営業・自由業		253	17.6	17.7
公務員		41	2.9	2.9
主婦・主夫		280	19.5	19.6
パート・アルバイト		152	10.6	10.6
学生		44	3.1	3.1
無職		210	14.6	14.7
その他		43	3.0	3.0
無回答		4	0.3	-
合計		1436	100	100

Q4 職業を選択してください



公務員

主婦・主夫

その他

学生

パート・アルバイト

無職

自営業・自由業

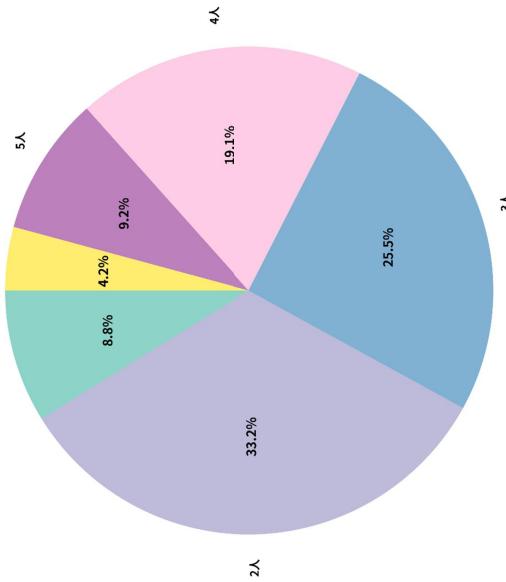
会社員

分析: 職業別では会社員 409 人 (28.4%) が最多で、次いで主婦・主夫 280 人 (19.6%)、自営業・自由業 253 人 (17.7%) となっている。

Q5: 世帯人数（回答者様ご本人を含めて）を選択してください

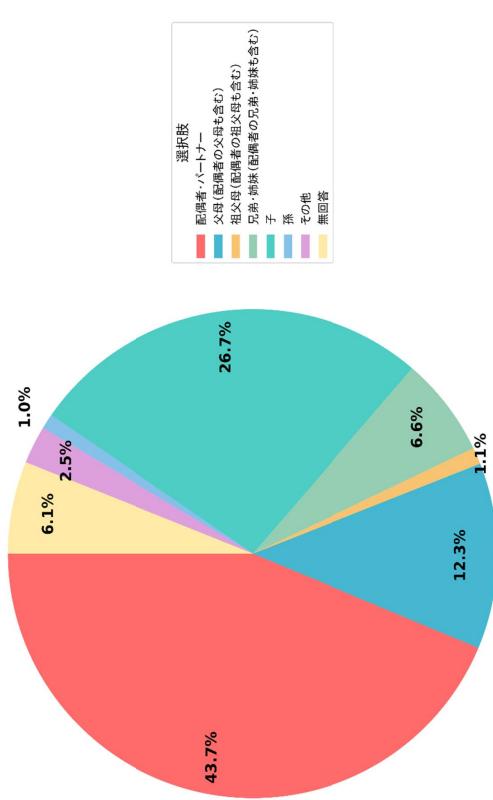
	選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
1人		119	8.3	8.8
2人		450	31.3	33.2
3人		345	24.0	25.5
4人		258	18.0	19.1
5人		125	8.7	9.2
6人以上		57	4.0	4.2
無回答		82	5.7	-
合計		1436	100	100

Q5 世帯人数（回答者様ご本人を含めて）を選択してください
6人以上



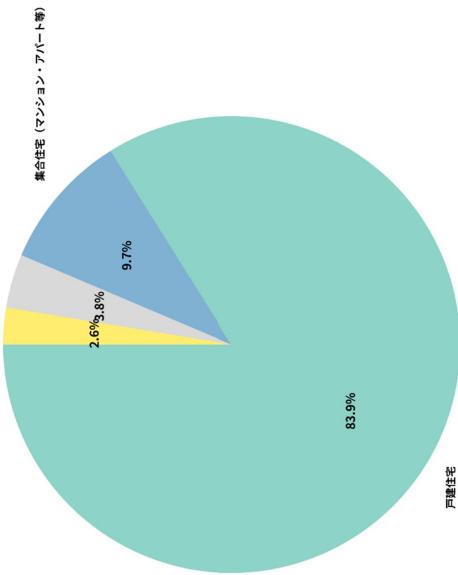
分析: 世帯人数は2人世帯が450人 (33.2%)と最も多く、次いで3人世帯 345人 (25.5%)、4人世帯 258人 (19.1%)となっている。

Q6:世帯に含まれる方全てを選択してください。(複数回答可)



Q7:住居形態を選択してください

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
戸建住宅	1182	82.3	83.9
集合住宅（マンション・アパート等）	137	9.5	9.7
併用住宅（店舗・事務所等）	54	3.8	3.8
その他	37	2.6	2.6
無回答	26	1.8	-
合計	1436	100	100



分析: 住居形態では戸建住宅が1182人 (83.9%)、集合住宅は137人 (9.7%)となっています。

分析: 世帯構成では配偶者・パートナーがいる世帯が895人 (62.3%)と最も多く、子がいる世帯が548人 (38.2%)となっている。複数回答可の設問のため合計が100%を超えている。

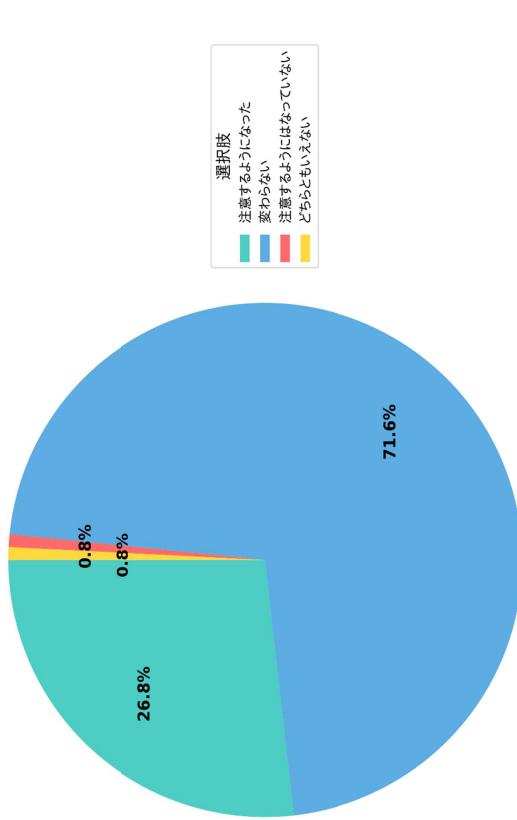
Q9: クリーンステーション収集の時に比べ、ごみの分け方や出し方を注意するようになりましたか

Q8: 自宅からクリーンステーション（現在、燃やすごみ以外の品目を排出しているごみ集積所）までの距離を選択してください

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
注意するようになつた	381	26.5	26.8
変わらない	1019	71.1	71.6
注意するようにはなつていない	12	0.8	0.8
どちらともいえない	12	0.8	0.8
無回答	12	0.8	-
合計	1436	100	100

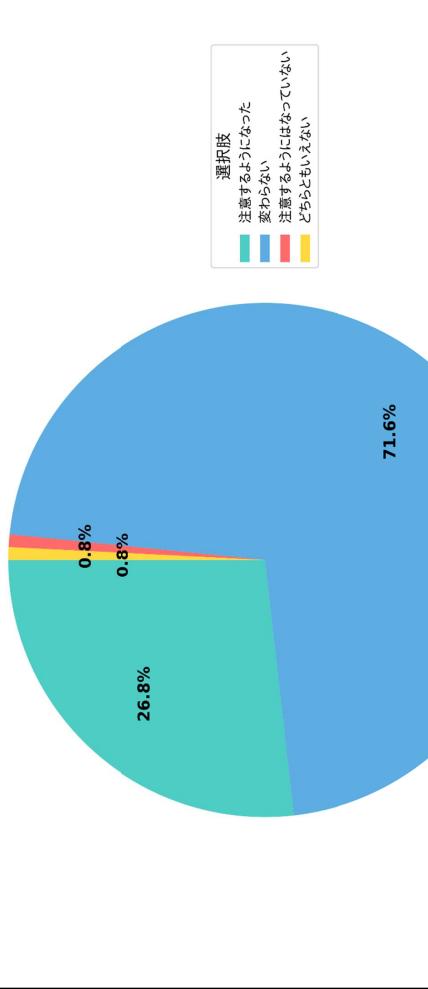
Q8 自宅からクリーンステーション（現在、燃やすごみ以外の品目を排出しているごみ集積所）までの距離を選択してください

Q9 クリーンステーション収集の時に比べ、ごみの分け方や出し方を注意するようになりましたか

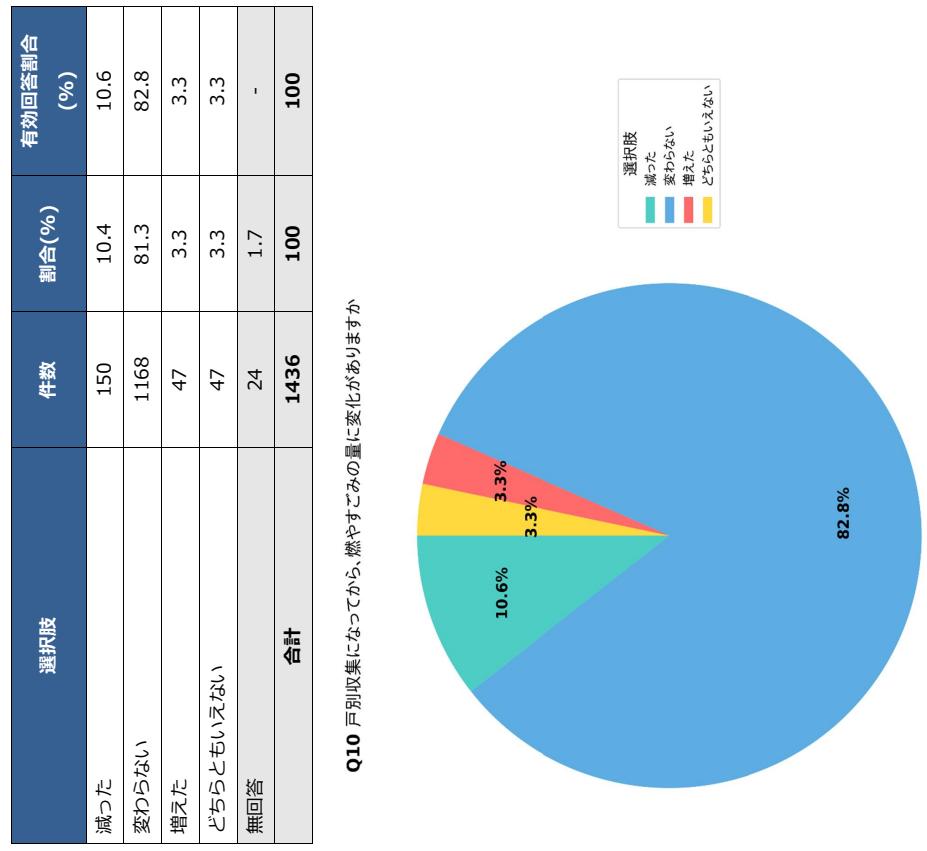


分析: クリーンステーションまでの距離は 20m 未満が 660 人 (47.2%) と約半数を占め、20m 以上 40m 未満が 324 人 (23.2%) となっている。

分析: ごみの分け方や出し方への注意については「変わらない」が 1019 人 (71.6%) と最も多く、「注意するようになった」は 381 人 (26.8%) である。



Q10: 戸別収集になつてから、燃やすごみの量に変化がありますか



分析、燃やすごみの量の変化では「変わらない」が1168人（82.8%）と大多数を占め、「減った」は150人（10.6%）である。戸別収集導入がごみ減量に直接的な影響を与えていているといえないが、一部世帯においては、ごみの減量効果が見られる。

Q11: 燃やすごみをどのように方法で出していますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合(%)
ポリ(パ)ケッタなどの容器を使用	1042	72.6	73.1
カラスよけネットなどの網を使用	261	18.2	18.3
カゴやケースを上から被せる	38	2.6	2.7
袋のまま出す	10	0.7	0.7
集合住宅の戸別収集品目専用排出場所に出している	42	2.9	2.9
その他	33	2.3	2.3
無回答	10	0.7	-
合計	1436	100	100

Q11燃やすごみをどのように方法で出していますか

方法	割合(%)
ポリ(パ)ケッタなどの容器を使用	73.1%
カラスよけネットなどの網を使用	18.3%
カゴやケースを上から被せる	2.7%
袋のまま出す	2.3%
集合住宅の戸別収集品目専用排出場所に出している	2.9%
その他	0.7%
無回答	-

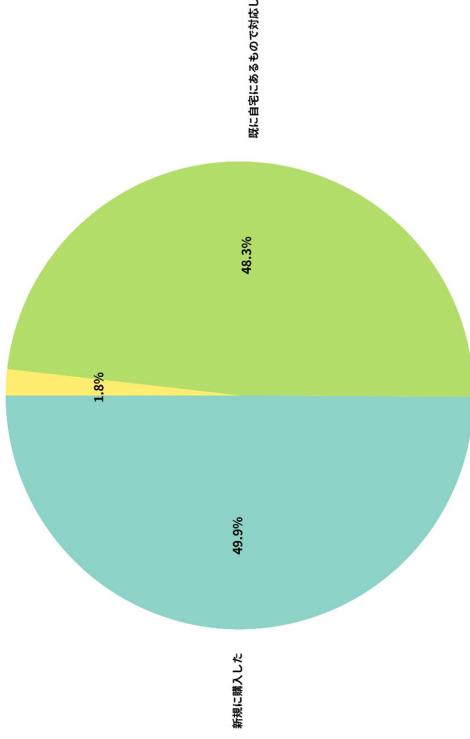
分析：燃やすごみの排出方法では「ポリバケツなどの容器を使用」が1042人（73.1%）と圧倒的多数を占めている。市民の多くが動物被害対策として容器を使用していることが確認できる。

Q12: 排出容器はどのようにご準備されましたか

(問11で「1.ポリビケツなどの容器を使用、2.カラスよけネットなどの網を使用、3.カゴやケースを上から被せる」を選択された方にお尋ねします。)

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
新規に購入した	677	47.1	49.9
既に自宅にあるもので対応した	655	45.6	48.3
その他	24	1.7	1.8
無回答	80	5.6	-
合計	1436	100	100

Q12 排出容器はどのようにご準備されましたか
その他

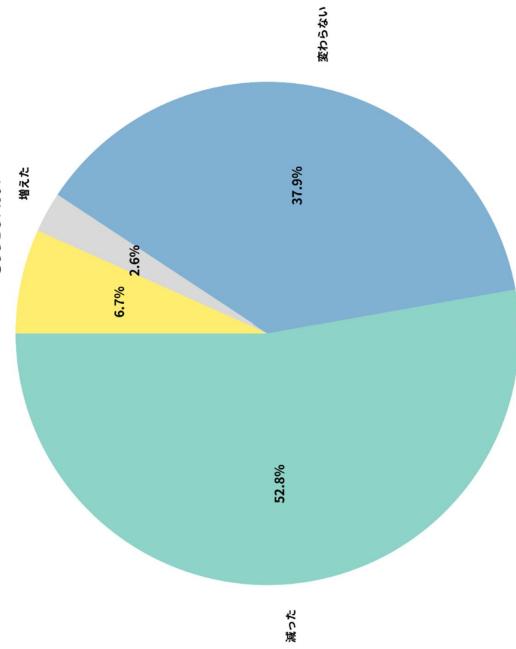


分析: 排出容器の準備方法では「新規に購入した」が677人（49.9%）と約半数を占め、「既に自宅にあるもので対応した」が655人（48.3%）とほぼ同数である。戸別収集導入に伴い、多くの市民が新規購入に限らず何らかの準備を行ったことが分かる。

Q13: クリーンステーション収集の時に比べ、カラス等の被害に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
減った	736	51.3	52.8
変わらない	529	36.8	37.9
増えた	36	2.5	2.6
どちらともいえない	94	6.5	6.7
無回答	41	2.9	-
合計	1436	100	100

Q13 クリーンステーション収集の時に比べ、カラス等の被害に変化はありますか
どちらともいえない

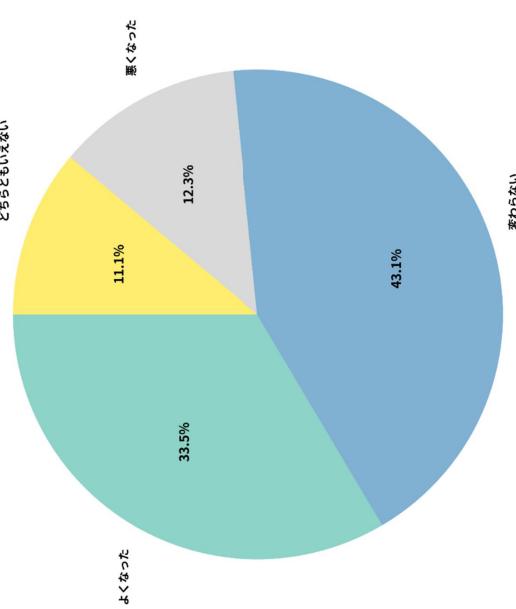


分析: カラス等の被害変化では「減った」が736人（52.8%）と過半数を占め、戸別収集によりカラスの被害が減少したことが明確に示されている。「変わらない」も529人（37.9%）いるが、「増えた」は36人（2.6%）と非常に少なく、カラス等への対策として高い効果を發揮している。

Q14: クリーンステーション収集の時に比べ、景観に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
よくなつた	472	32.9	33.5
変わらない	608	42.3	43.1
悪くなつた	174	12.1	12.3
どちらともいえない	156	10.9	11.1
無回答	26	1.8	-
合計	1436	100	100

Q14 クリーンステーション収集の時に比べ、景観に変化はありますか
どちらともいえない

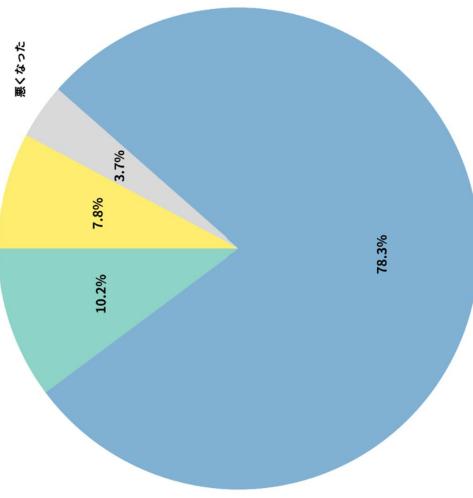


分析: 景観の変化では「よくなつた」が 472 人 (33.5%)、「変わらない」が 608 人 (43.1%) となっている。約 3 分の 1 の市民が景観改善を実感しており、戸別収集が街の美観向上に寄与していることが確認できる。一方で、「悪くなつた」が 174 人 (12.3%) となっている。

Q15: クリーンステーション収集の時に比べ、地域のコミュニケーションに変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
よくなつた	145	10.1	10.2
変わらない	1108	77.2	78.3
悪くなつた	52	3.6	3.7
どちらともいえない	111	7.7	7.8
無回答	20	1.4	-
合計	1436	100	100

Q15 クリーンステーション収集の時に比べ、地域のコミュニケーションに変化はありますか
どちらともいえない



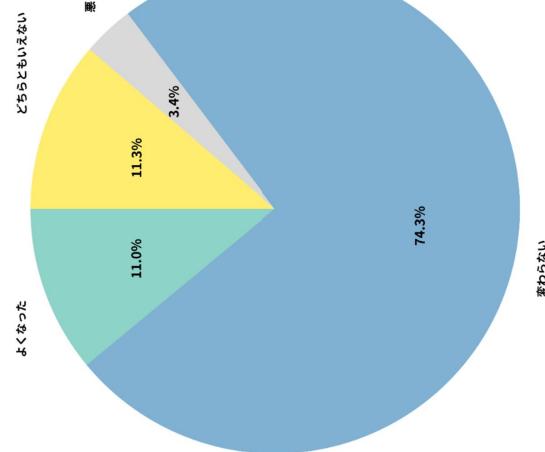
変わらない

分析: 地域のコミュニケーションの変化では「変わらない」が 1108 人 (78.3%) と大多数を占めている。「よくなつた」は 145 人 (10.2%) で、戸別収集がコミュニケーションに大きな影響を与えることはないが、「地域のコミュニケーションの希薄化に与える影響」も限定的 (52 人、3.7%) であることがわかる。

Q16: クリーンステーション収集の時に比べ、地域の治安に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
よくなつた	156	10.9	11.0
変わらない	1054	73.4	74.3
悪くなつた	48	3.3	3.4
どちらともいえなし	160	11.1	11.3
無回答	18	1.3	-
合計	1436	100	100

Q16 クリーンステーション収集の時に比べ、地域の治安に変化はありますか

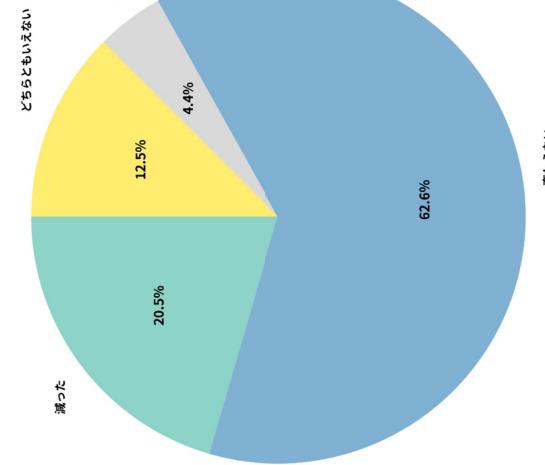


分析: 地域の治安の変化では「変わらない」が 1054 人 (74.3%) と最も多く、「よくなつた」は 156 人 (11.0%) である。治安面での大きな変化はないことが確認できる。

Q17: クリーンステーション収集の時に比べ、ポイ捨てや不法投棄に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
減つた	10.9	11.0	20.5
変わらない	73.4	74.3	62.6
増えた	3.3	3.4	4.4
どちらともいえなし	11.1	11.3	12.5
無回答	1.3	-	-
合計	1436	100	100

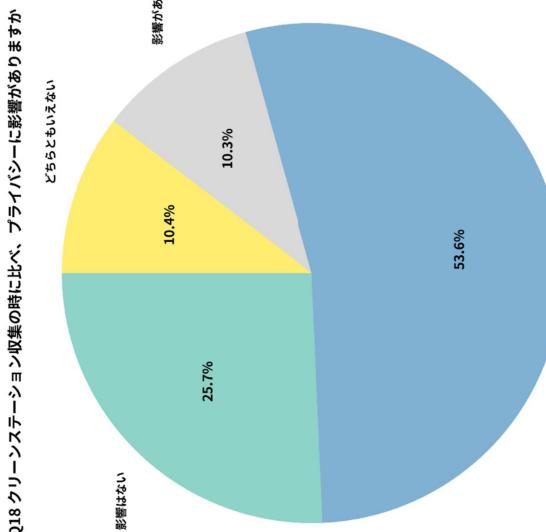
Q17 クリーンステーション収集の時に比べ、ポイ捨てや不法投棄に変化はありますか



分析: ポイ捨てや不法投棄の変化では「変わらない」が 889 人 (62.6%) と最も多いものの、「減つた」も 290 人 (20.5%) と一定数いる。戸別収集により不法投棄等の改善効果も期待できることが示されている。

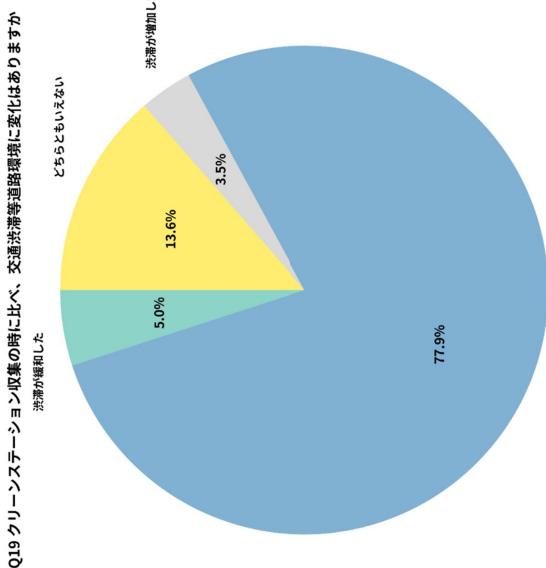
Q18: クリーンステーション収集の時に比べ、プライバシーに影響がありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
影響はない	365	25.4	25.7
変わらない	761	53.0	53.6
影響がある	146	10.2	10.3
どちらともいえない	148	10.3	10.4
無回答	16	1.1	-
合計	1436	100	100



Q19: クリーンステーション収集の時に比べ、交通渋滞等道路環境に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
渋滞が緩和した	71	4.9	5.0
変わらない	1103	76.8	77.9
渋滞が増加した	49	3.4	3.5
どちらともいえない	192	13.4	13.6
無回答	21	1.5	-
合計	1436	100	100



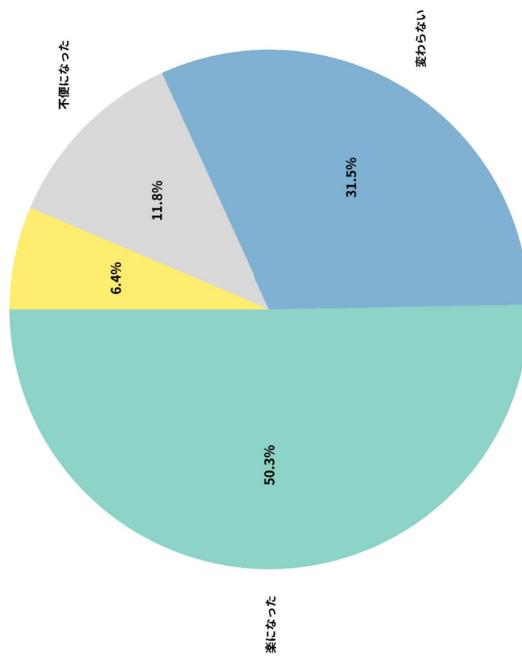
分析: プライバシーへの影響では「変わらない」が 761 人 (53.6%) と最も多く、「影響はない」も 365 人 (25.7%) いる。一方で「影響がある」は 146 人 (10.3%) となっている。

分析: 交通渋滞等道路環境の変化では「変わらない」が 1103 人 (77.9%) と大多数を占めている。「渋滞が増加した」は 49 人 (3.5%) と少なく、道路環境への影響は限定的であることが分かる。

Q20: クリーンステーション収集の時に比べ、ごみ出しの負担に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
楽になつた	715	49.9	50.3
変わらない	447	31.1	31.5
不便になつた	168	11.7	11.8
どちらともいえない	91	6.3	6.4
無回答	15	1.0	-
合計	1436	100	100

Q20 クリーンステーション収集の時に比べ、ごみ出しの負担に変化はありますか

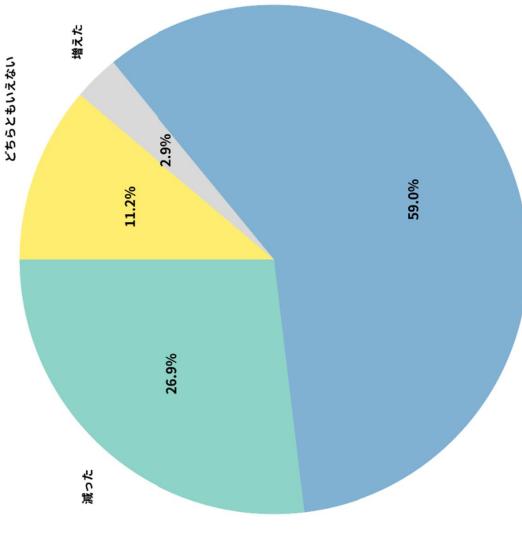


分析: ごみ出しの負担変化では「楽になつた」が 715 人 (50.3%) と半数を超える。戸別収集の大きなメリットの一つであることが確認できる。「不便になつた」は 168 人 (11.8%) にとどまり、全体として負担軽減効果が高いことが示されている。

Q21: クリーンステーション収集の時に比べ、クリーンステーションの維持管理の負担に変化はありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
減つた			26.9
変わらない			59.0
増えた			2.9
どちらともいえない			11.2
無回答			-
合計	1436	100	100

Q21 クリーンステーション収集の時に比べ、クリーンステーションの維持管理の負担に変化はありますか

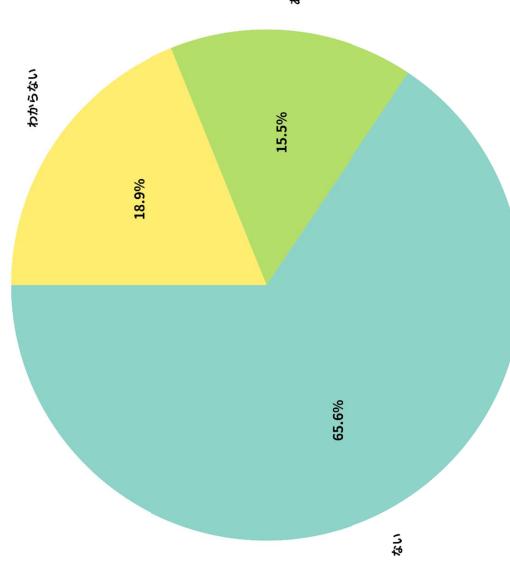


分析: クリーンステーションの維持管理負担では「減つた」が 381 人 (26.9%)、「変わらない」が 834 人 (59.0%) となっている。約 4 分の 1 の市民が維持管理の負担軽減を実感していることがわかる。

Q22:令和7年4月以降、戸別収集の取り残しや収集時間の遅れなどはありますか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
ない	924	64.3	65.6
ある	219	15.3	15.5
わからぬ	267	18.6	18.9
無回答	26	1.8	-
合計	1436	100	100

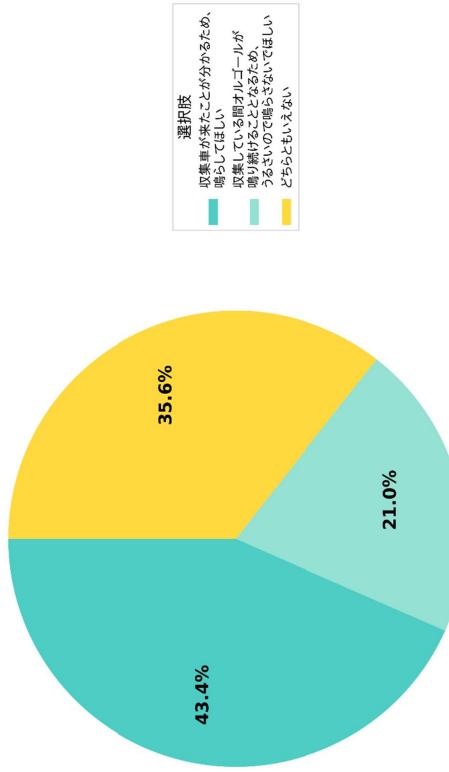
Q22 令和7年4月以降、戸別収集の取り残しや収集時間の遅れなどはありますか



Q23:収集車が来たことをお知らせするオルゴールは必要ですか

選択肢	件数	割合(%)	有効回答割合 (%)
収集車が来たことが分かるため、鳴らしてほしい	605	42.1	43.4
収集している間オルゴールが鳴り続けることとなるため、うるさいので鳴らさないでほしい	292	20.3	21.0
どちらともいえない	495	34.5	35.6
無回答	44	3.1	-
合計	1436	100	100

Q23 収集車が来たことをお知らせするオルゴールは必要ですか

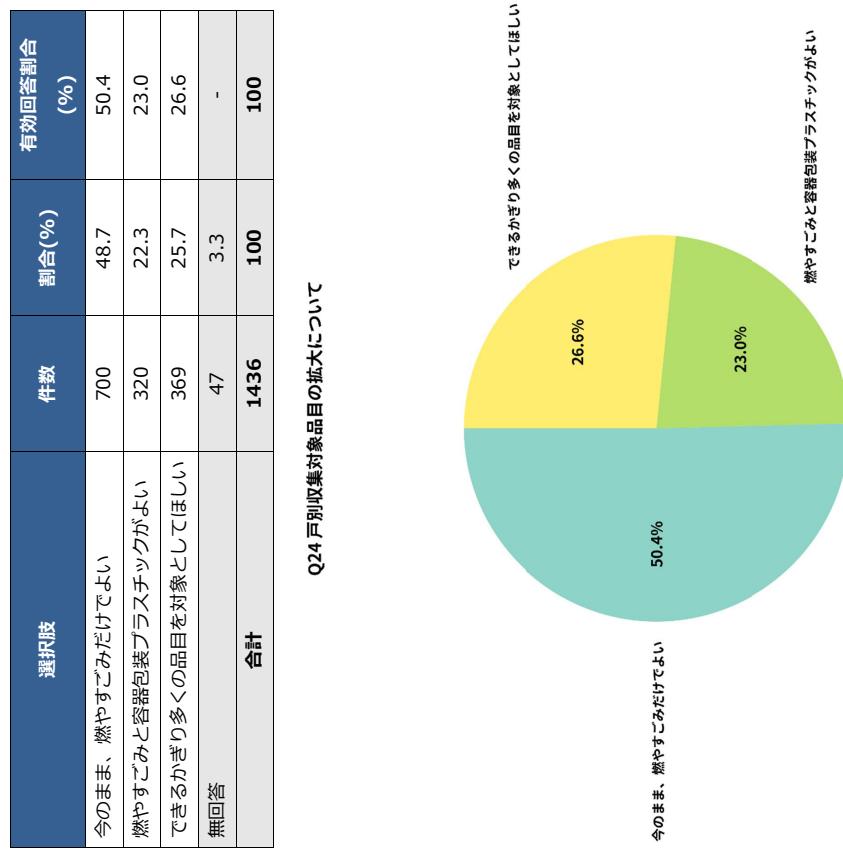


分析: 戸別収集の取り残しや収集時間の遅れでは「ない」が924人（65.6%）と約3分の2を占め、収集サービスの品質が概ね良好であることが確認できる。「ある」は219人（15.5%）で、運用面での改善余地があることも示されている。

分析: 収集車のオルゴールについては「鳴らしてほしい」が605人（43.4%）と最も多く、「どちらともいえない」が495人（35.6%）、「鳴らさないでほしい」が292人（21.0%）となっている。

4. クロス集計による詳細分析

Q24: 戸別収集対象品目の拡大について

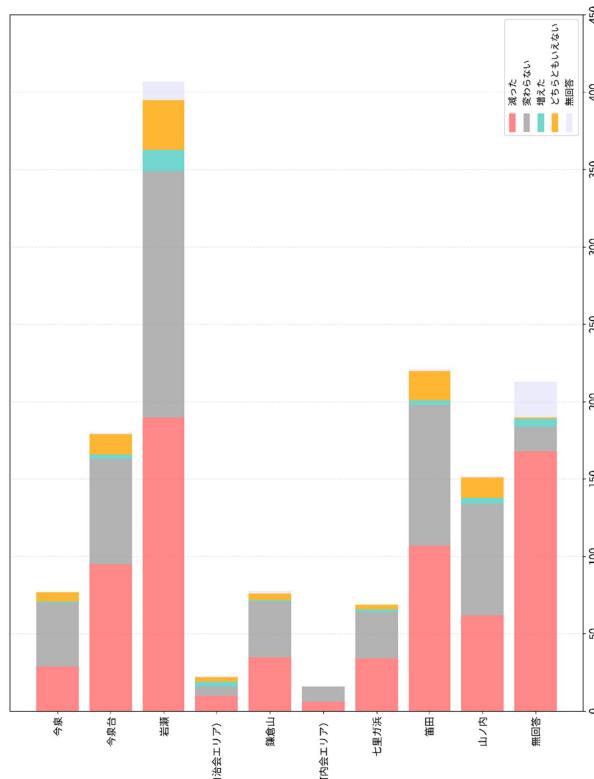


4.1. 地域 (Q1) × カラス被害 (Q13)

	Q1×Q3	減った	変わらない	増えた	どちらともいえない	無回答	合計
今泉	29件 (37.7%)	41件 (53.2%)	1件 (1.3%)	6件 (7.8%)	0件 (0.0%)	77件 (100%)	
今泉台	95件 (52.8%)	68件 (37.8%)	3件 (1.7%)	13件 (7.2%)	1件 (0.5%)	180件 (100%)	
岩瀬	190件 (46.7%)	159件 (39.1%)	14件 (3.4%)	32件 (7.9%)	12件 (2.9%)	407件 (100%)	
大町（大町五丁目自治会工業）	10件 (43.5%)	6件 (26.1%)	3件 (13.0%)	3件 (13.0%)	1件 (4.4%)	23件 (100%)	
鎌倉山	35件 (44.9%)	36件 (46.2%)	1件 (1.3%)	4件 (5.1%)	2件 (2.5%)	78件 (100%)	
材木座（材木町内会工業）	6件 (37.5%)	10件 (62.5%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	16件 (100%)	
七里ガ浜	34件 (49.3%)	30件 (43.5%)	2件 (2.9%)	3件 (4.3%)	0件 (0.0%)	69件 (100%)	
笛田	107件 (48.4%)	91件 (41.2%)	3件 (1.4%)	19件 (8.6%)	1件 (0.4%)	221件 (100%)	
山ノ内	62件 (40.8%)	72件 (47.4%)	4件 (2.6%)	13件 (8.5%)	1件 (0.7%)	152件 (100%)	
無回答	168件 (78.9%)	16件 (7.5%)	5件 (2.3%)	1件 (0.5%)	23件 (10.8%)	213件 (100%)	
合計	736件 (51.3%)	529件 (36.8%)	36件 (2.5%)	94件 (6.5%)	41件 (2.9%)	1436件 (100%)	

分析: 戸別収集対象品目の拡大については「今のみ、燃やすごみだけでよい」が700人 (50.4%) と半数を占める一方、「できるかぎり多くの品目を対象としてほしい」も369人 (26.6%) となっている。市民ニーズが分かれしており、品目の拡大については、慎重な検討が必要と考えられる。

4.2. 地域 (Q1) × 交通渋滞 (Q19)



分析:
詳細分析

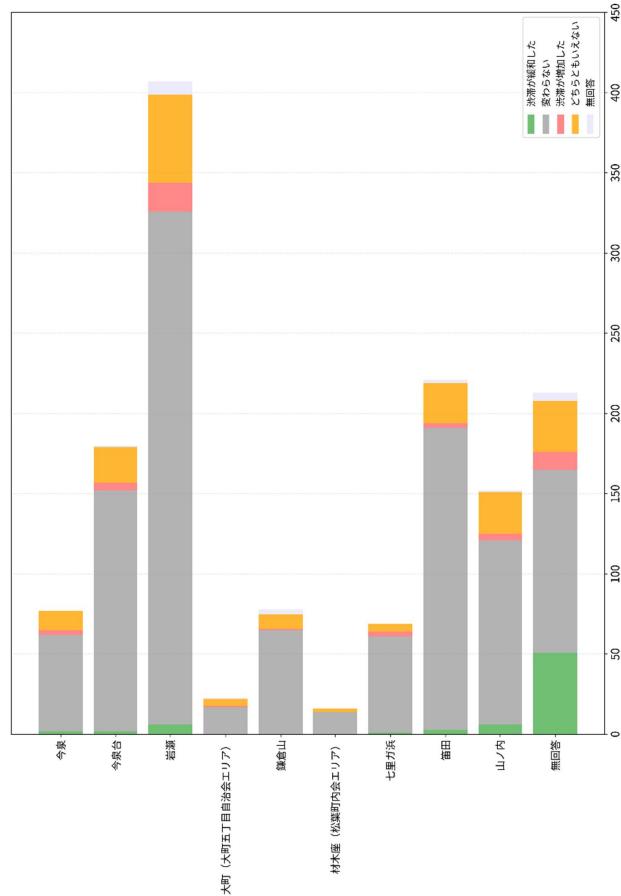
戸別収集によるカラス被害軽減効果は全地域で確認されているが、地域による効果の差が顕著である。改善率が高いのは今泉台 52.8% (95/180 人) と七里ガ浜 49.3% (34/69 件) で、これらの地域では從来のクリーンステーション方式でのカラス被害が深刻であったことが推測される。

「変わらない」との回答は 36.8% (529/1436 件) となっているが、これは戸別収集の導入以前からカラス被害が少なかった地域や、適切な対策が既に講じられていた地域である可能性が高い。重要なのは「増えた」との回答が全地域で 2.5% (36/1436 件) と極めて少ないことであり、戸別収集がカラス被害を悪化させるリスクは極めて低いことが確認される。

Q1×Q19	渋滞が緩和した	変わらない	渋滞が増加した	どちらともいえない	無回答	合計
今泉	2件 (2.6%)	60件 (77.9%)	3件 (3.9%)	12件 (15.6%)	0件 (0.0%)	77件 (100%)
今泉台	2件 (1.1%)	150件 (83.3%)	5件 (2.8%)	22件 (12.2%)	1件 (0.6%)	180件 (100%)
岩瀬	6件 (1.5%)	320件 (78.6%)	18件 (4.4%)	55件 (13.5%)	8件 (2.0%)	407件 (100%)
大町（大町五丁目自治会エリア）	0件 (0.0%)	17件 (74.0%)	1件 (4.3%)	4件 (17.4%)	1件 (4.3%)	23件 (100%)
鎌倉山	0件 (0.0%)	65件 (83.3%)	1件 (1.3%)	9件 (11.5%)	3件 (3.9%)	78件 (100%)
材木座（松葉町内会エリア）	0件 (0.0%)	14件 (87.5%)	0件 (0.0%)	2件 (12.5%)	0件 (0.0%)	16件 (100%)
七里ガ浜	1件 (1.5%)	60件 (87.0%)	3件 (4.3%)	5件 (7.2%)	0件 (0.0%)	69件 (100%)
笛田	3件 (1.4%)	188件 (85.0%)	3件 (1.4%)	25件 (11.3%)	2件 (0.9%)	221件 (100%)
山ノ内	6件 (3.9%)	115件 (75.7%)	4件 (2.6%)	26件 (17.1%)	1件 (0.7%)	152件 (100%)
無回答	51件 (23.9%)	114件 (53.5%)	111件 (52%)	32件 (15.0%)	5件 (2.4%)	213件 (100%)
合計	71件 (4.9%)	1103件 (76.8%)	49件 (3.4%)	192件 (13.4%)	21件 (1.5%)	1436件 (100%)

4.3. 地域 (Q1) ×CS維持管理負担 (Q21)

地域×渋滞状況(積み上げ棒棒グラフ)



分析: 詳細分析
交通渋滞への影響は全地域で「変わらない」が 76.8% (1103/1436 件) と圧倒的多数を占め、戸別収集による道路環境への影響は限定的である。

わずかながら「渋滞が緩和した」との回答が 4.9% (71/1436 件) あることは注目に値する。これはクリーンステーション周辺での混雑が解消されたことによる効果と考えられる。特に山ノ内 3.9% (6152 件) と岩瀬 1.5% (6407 件) で緩和効果が見られる。

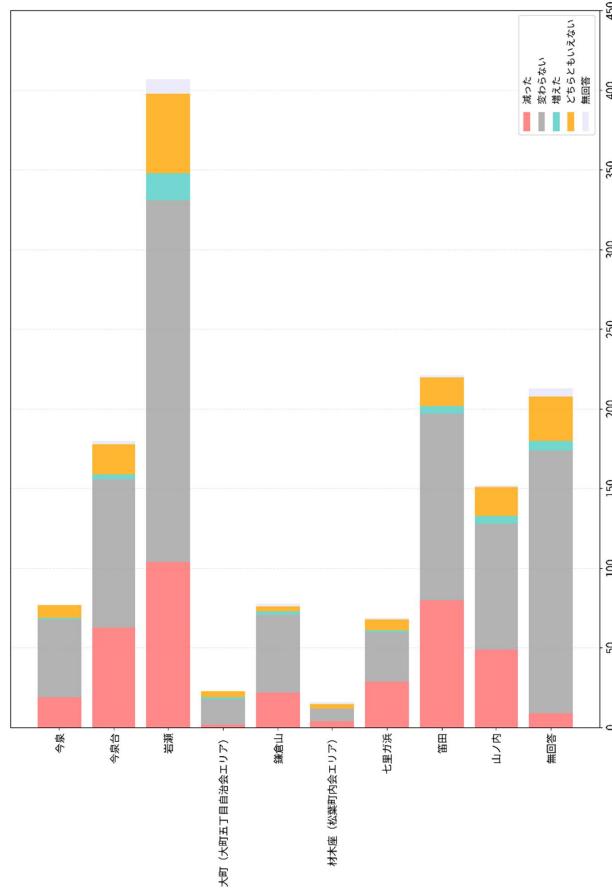
「渋滞が増加した」との回答は 3.4% (49/1436 件) にとどまっていると考えられる。加による交通への悪影響は最小限に留まっていると考えられる。

Q1×Q21	減った	変わらない	増えた	どちらともいえない	無回答	合計
今泉	19 件 (24.7%)	49 件 (63.6%)	1 件 (1.3%)	8 件 (10.4%)	0 件 (0.0%)	77 件 (100%)
今泉台	63 件 (35.0%)	93 件 (51.7%)	3 件 (1.7%)	19 件 (10.5%)	2 件 (1.1%)	180 件 (100%)
岩瀬	104 件 (25.5%)	227 件 (55.8%)	17 件 (4.2%)	50 件 (12.3%)	9 件 (2.2%)	407 件 (100%)
大町(大町五丁目自治会エリア)	2 件 (8.7%)	16 件 (69.6%)	1 件 (4.3%)	4 件 (17.4%)	0 件 (0.0%)	23 件 (100%)
鎌倉山	22 件 (28.2%)	49 件 (62.8%)	2 件 (2.6%)	3 件 (3.8%)	2 件 (2.6%)	78 件 (100%)
材木座(材木座町内会エリア)	4 件 (25.0%)	8 件 (50.0%)	0 件 (0.0%)	3 件 (18.8%)	1 件 (6.2%)	16 件 (100%)
七里ガ浜	29 件 (42.1%)	31 件 (45.0%)	1 件 (1.4%)	7 件 (10.1%)	1 件 (1.4%)	69 件 (100%)
笹田	80 件 (36.2%)	117 件 (52.9%)	5 件 (2.3%)	18 件 (8.1%)	1 件 (0.5%)	221 件 (100%)
山ノ内	49 件 (32.2%)	79 件 (52.0%)	5 件 (3.3%)	18 件 (11.8%)	1 件 (0.7%)	152 件 (100%)
無回答	9 件 (4.2%)	165 件 (77.5%)	6 件 (2.8%)	28 件 (13.1%)	5 件 (2.4%)	213 件 (100%)
合計	381 件 (26.5%)	834 件 (58.1%)	41 件 (2.9%)	158 件 (11.0%)	22 件 (1.5%)	1436 件 (100%)

テーションが他の品目で継続使用しているためであり、完全な負担解消には至っていないことを示している。

4.4. 地域 (Q1) × オルゴール (Q23)

Q1×Q23	収集車が来たことか分かるため、鳴らしてほしい		どちらともいえない	どちらともいる	ルゴールが鳴り続けることとなるため、うるさいので鳴らさないでほしい	収集している間オ	合計
	今泉	今泉台					
今泉	29件 (37.6%)	13件 (16.9%)	35件 (45.5%)	0件 (0.0%)	77件 (100%)		
今泉台	72件 (40.0%)	39件 (21.7%)	68件 (37.8%)	1件 (0.5%)	180件 (100%)		
岩瀬	186件 (45.7%)	57件 (14.0%)	157件 (38.6%)	7件 (1.7%)	407件 (100%)		
大町 (大町五丁目自治会エリア)	14件 (60.9%)	1件 (4.3%)	8件 (34.8%)	0件 (0.0%)	23件 (100%)		
鎌倉山	33件 (42.3%)	10件 (12.8%)	34件 (43.6%)	1件 (1.3%)	78件 (100%)		
材木座 (材木町内会エリア)	8件 (50.0%)	2件 (12.5%)	6件 (37.5%)	0件 (0.0%)	16件 (100%)		
七里ガ浜	25件 (36.2%)	8件 (11.6%)	35件 (50.7%)	1件 (1.5%)	69件 (100%)		
笛田	103件 (46.6%)	35件 (15.8%)	82件 (37.1%)	1件 (0.5%)	221件 (100%)		
山ノ内	59件 (38.8%)	33件 (21.7%)	59件 (38.8%)	1件 (0.7%)	152件 (100%)		
無回答	76件 (35.7%)	94件 (44.1%)	11件 (5.2%)	32件 (15.0%)	213件 (100%)		
合計	605件 (42.1%)	292件 (20.3%)	495件 (34.5%)	44件 (3.1%)	1436件 (100%)		



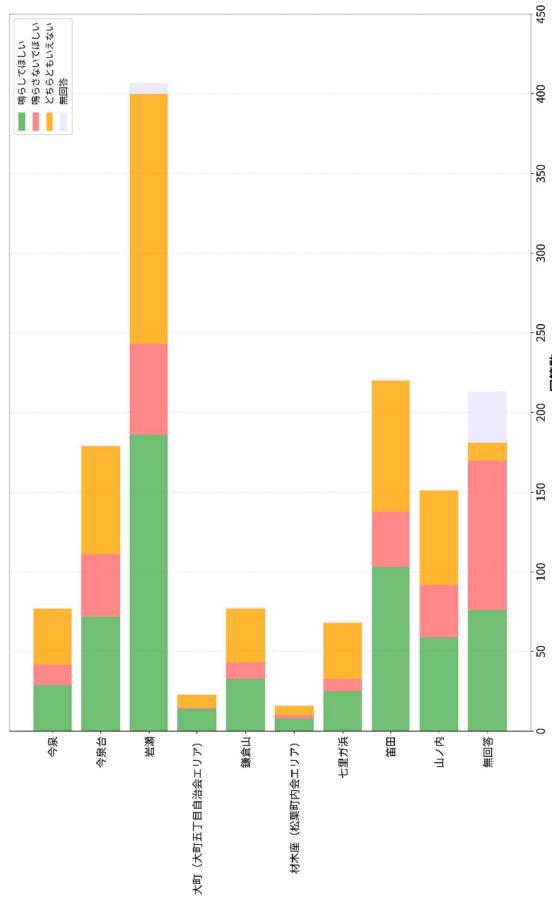
分析:
詳細分析

クリーンステーション維持管理負担の軽減効果は地域により大きな差がある。七里ガ浜 42.1% (29/69 件) で最も高い軽減効果が見られるのは、従来の維持管理体制が住民に大きな負担となっていたことを示している。

笛田 36.2% (80/221 件)、今泉台 35.0% (63/180 件) でも高い軽減効果が確認されおり、これらの地域ではクリーンステーションの維持管理の負担が大きかったものと考えられる。一方、材木座 25.0% (4/16 件) では効果が限定的であるが、これは戸別収集導入以前から維持管理負担が軽微であったことが考えられる。

全体として 26.5% (38/1436 件) の市民が負担軽減を感じている一方、58.1% (834/1436 件) が「変わらない」と回答している。これは戸別収集後もクリーンス

地域×オルゴール（積み上げ棒グラフ）



4.5. 年齢（Q3）×ごみ出し負担（Q20）

	Q3×Q20	楽になった	変わらない	不便になった	どちらともいえない	無回答	合計
20歳未満	13件	17件	1件	3件	1件	35件	(100%)
20歳代	42件	37件	15件	7件	1件	102件	(100%)
30歳代	69件	54件	26件	14件	1件	164件	(100%)
40歳代	96件	55件	28件	13件	0件	192件	(100%)
50歳代	143件	79件	44件	17件	1件	284件	(100%)
60歳代	111件	62件	13件	14件	1件	201件	(100%)
70歳代	135件	80件	22件	15件	3件	255件	(100%)
80歳以上	99件	47件	13件	6件	5件	170件	(100%)
無回答	7件	16件	6件	2件	2件	33件	(100%)
合計	715件	447件	168件	91件	15件	1436件	(100%)

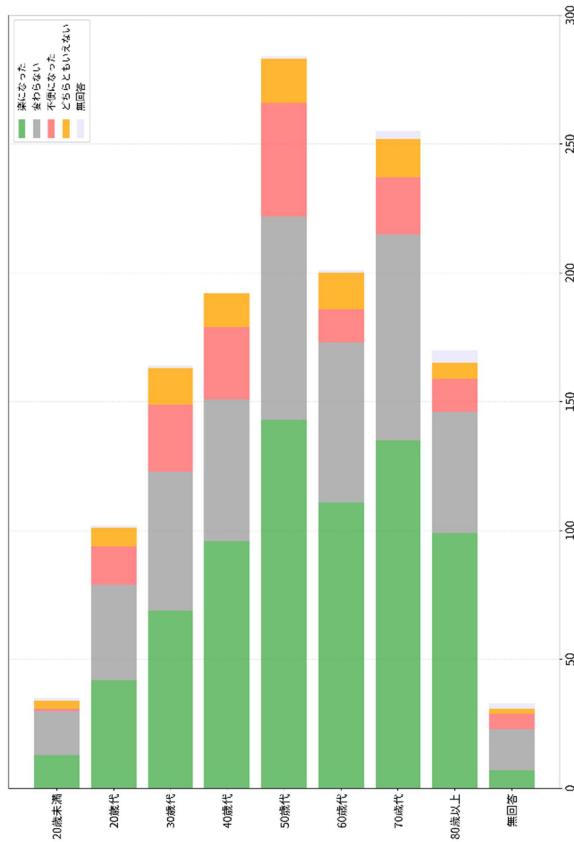
分析:
詳細分析

収集車のオルゴールに対する意見は地域により大きく分かれており、これは地域の特性や住環境の違いを反映している。大町では60.9%（1423件）が「鳴らしてほしい」と回答し、最も高い支持率を示している。

一方、今泉45.5%（3577件）や七里ガ浜50.7%（35/69件）では「どちらともいえない」が最も多く、住民の意見が分かれており、一律の対応では満足度を高めることが困難であることを示している。

岩瀬地区では45.7%（186/407件）が「鳴らしてほしい」、38.6%（157/407件）が「どちらともいえない」と回答しており、地域によって意見が分かれている。これは同一地域内でも住環境や生活スタイルが多様であることを表している。

4.6. 年齢 (Q3) × オルゴール (Q23)



分析:

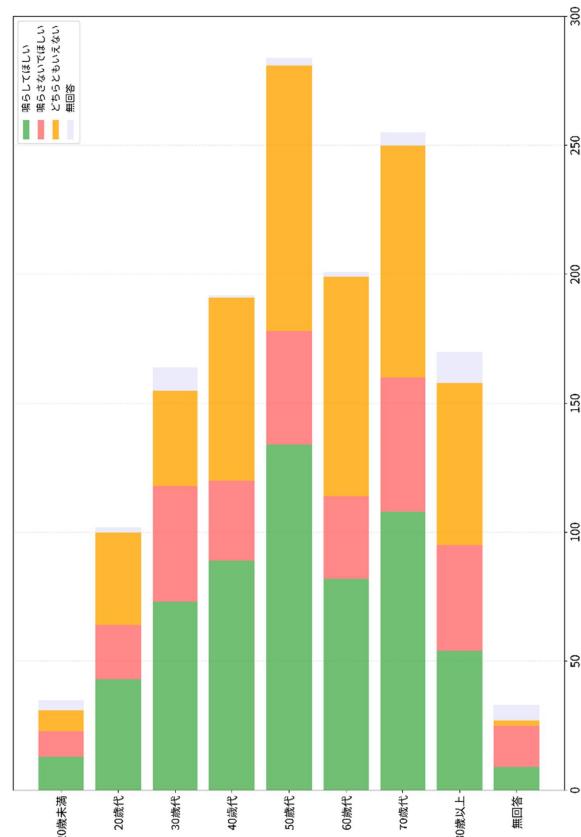
詳細分析

年齢による戸別収集の効果には明確な傾向が見られ、高齢になるほど負担軽減効果が高くなっている。80歳以上 58.2% (99/170 件)、70歳代 52.9% (135/255 件) で「楽になつた」の割合が高いのは、身体的な負担軽減が実感されているものと考えられる。

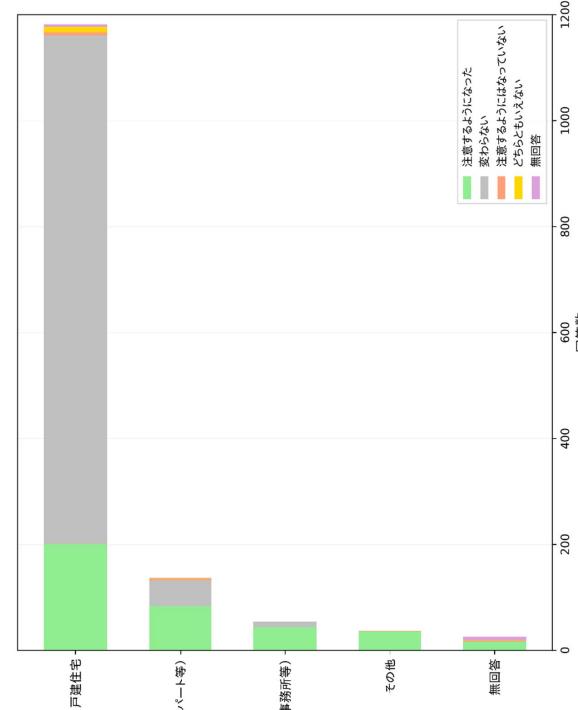
40歳代 50.0% (96/192 件)、50歳代 50.4% (143/284 件) では負担軽減を実感する割合が半数を超えており、子育て世代や働き盛り世代にとつても戸別収集は有効な施策であることが確認できる。

Q3×Q23	収集車が来たことか分かるため、鳴らしてほしい	収集している間		どちらともいえない	無回答	合計
		オルゴールが鳴り続けることとなるため、うるさいので鳴らさないでほしい	10件			
20歳未満	13件 (37.1%)	8件 (28.6%)	8件 (22.9%)	4件 (11.4%)	35件 (100%)	
20歳代	43件 (42.1%)	21件 (20.6%)	36件 (35.3%)	2件 (2.0%)	102件 (100%)	
30歳代	73件 (44.5%)	45件 (27.4%)	37件 (22.6%)	9件 (5.5%)	164件 (100%)	
40歳代	89件 (46.4%)	31件 (16.1%)	71件 (37.0%)	1件 (0.5%)	192件 (100%)	
50歳代	134件 (47.2%)	44件 (15.5%)	103件 (36.3%)	3件 (1.0%)	284件 (100%)	
60歳代	82件 (40.8%)	32件 (15.9%)	85件 (42.3%)	2件 (1.0%)	201件 (100%)	
70歳代	108件 (42.3%)	52件 (20.4%)	90件 (35.3%)	5件 (2.0%)	255件 (100%)	
80歳以上	54件 (31.8%)	41件 (24.1%)	63件 (37.1%)	12件 (7.0%)	170件 (100%)	
無回答	9件 (27.3%)	16件 (48.5%)	2件 (6.0%)	6件 (18.2%)	33件 (100%)	
合計	605件 (42.1%)	292件 (20.3%)	495件 (34.5%)	44件 (3.1%)	1436件 (100%)	

4.7. 住居形態（Q7）×ごみの出し方注意（Q9）



Q7×Q9	注意するようになつた	変わらない	注意するようになつてない	どちらともいえない	無回答	合計
戸建住宅	201件 (17.0%)	960件 (81.2%)	6件 (0.5%)	10件 (0.9%)	5件 (0.4%)	1,182件 (100%)
集合住宅（マンション・アパート等）	84件 (61.3%)	48件 (35.1%)	3件 (2.2%)	1件 (0.7%)	1件 (0.7%)	137件 (100%)
併用住宅（店舗・事務所等）	44件 (81.5%)	10件 (18.5%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	54件 (100%)
その他	36件 (97.3%)	0件 (0.0%)	1件 (2.7%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	37件 (100%)
無回答	16件 (61.6%)	1件 (3.8%)	2件 (7.7%)	1件 (3.8%)	6件 (23.1%)	26件 (100%)
合計	381件 (26.6%)	1019件 (71.0%)	12件 (0.8%)	12件 (0.8%)	12件 (0.8%)	1,436件 (100%)



分析:

詳細分析

年齢層によるオルゴールへの意見は興味深いパターンを示している。50歳代47.2%（134/284件）と40歳代46.4%（89/192件）で「鳴らしてほしい」の割合が最も高い。

80歳以上では「どちらともいえない」37.1%（63/170件）が最も多く、「鳴らしてほしい」31.8%（54/170件）を上回っている。高齢者層では、静寂を好む傾向がある可能性がある。

20歳代では42.1%（43/102件）が「鳴らしてほしい」と回答している一方、30歳代では27.4%（45/164件）が「鳴らさないでほしい」と回答しており、若年層でも意見が分かれている。これは生活リズムや在宅時間の違いが影響していると考えられる。

分析:

詳細分析

住居形態による分別意識の変化には顕著な差が見られる。集合住宅居住者の 61.3% (84/137 件) が「注意するようになった」と回答したのにに対し、戸建住宅居住者は 17.0% (201/1182 件) にとどまっている。

この差は、戸建て住宅では從来から分別に対する意識が高かったことを示しており、集合住宅では、制度変更を機に意識向上が図られたことが理由と考えられる。

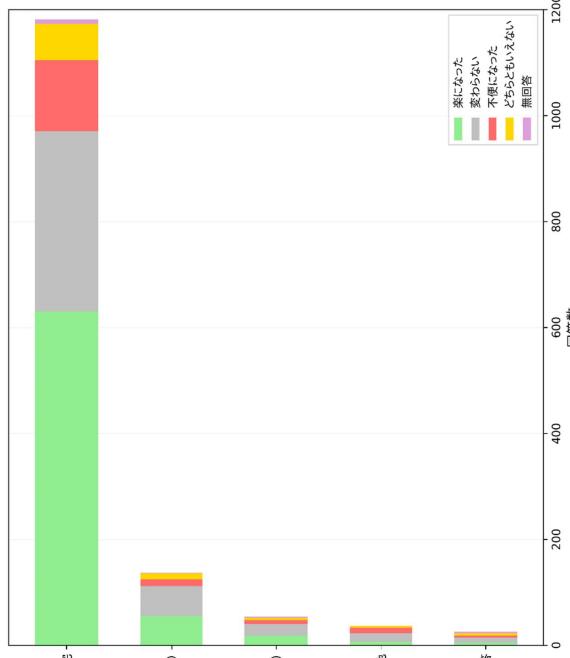
併用住宅では 81.5% (44/54 件) が「注意するようになった」と極めて高い割合を示している。これは事業系ごみとの分別が必要であり、より厳格な分別管理が求められることが影響しているものと考えられる。

戸建住宅居住者の多くが「変わらない」81.2% (960/1182 件) と回答しているのは、從来から分別意識が働いていたことを示しており、戸別収集は既存の良好な分別習慣を維持・継続させる効果があることが確認される。

4.8. 住居形態 (Q7) ×ごみ出し負担 (Q20)

Q7×Q20	楽になった	変わらない	不便になった	どちらともいえない	いえない	無回答	合計
戸建住宅	630 件 (53.3%)	341 件 (28.8%)	134 件 (11.3%)	68 件 (5.8%)	9 件 (0.8%)	1182 件 (100%)	
集合住宅 (マンション・アパート等)	55 件 (40.2%)	57 件 (41.6%)	13 件 (9.5%)	11 件 (8.0%)	1 件 (0.7%)	137 件 (100%)	
併用住宅 (店舗・事務所等)	18 件 (33.3%)	23 件 (42.6%)	7 件 (13.0%)	4 件 (7.4%)	2 件 (3.7%)	54 件 (100%)	
その他	7 件 (18.9%)	16 件 (43.3%)	10 件 (27.0%)	4 件 (10.8%)	0 件 (0.0%)	37 件 (100%)	
無回答	5 件 (19.2%)	10 件 (38.5%)	4 件 (15.4%)	4 件 (15.4%)	3 件 (11.5%)	26 件 (100%)	
合計	715 件 (49.8%)	447 件 (31.1%)	168 件 (11.7%)	91 件 (6.3%)	15 件 (1.1%)	1436 件 (100%)	

住居形態×ごみ出し負担(積み上げ横棒グラフ)



1200

分析:

詳細分析

集合住宅居住者では40.2%（55/137件）が「楽になった」と回答している一方、41.6%（57/137件）が「変わらない」と回答しており、効果が限定的である。これは集合住宅ではクリーンステーションと敷地内の戸別収集品目専用排出場所と排出場所が2か所に分かれていることが影響していると考えられる。

4.9. CS距離 (Q8) ×ごみ出し負担 (Q20)

Q8×Q20	楽になった	変わらない	不便になつた	どちらともいえない	無回答	合計
20m未満 (徒歩15秒以内)	271件 (41.1%)	254件 (38.5%)	90件 (13.6%)	42件 (6.4%)	3件 (0.4%)	660件 (100%)
20m以上～40m未満 (徒歩15秒～30秒程度)	158件 (48.8%)	99件 (30.6%)	38件 (11.7%)	25件 (7.7%)	4件 (1.2%)	324件 (100%)
40m以上～80m未満 (徒歩30秒～60秒程度)	137件 (62.5%)	49件 (22.4%)	21件 (9.6%)	9件 (4.1%)	3件 (1.4%)	219件 (100%)
80m以上～160m未満 (徒歩60秒～120秒程度)	93件 (72.6%)	17件 (13.3%)	10件 (7.8%)	7件 (5.5%)	1件 (0.8%)	128件 (100%)
160m以上 (徒歩120秒以上)	39件 (59.1%)	15件 (22.7%)	7件 (10.6%)	5件 (7.6%)	0件 (0.0%)	66件 (100%)
無回答	17件 (43.6%)	13件 (33.3%)	2件 (5.1%)	3件 (7.7%)	4件 (10.3%)	39件 (100%)
合計	715件 (49.8%)	447件 (31.1%)	168件 (11.7%)	91件 (6.3%)	15件 (1.1%)	1436件 (100%)

分析:

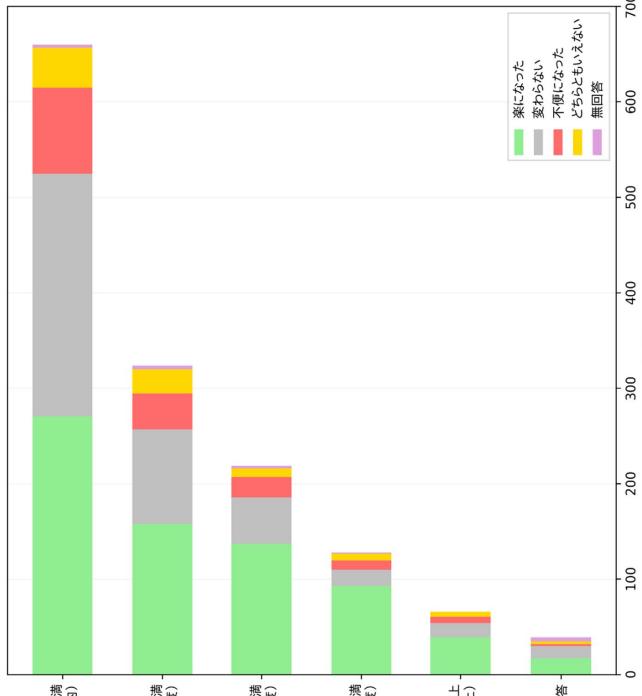
詳細分析

クリーンステーションまでの距離と負担軽減効果には相関関係が見られ、距離が遠いほど戸別収集の効果が高くなっている。160m以上の世帯では59.1%（39/66件）、80m以上160m未満では72.6%（93/128件）が「楽になった」と回答しており、遠距離世帯での改善効果が確認される。

興味深いのは、20m未満の世帯でも41.1%（271/660件）が改善を実感しており、中距離世帯でも高い効果が得られている。これは戸別収集が単なる距離の問題を解決するだけでなく、ごみ出し行為全体の利便性を向上させていることを表している。

40m以上80m未満の世帯では62.5%（137/219件）が改善を実感しており、中距離世帯でも高い効果が得られている。これは戸別収集が単なる距離の問題を解決するだけでなく、ごみ出し行為全体の利便性を向上させていることを表している。

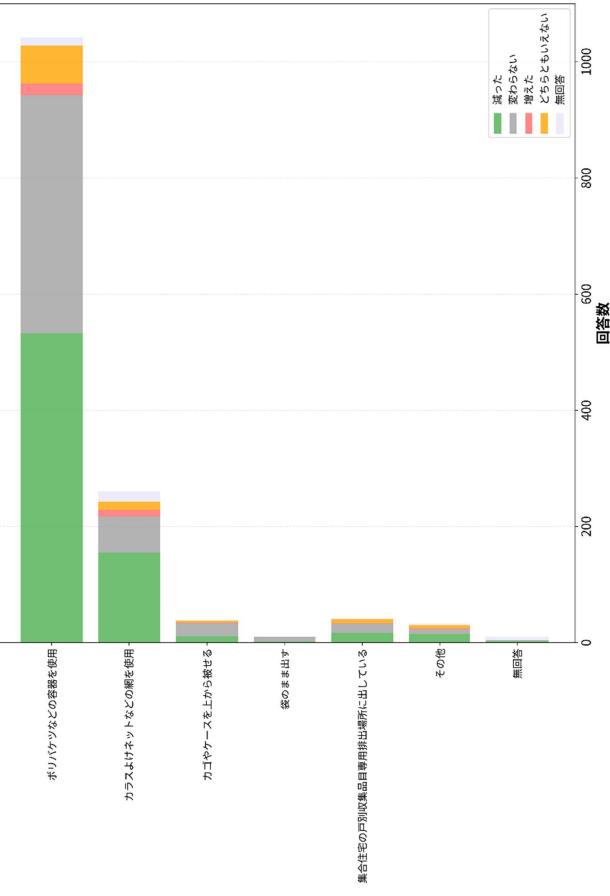
CS距離×ごみ出し負担(横み上げ棒グラフ)



一方、近距離世帯では「不便になった」の割合が 13.6% (90/660 件) と相対的に高く、容器の準備や管理が新たな負担となっている可能性がある。

4.10. 排出方法 (Q11) × カラス等の被害 (Q13)

Q11×Q13	減った	変わらない	増えた	どちらともいえない	無回答	合計
ポリバケツなどの容器を使用	533 件 (51.2%)	410 件 (39.4%)	20 件 (1.9%)	65 件 (6.2%)	14 件 (1.3%)	1042 件 (100%)
カラスよけネットなどの網を使用	155 件 (59.4%)	62 件 (23.7%)	12 件 (4.6%)	14 件 (5.4%)	18 件 (6.9%)	261 件 (100%)
カゴやケースを上から被せる	11 件 (29.0%)	23 件 (60.5%)	1 件 (2.6%)	3 件 (7.9%)	0 件 (0.0%)	38 件 (100%)
袋のまま出す	2 件 (20.0%)	8 件 (80.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	10 件 (100%)
集合住宅の戸別収集品専用排出場所にに出している	17 件 (40.5%)	16 件 (38.1%)	1 件 (2.4%)	7 件 (16.6%)	1 件 (2.4%)	42 件 (100%)
その他	15 件 (45.5%)	8 件 (24.2%)	2 件 (6.1%)	5 件 (15.1%)	3 件 (9.1%)	33 件 (100%)
無回答	3 件 (30.0%)	2 件 (20.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	5 件 (50.0%)	10 件 (100%)
合計	736 件 (51.3%)	529 件 (36.8%)	36 件 (2.5%)	94 件 (6.5%)	41 件 (2.9%)	1436 件 (100%)



分析:

詳細分析

排出方法によるカラス等被害軽減効果には大きな差があり、適切な排出方法の重要性が示されている。ポリバケツ使用者の 51.2% (533/1042 件) がカラス等被害の減少を実感しており、高い効果が確認される。

カラスよけネット使用者でも 59.4% (155/261 件) が改善を感じている。

注目すべきは、カゴやケース使用者では 29.0% (11/38 件) しか改善を実感していないことである。これはカゴやケースでは完全な密閉ができず、カラス等対策としての効果が限られたあることを示唆している可能性がある。

4.11. コミュニケーション (Q15) ×ごみ出し負担 (Q20)

分析:

詳細分析

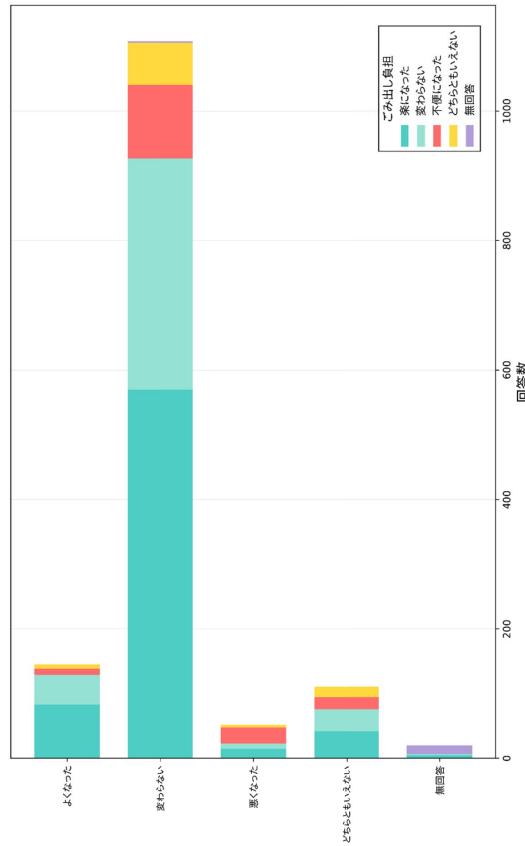
地域コミュニケーションとごみ出し負担意識には相関関係が見られ、良好な地域関係が負担を軽減していることが確認される。コミュニケーションが「よくなつた」と回答した人の 57.3% (83/145件) が「楽になつた」と感じている。

興味深いのは、コミュニケーションが「悪くなつた」と回答した人でも 28.8% (15/52件) が「楽になつた」と感じていることである。

「変わらない」と回答した大多数 77.1% (1108/1436件) の中でも、51.4% (570/1108件) が負担軽減を実感しており、戸別収集の基本的な効果が地域コミュニケーションとは関係なく発揮されていることが確認される。

Q15×Q20	楽になつた	変わらない	不運になつた	どちらともいえない	無回答	合計
よくなつた	83件 (57.3%)	46件 (31.7%)	10件 (6.9%)	6件 (4.1%)	0件 (0.0%)	145件 (100%)
変わらない	570件 (51.4%)	357件 (32.2%)	114件 (10.3%)	65件 (5.9%)	2件 (0.2%)	1108件 (100%)
悪くなつた	15件 (28.8%)	8件 (15.4%)	25件 (48.1%)	4件 (7.7%)	0件 (0.0%)	52件 (100%)
どちらともいえない	42件 (37.9%)	34件 (30.6%)	19件 (17.1%)	16件 (14.4%)	0件 (0.0%)	111件 (100%)
無回答	5件 (25.0%)	2件 (10.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	13件 (65.0%)	20件 (100%)
合計	715件 (49.8%)	447件 (31.1%)	168件 (11.7%)	91件 (6.3%)	15件 (1.1%)	1436件 (100%)

コミュニケーション×ごみ出し負担(積み上げ棒グラフ)



4.13. コミュニケーション(Q15) ×CS維持管理負担 (Q21)

分析:

詳細分析

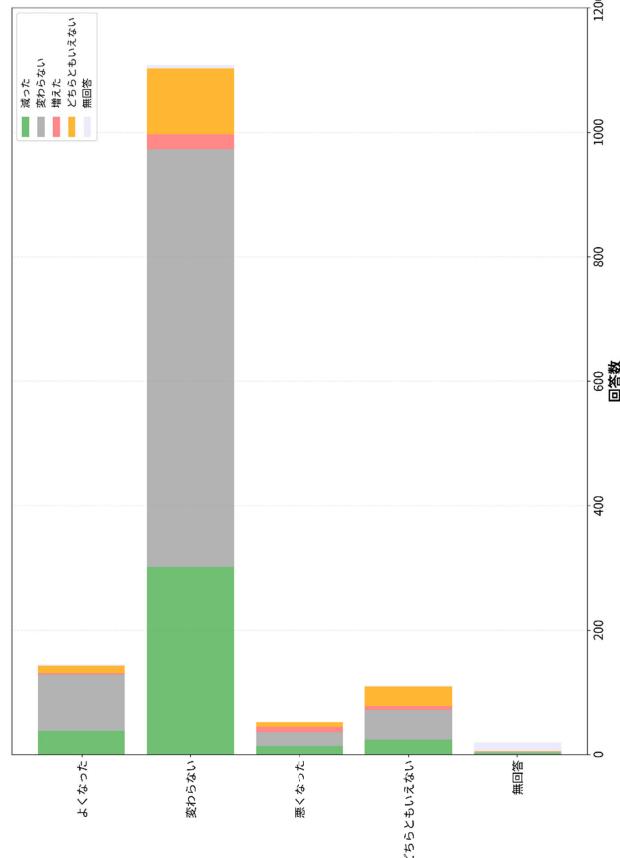
地域コミュニケーションとクリーンステーション維持管理負担の関係は、地域の協力体制の重要性を明確に示している。コミュニケーションが「よくなつた」人の26.2%（38/145件）が維持管理負担の軽減を実感している。

また、コミュニケーションが「悪くなつた」人の17.3%（9/52件）が維持管理負担の「増加」を感じている。

「どちらともいえない」と回答した人では、21.6%（24/111件）が負担軽減を感じている一方、28.8%（32/111件）が「どちらともいえない」と回答しており、地域の関わりが曖昧な状況では維持管理負担への影響も不明確になることが示されている。

Q15×Q21	減った	変わらない	増えた	どちらともいえない	無回答	合計
よくなつた	38件 (26.2%)	91件 (62.7%)	2件 (1.4%)	12件 (8.3%)	2件 (1.4%)	145件 (100%)
変わらない	302件 (27.2%)	671件 (60.6%)	24件 (2.2%)	106件 (9.6%)	5件 (0.4%)	1108件 (100%)
悪くなつた	14件 (26.9%)	22件 (42.3%)	9件 (17.3%)	7件 (13.5%)	0件 (0.0%)	52件 (100%)
どちらともいえない	24件 (21.6%)	48件 (43.3%)	6件 (5.4%)	32件 (28.8%)	1件 (0.9%)	111件 (100%)
無回答	3件 (15.0%)	2件 (10.0%)	0件 (0.0%)	1件 (5.0%)	14件 (70.0%)	20件 (100%)
合計	381件 (26.5%)	834件 (58.1%)	41件 (2.9%)	158件 (11.0%)	22件 (1.5%)	1436件 (100%)

コミュニケーション×CS維持管理負担（積み上げ横棒グラフ）

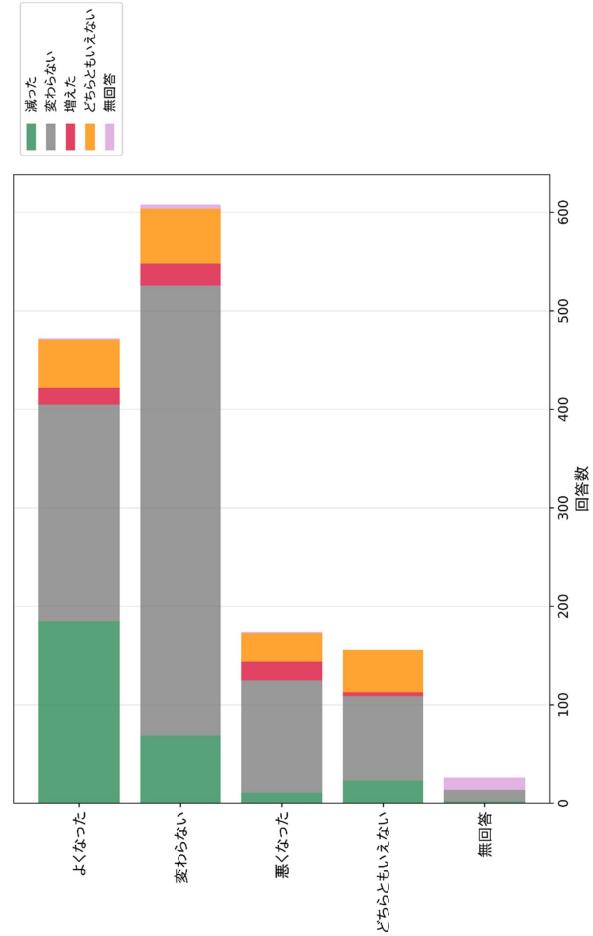


4.14. 景観 (Q14) ×不法投棄 (Q17)

分析:

Q14×Q17	減った	変わらない	増えた	増えた	どちらともいえない	無回答	合計
よくなつた	185件 (39.2%)	220件 (46.6%)	17件 (3.6%)	49件 (10.4%)	1件 (0.2%)	472件 (100%)	472件 (100%)
変わらない	69件 (11.3%)	457件 (75.2%)	22件 (3.6%)	56件 (9.2%)	4件 (0.7%)	608件 (100%)	608件 (100%)
悪くなつた	11件 (6.3%)	114件 (14.7%)	19件 (65.5%)	29件 (2.6%)	1件 (10.9%)	174件 (16.7%)	174件 (100%)
どちらともいえない	23件 (7.6%)	86件 (46.2%)	4件 (0.0%)	43件 (0.0%)	0件 (0.0%)	156件 (27.6%)	156件 (100%)
無回答	2件 (20.2%)	12件 (61.9%)	0件 (4.3%)	0件 (12.3%)	12件 (1.3%)	26件 (46.2%)	26件 (100%)
合計	290件 (20.2%)	889件 (61.9%)	62件 (4.3%)	177件 (12.3%)	18件 (1.3%)	1436件 (100%)	1436件 (100%)

景観×不法投棄(積み上げ棒グラフ)



詳細分析
景観改善と不法投棄減少には相関関係が見られ、戸別収集による総合的な環境改善効果が確認される。景観が「よくなつた」と回答した人の39.2%（185/472件）が不法投棄の減少も実感しており、視覚的な環境改善が住民の環境意識向上にも寄与している。
景観が「悪くなつた」と回答した人でも6.3%（11/174件）が不法投棄の減少を感じている。
景観が「変わらない」と回答した42.3%（608/1436件）の中でも、11.3%（69/608件）が不法投棄の減少を実感している。
一方、景観が「悪くなつた」人の10.9%（19/174件）が不法投棄の「増加」を感じており、不法投棄による景観の悪化を感じている。

5. 自由記述意見の分析

アンケートのQ25（戸別収集の良い点）とQ26（戸別収集の悪い点・課題）で得られた2,225件の自由記述回答について分析を行った。
本レポートは、鎌倉市戸別収集アンケートの自由記述回答（Q25・Q26）について、2,225件の回答を詳細に分析した結果をまとめたものである。戸別収集制度の導入により、市民の利便性向上とカラス被害の大幅な改善が実現された一方で、排出容器の改善や運用面での課題も明確になった。

主要な内容

- 高い満足度: 利便性向上（343件）とカラス対策（241件）で大きな成果
- 明確な課題: 容器・設備の問題（243件）が改善点
- 市民の配慮: 収集員への負担を心配する声（208件）が多数
- 具体的な改善要望: プライバシー配慮

- ・他 238 件の類似意見

1. Q25; 戸別収集の良い点 - 詳細分析

1.1 評価項目の全体像

- 時間の自由度 (94 件、4.2%)**
 - ・「収集場所が玄関前なので出しやすくなった。」
 - ・「収集時刻がお量頃なので、早朝に慌てて出す必要がなくなった。」
 - ・「ゴミを出す時間の削減。」
 - ・「クリーンステーションまで行くとなった。(時間や手間がかからなくなった)」
 - ・「時間気にせず、簡易的に捨られる。」
 - ・「クリーンステーションに出していた時は、ゴミ出しの時間が仕事の関係で朝早く、当番では無い時も組み立てなければならぬ時間が多く負担だった。戸別回収になつてその負担が減った。」
 - ・他 88 件の類似意見
- 利便性・手間軽減 (343 件、15.4%)**
 - ・「収集場所までの距離が短くなった。カラスに荒らされることが減った。」
 - ・「クリーンステーションへ運ぶ手間が減った。カラスが減った。」
 - ・「仕事をしているのでステーション収集だと日中の管理ができないので(カラスに荒らされたときなど)、戸別収集だと個人管理なので気が楽になった。」
 - ・「ゴミが出しが楽になつたし、敷地内に置いておけることによる安心感がある。ゴミステーションに置くと誰かに漁られても気づけないので。」
 - ・「カラスの被害の不安がなくなつた。しっかりした収集容器を使うと、前日にも出せるので便利。全般的に良いと思います。」
 - ・「我が家対象のゴミステーションは、50m 程坂を登った所にあり、燃やすゴミは量が多くて重たい事が多くて、持っていくのが大変でした。戸別収集になって、持っていく負担が激減しました。」
 - ・他 337 件の類似意見
- カラス・動物対策 (241 件、10.8%)**
 - ・「クリーンステーションまでゴミを運ばなくて済む。クリーンステーションの組み立ての負担が減る。カラスの被害がなくなる。」
 - ・「クリーンステーションではごみ出しルールを守らない方がおり、カラスの被害などが続いていたが、燃えるゴミについては被害がなくなり助かっている。」
 - ・「戸別収集前は、ネットがかかるついたとしても隙間からカラスにつつかれ、ゴミが散乱し、自宅前や自宅駐車場、周辺住宅前、周辺道路上に風で飛ばされたゴミを何度も片付けたことがあった。それがなくなったのでとても助かる。」
- 衛生・清潔 (50 件、2.2%)**
 - ・「カラスによるゴミ被害がなくなり、家の周りが綺麗になった」
 - ・「クリーンステーションが綺麗な状態になる。年配の両親の負担が減つて助かる。」
 - ・「朝の出勤とともにに出せるのでありがたい。カラスの影響が減つて道路が綺麗。」
 - ・「クリーンステーションがカラスに荒らされなくなつて、清潔感を保てているので良いと思っています。」
 - ・「クリーンステーションが汚れなくて良い。」
 - ・他 45 件の類似意見
- 景観・美観 (42 件、1.9%)**
 - ・「ゴミステーション時は、ゴミが沢山になると景観的にもあまり宜しくなかつたが、戸別収集であればゴミミステーション周りがスッキリしている」
 - ・他 41 件の類似意見

高齢者・体力 (43件、1.9%)

- 「うちにはクリーンステーションに近いので、あまり変化は感じませんが、少し離れている高齢者の家庭は、毎回大変そうだったので、戸別収集になつて負担が減つて良かったと思います。」
- 「クリーンステーションまで重いゴミを持って行かなくていいのは大変助かります。」
- 「近所に住む高齢の親のゴミ出しが楽になり助かっている。容器プラも対象にして欲しい。」
- 「重いゴミ出しが楽になった。」
- 「他 39 件の類似意見

雨・天候 (65件、2.9%)

- 「雨の日のゴミ出しが楽になった。前日からゴミ出しする人がいなくなつた。」
- 「雨の日等、ゴミステーションまで行く手間が省けた。収集日以外でも普段以上にゴミが出た場合自分のゴミバケツ(収集用)に入れておける。」
- 「旅行などゴミの日不在の際、早めに家の前に燃えるゴミを出せるのが便利。雨天時、傘不要で出せるのが便利。」
- 「道路を歩かずして済む。(人目、雨天時など気にならない)」
- 「他 61 件の類似意見

2. Q26: 戸別収集の悪い点・課題 - 詳細分析

2.1 課題項目の全体像

容器・設備 (243件、10.9%)

- 「割と大きな子どものオムツのゴミが分かってしまうので、目隠しできる容器を用意したいが、敷地内にあまり大きなサイズを置くことができないため、悩んでいます。(今は折りたたみできるネットを使用)」
- 「日々、ゴミの量が多い時、ポリバケツに入らなくて困るときがあります。」
- 「容器を自宅に置いておかないといけないので、場所が必要になつた。」
- 「カラスネットの購入代金が掛かっただらいいか。だが些細な金額なので気にしない。」
- 「家の前にカラスが寄つてくるのが気になる。ポリバケツを出しちばなしにしておくと雨ざらしになるので都度片付けているが、重りの石を入れている為毎回の移動がちょっと大変。」
- 「用意したゴミ箱以上の容量が出ると困る。」
- 「237 件の類似意見

景観・見た目 (47件、2.1%)

- 「景観に変化が出ていること。」
- 「家の外観が悪くなつた。」
- 「防犯の面でプライバシーが十分に保護されていない。街にゴミ箱があふれる景観になつた。」
- 「容器に入らない時は、そのまま置くことになるので、景観が気になります。」
- 「他 43 件の類似意見

収集効率 (219件、9.8%)

- 「収集してくれたさつている方の負担は大きいかと思いますが、ゴミを出しゃすくなりました。いつもありがとうございます。」
- 「他 218 件の類似意見

臭い・衛生（20件、0.9%）

- 「我が家は坂の途中にあり、回収されている方の負担を見ていると、心苦しくなります。ポリバケツで出しているお宅が多いようですが、夏場は回收の方が蓋を開けたらとても臭いと思います。」
- 「ゴミ出しの負担が減ったこと、燃えるゴミの臭いを考えると各戸のゴミ箱で対応できて良いと思います。クリーンステーション近くにお住まいの方に申し訳なく思っていましたので。」
- 「戸別収集によって、ゴミ収集車の負担が増えている、収集時間が遅いので匂いや動物被害の問題がある。」

- 「ゴミ収集する方の負担が大きくなつた。ごみ収集時に一時的にゴミを置くことが衛生面で問題。景観が悪い。」
- 「我が家は蓋付きのポリバケツで出しているが、密閉されていない家の周辺からは、気温が上がり臭いが色々している。戸別回収なので仕方ないとは思うが。」
- 他 15 件の類似意見

プライバシー（22件、1.0%）

- 「生理用品などを捨てて際に、見えないようにはしているが個人が特定できるためプライバシーの心配がある。容器を新たに用意したり、保管する手間がある。」
- 「最初の頃は、ゴミ袋にネットを被せて捨てたらカラスがゴミを漁つっていて、自分の家の前にゴミが散乱したことがあります。家の前にゴミが散乱していたので、ゴミの出し主が分かってしまい恥ずかしい。」
- 「治安上大いに問題ある。仕事から帰宅するまでゴミ容器を入口に出しつぶなしなので不在であることが一目でわかつてしまふ為。ゴミ容器などとカラスに漁られてゴミが散乱することになる。戸別収集は止めてほしい。」
- 他 19 件の類似意見

風・飛散（47件、2.1%）

- 「晴りが遅くなるときにゴミ箱が片付けられないでの風で飛ばされたり不法投棄されないかなど心配。」

分別・ルール（23件、1.0%）

- 「戸別収集にしても、認知症の人はクリーンステーションに出すので、それを近所で協力して片付けの繰り返し、ステーションならば、みんながそこ

盗難・不法投棄（8件、0.4%）

- 「鎌倉市の指導でゴミを入れる容器を自宅駐車場の前に出すため、ゴミ出しの後に容器を片付ける必要があり、二度手間になる。観光客が容器内にゴミを不法投棄するので、このゴミを自費で捨てることになる。」
- 「ウチのゴミ収集場所に不法投棄する者がいる。注意用のプラスチック板でもあれば欲しい。」
- 「クリーンステーションに不法投棄されるゴミが増えた気がします。」
- 「ボリ容器の盗難を心配し、該当曜日以外には、いちいち家に撤去するのが、少しあわわしいといえそばです。」
- 他 4 件の類似意見

収集時間・タイミング（59件、2.7%）

- 「外出して帰宅時間が遅い場合にごみを出せなくなつた。容器を出しつぶなしにできないため。いつ収集に来たのかがわからなかったため、容器を取り込むのが遅れるときがある。」
- 「容器をしまさう必要はある。在宅していれば、容器の片付けはすぐにできるが、外出時は出しつぶなしになるので、そこが気になる。」
- 他 57 件の類似意見

分別・ルール（23件、1.0%）

- 「戸別収集にしても、認知症の人はクリーンステーションに出すので、それを近所で協力して片付けの繰り返し、ステーションならば、みんながそこ

に集まるため、間違って出そうとしてくる人がいる時に、出会う確率が高い。」

- ・ 「戸別収集前からクリーンステーションのゴミネットに皆さんきちんと入れていたので、煩雑などは前と変わってない印象です。」
- ・ 「個々の敷地内に、ネットボックスやゴミ箱を設置することとなっていたかと思いますが、隣人の方が共有場所に設置している為、カラスの被害があつた際にちらにも影響ががあり大変迷惑になっています。」
- ・ 「1、プライバシーが侵害されている。誰が出したゴミか分かるため、きちんと分別していてもとても気になる。2、カラスが来る頻度が増えた。以前は全くなかったのに、今は庭の周りをうろうろしている。」
- ・ 他19件の類似意見

費用・コスト（133件、6.0%）

- ・ 「近所とのコミュニケーションが減った。個人負担が増えた。」
- ・ 他132件の類似意見

収集員・作業（208件、9.3%）

- ・ 「収集車の方の負担を懸念している。旅行など長く家を空ける際に容器をどうするか、防犯面で気を遣う必要がある。」
- ・ 「良くなかった点ではありませんが、収集していただく方の負担は相当だと感じています。」
- ・ 「ボリバケツの出し入れの負担が増した。収集される方の負担が増して申し訳なく感じます。」
- ・ 他205件の類似意見

その他（318件、14.3%）

資料13 市の概要

(I) 自然環境

①位置・地勢

本市は、神奈川県の南部、三浦半島の基部に位置しています。東西長は8.75km、南北長は5.2km、市域面積は39.5km²であり、日本を代表する古都の歴史的風土や史跡・名勝地として知られています。

東京都の中心部から50km圏内(首都圏)に位置している一方で、多摩・三浦丘陵群の小高い山々に囲まれ、丘陵地や海等といった豊かな自然環境、良好な海水浴場、良質な居住環境など、多様な魅力を持っています。



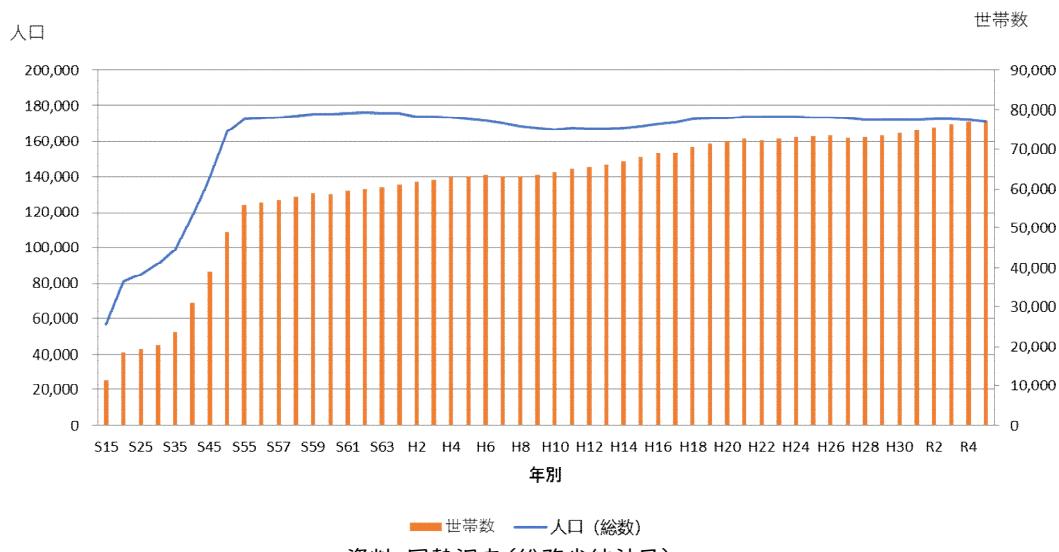
② 緑地

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」による区域指定をはじめ、さまざまな緑の保全施策によって、市域の約4割を占める緑地等が適切に保存され、庭に植栽が施されている住宅も多くなっています。

(2) 社会環境

①人口動態

本市の人口は、昭和30年代後半から40年代にかけて大きく増加した後、緩やかに増加し、近年はほぼ横ばい傾向となっていましたが、令和4年度（2022年度）から減少に転じています。世帯数は増加傾向を辿っており、単身世帯の増加や、少子化・核家族化の進行による影響と考えられます。



②産業構造

事業所数では、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業が全体の約41%を占め、県内における割合と比較して高い割合となっており、観光都市としての特徴が表れています。2012年度比では、学術研究、専門・技術サービス業及び医療、福祉の事業所が特に増加しています。

また、市内事業者の94.7%が従業者30人未満の中小企業等となっています。

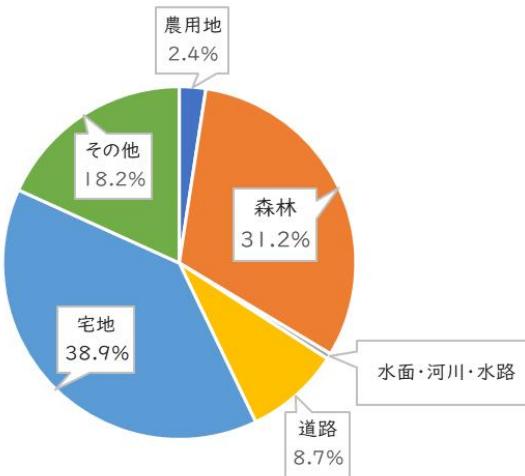
分類	H24(2012)鎌倉市		R3(2021)鎌倉市		R3(2021)神奈川県	
	事業所数	(%)	事業所数	(%)	事業所数	(%)
総数	7,228	100%	7,237	100%	289,668	100%
農林漁業	7	0.1%	10	0.1%	750	0.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	21	0.0%
建設業	488	6.8%	398	5.5%	28,997	10.0%
製造業	211	2.9%	190	2.6%	17,326	6.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.03%	3	0.04%	381	0.13%
情報通信業	121	1.7%	167	2.3%	4,888	1.7%
運輸業、郵便業	77	1.1%	77	1.1%	7,642	2.6%
卸売業、小売業	1,979	27.4%	1,782	24.6%	61,012	21.1%
金融業、保険業	86	1.2%	82	1.1%	3,757	1.3%
不動産業、物品販賣業	795	11.0%	716	9.9%	28,612	9.9%
学術研究、専門・技術サービス業	364	5.0%	460	6.4%	15,500	5.4%
宿泊業、飲食サービス業	1,203	16.6%	1,163	16.1%	32,958	11.4%
生活関連サービス業、娯楽業	548	7.6%	559	7.7%	23,023	7.9%
教育、学習支援業	329	4.6%	393	5.4%	12,969	4.5%
医療、福祉	587	8.1%	754	10.4%	32,026	11.1%
複合サービス事業（郵便局、協同組合）	28	0.4%	26	0.4%	1,062	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	403	5.6%	427	5.9%	17,542	6.1%
公務	—		30	0.4%	1,202	0.4%

資料：経済センサス基礎調査（令和3年度（2021年度））

（3）土地利用状況等

①土地利用状況

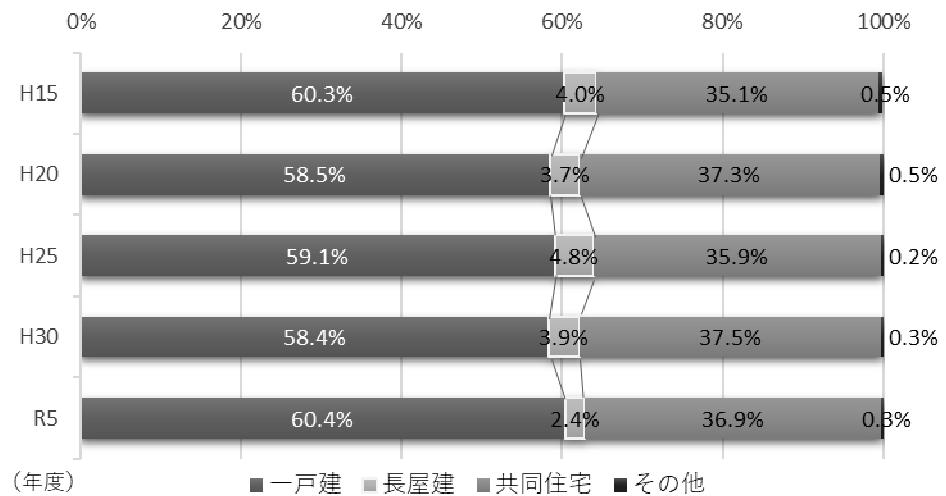
土地利用状況は、森林が約3割、宅地が約4割となっています。



資料：土地統計資料集（神奈川県）（令和5年度（2023年度））

②住宅の状況

住宅の状況は、一戸建が約6割、共同住宅が約4割となっています。



資料:住宅・土地統計調査結果(総務省統計局)

資料14 かまくらプラごみゼロ宣言

鎌倉市は、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進して「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しております。

平成30年9月4日に「かながわプラごみゼロ宣言」がなされました。鎌倉市においても「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、神奈川県と連携、協調を図りながらこれまで実施してきたレジ袋の利用廃止・回収などを一層推進するとともにプラスチック製ストローの利用廃止を求めていくことにより、ゼロ・ウェイストの実現さらにはSDGsの目標を達成できるよう取り組みを進めてまいります。

1 これまでの取り組みの強化

(1) 市民や事業者等に対する取り組み

① ライフスタイルの見直しに向けた啓発

マイバック、マイボトル、マイ箸を使用し使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き実施し更に徹底します。

・自治・町内会説明(29年度56回)、鎌倉ごみ減量通信等においてマイバッグ、マイボトル等の啓発

② 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減

工場における容器包装の減容化、販売工程におけるレジ袋の削減等の啓発を引き続き実施し更に徹底します。

・分別徹底等事業者訪問の際にレジ袋等の削減について要請
(29年度 個別訪問561社)

③ 3Rに貢献している事業者等の地域での取り組みPR

・ごみの減量資源化に取り組む(マイバックの推進やレジ袋有料化など)の市内事業者を「エコショップ」として認定し公表しています。

④ リユース(再使用)の推進

・お祭りやイベント時のリユース食器の補助制度を更に推進します。

⑤ 滞在者に対する協力の呼びかけ

・観光旅行者等に対するマイバックの使用やごみの持ち帰りなどチラシ等による情報発信を行ってまいります。

(2) 鎌倉市役所の取り組み

① 職員のマイバック、マイボトルの使用を徹底します。

② ペットボトル飲料の会議等での使用制限を徹底します。

2 今後の取り組み

新たな取り組みとしてプラスチック製ストローの利用廃止や市役所の自販機でのペットボトル飲料の販売を極力廃止するなど、神奈川県と歩調を合わせながら新たな取り組みを検討し実施してまいります。

資料15 鎌倉市気候非常事態宣言

今、地球はかつてないほどの危機に瀕しています。

世界各地で、猛暑、干ばつ、集中豪雨や超大型台風等の異常気象による甚大な被害が発生し、私たち人類の生命を脅かしています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書によると、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、自然的要因だけでなく人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと、気候変動はすべての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらし、それにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を生じる可能性が高まるとされています。

この危機に対処するため、世界では「脱炭素」社会を目指した動きが加速しています。

この地球に生きるものは、誰も気候変動の影響から逃れることはできません。しかし、未来の地球のためにできることがあります。

地球の危機、人類の危機を救うことができるのは、私たち一人ひとりの行動です。

本市は、SDGs未来都市として、地球温暖化による気候変動の対策に注力して持続可能な社会を実現するため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

1 気候危機の現状について市民や事業者と情報を共有し、協働して全力で気候変動対策に取り組みます。

2 2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指します。

3 市民の命を守るために、気候変動の適応策として風水害対策等を強化します。

みらいの地球のために脱炭素を目指す「緩和策」と今ある危機に対応する「適応策」を進めます。

資料16 一般廃棄物処理施設概要

(1) ごみ処理施設(中継施設) 今泉クリーンセンター

項目	内 容
施 設 の 名 称	鎌倉市今泉クリーンセンター
所 在 地	鎌倉市今泉四丁目1番1号
敷 地 面 積	15,102.10m ²
用 途 地 域	市街化調整区域
施 設 規 模	30t/8時間
旧 焼 却 施 設 建 設 ・ 改 修 年 度	着工 昭和46年(1971年)10月 竣工 昭和48年(1973年)5月 稼動 昭和48年(1973年)5月 着工 昭和53年(1978年)11月 竣工 昭和55年(1980年)3月 着工 平成15年(2003年)12月 竣工 平成17年(2005年)3月 停止 平成27年(2015年)3月(焼却炉のみ) 撤去 平成29年(2017年)2月(焼却炉) 撤去 平成30年(2018年)10月(煙突)
中 継 施 設 建 設 年 度	着工 平成14年(2002年)2月 竣工 平成14年(2002年)11月
設 計 ・ 施 工	川崎重工業株式会社
処理方 式	処 理 方 式 コンベア搬送積込式
	受 入 ・ 供 給 設 備 ピットアンドクレーン方式 (ピット容量1,000m ³)
	ごみ投 入 装 置 油圧プッシャー
	脱 臭 設 備 活性炭吸着
	排 水 処 理 設 備 有機系:散水ろ床、浸漬ろ床、砂ろ過 (河川放流)
	その他の施設 可燃性粗大ごみ破碎機、金属プレス機

(2) ごみ処理施設 笛田リサイクルセンター

項目	内 容	
施 設 の 名 称	鎌倉市笛田リサイクルセンター	
所 在 地	鎌倉市笛田一丁目11番34号	
敷 地 面 積	5,396.40m ²	
用 途 地 域	工業地域	
施 設 規 模	40t/日 カン・бин20t/日、紙類20t/日	
建 設 年 度	着工 平成7年(1995年)6月 竣工 平成9年(1997年)3月	
設 計	八千代エンジニアリング株式会社	
施工	プラント工事	昱株式会社
	建設工事	鹿島・三木・第一建設特定建設工事共同事業体
	電気設備	沖・日熱特定建設工事共同事業体
	空気調和設備	朝日・太陽特定建設工事共同事業体
	給排水衛生設備	菱和設備株式会社
処理方式	カン・бин類処理設備	
	受入・供給設備	計量機、シャッター制御装置、コンテナ荷下ろし装置、コンテナ自動荷上げ装置、コンテナ搬送装置、自動反転装置
	資源化設備	磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機、手選別
	紙類処理設備	
	受入・供給設備	ホッパ直投方式
	再生設備	紙圧縮梱包機
	共通設備	
	貯留・搬出設備	自動倉庫・カレット類貯留ホッパ
	集じん・脱臭設備	集じん機(バグフィルタ)、脱臭装置(活性炭吸着)
その他の設備	コンテナ洗浄装置、雨水利用設備、太陽熱利用設備、太陽光発電設備	

(3) し尿処理施設 深沢クリーンセンター

項目		内 容
施 設 の 名 称		鎌倉市深沢クリーンセンター
所 在 地		鎌倉市笛田三丁目24番1号
敷 地 面 積		15,719.49m ²
用 途 地 域		第一種中高層住居専用地域
施 設 規 模		100kℓ /日
現 施 設 年 度		着工 昭和57年(1982年)9月 竣工 昭和59年(1984年)12月 稼動 昭和59年(1984年)12月
改 修 年 度		着工 平成14年(2002年)3月 竣工 平成14年(2002年)3月
設 計 ・ 施 工		日本インカ株式会社 改修 新明和工業株式会社・日本ヘルス工業株式会社
処 理 方 式	処 理 方 式	公共下水道放流
	受 入 ・ 放 流 設 備	砂・ごみ除去後公共下水道放流

(参考)ごみ処理施設(焼却施設) 名越クリーンセンター

※令和7年(2025年)1月焼却停止、3月稼働停止

項目	内 容
施 設 の 名 称	鎌倉市名越クリーンセンター
所 在 地	鎌倉市大町五丁目11番16号
敷 地 面 積	11,856.12m ²
用 途 地 域	第一種住居地域
施 設 規 模	150t/日(75t/24h×2基)
現 施 設 建 年 度	着工 昭和55年(1980年)5月 竣工 昭和57年(1982年)1月 稼動 昭和57年(1982年)2月
改 修 年 度	【ダイオキシン類対策工事】 着工 平成12年(2000年)7月 竣工 平成14年(2002年)11月 【基幹的設備改良工事】 着工 平成24年(2012年)12月 竣工 平成27年(2015年)7月
設 計 ・ 施 工	三菱重工業株式会社
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉
受 入 ・ 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式 (ピット容量1,000m ³)
燃 燃 設 備	フィーダ、逆送式ストーカ、クリンカラーラ
燃 燃 ガス 冷 却 設 備	水噴射式
排 ガ ス 処 理 設 備	ろ過式集じん器(バグフィルタ) 乾式塩化水素除去装置 アンモニア直接噴霧式脱硝設備 活性炭噴霧装置(ダイオキシン類除去)
通 風 設 備	平衡通風方式
灰 出 し 設 備	灰押出機、ピットアンドクレーン方式 集じん灰処理装置(キレート処理)
排 水 处 理 設 備	生活排水:洗車排水、下水道放流 プラント系:凝集沈殿処理、再循環使用(無放流)
そ の 他 の 設 備	可燃性粗大ごみ破碎機、金属プレス機

資料17 環境部事業年表

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
大正6年度 (1917年度)	・町営の清掃所・じん芥焼却場設置（2月）
昭和24年度 (1949年度)	・大町名越のじん芥焼却場完成
昭和26年度 (1951年度)	・大町名越のじん芥焼却場操業開始（5月）
昭和27年度 (1952年度)	・し尿収集を委託により開始(12月) 36ℓ…25円、18ℓ…15円
昭和29年度 (1953年度)	・清掃法制定（4月） ・清掃条例制定（12月）
昭和31年度 (1956年度)	・大船じん芥焼却場完成（11月） 1日の処理能力…11.2 t
昭和36年度 (1961年度)	・全市の約半分の世帯のし尿のくみ取りを直営化(6月) 料金はくみ取り券方式(米屋で販売) 36ℓ…30円、8ℓ…20円 ・し尿化学処理場完成(11月) 1日のし尿処理能力…8時間操業で100kℓ ・ごみ収集直営化（1月） 10日に1回一般ごみと生ごみを混合収集 ・ポリ容器による生ごみ収集の試行（2月）
昭和37年度 (1962年度)	・一般家庭のごみの清掃手数料無料化（4月）
昭和38年度 (1963年度)	・し尿くみ取り料金を人数割に（4月） 作業伝票方式：1人月額40円
昭和39年度 (1964年度)	・生活環境整備審議会条例公布・施行（6月）
昭和40年度 (1965年度)	・名越清掃工場（じん芥焼却場）完成（1月） 1日の処理能力…150 t
昭和43年度 (1968年度)	・し尿化学処理場改修工事完成（8月） 1日のし尿処理能力…150kℓ ・一部宅造地区でダストボックス方式開始（12月）
昭和45年度 (1970年度)	・腰越、材木座地区で紙袋収集を試行（6月） 1週間に2回、一般ごみと生ごみを混合して紙袋に入れ、指定日に指定場所に出す。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定（12月）
昭和46年度 (1971年度)	・大町地区で紙袋収集開始（以降順次切替）（6月） 切り替えに伴い危険物不燃物収集を開始 月2回 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（9月）
昭和47年度 (1972年度)	・大口契約のごみ処理手数料改定（4月） 回収10回／月 1 kg…2円 回収15回／月 1 kg…4円 回収16回／月 1 kg…5円 ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布・施行（4月） ・し尿処理手数料を条例に規定（4月） 一般家庭1人月額40円 実量(お店や事業所など)36ℓ…70円、随時(仮設トイレなど)36ℓ…70円 ・あき地の環境保全に関する条例公布・施行（10月） ・廃棄物の不法投棄の防止に関する条例公布・施行（10月） ・紙袋収集の切替え完了（3月）
昭和48年度 (1973年度)	・今泉清掃工場（じん芥焼却場）完成（5月） 1日の処理能力 11 t → 150 t

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
昭和48年度 (1973年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・全市で燃えないごみの分別収集を開始(7月) 月1回:非金属類(プラスチック類含む) ・燃えないごみの収集を月4回実施、燃えるごみの収集日も全面変更(3月) 第1・3週指定曜日に非金属類 第2・4週指定曜日に金属類
昭和50年度 (1975年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿二次処理施設改修工事完成(5月) ・大口契約のごみ処理手数料改正(12月) 収集回数制から従量制へ 1月1,000kg未満 1kg…5円 1月1,000kg以上 1kg…7円 ・し尿処理手数料改定(12月) 実量(お店や事業所など)36ℓ…150円、随時(仮設トイレなど)36ℓ…150円
昭和52年度 (1977年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回鎌倉クリーンキャンペーン実施(6月)
昭和54年度 (1979年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・今泉清掃工場改修工事完成(3月)
昭和55年度 (1980年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・大口ごみ契約のごみ処理手数料改正(6月) 1月1,000kg未満 1kg…10円 1月1,000kg以上 1kg…15円 ・し尿処理手数料改定(6月) 一般家庭 1人月額110円 実量(お店や事業所など)36ℓ…200円、随時(仮設トイレなど)36ℓ…200円
昭和56年度 (1981年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・名越清掃工場改修工事完成(1月) 公害対策を充実 1日の処理能力…150トン
昭和59年度 (1984年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池の分別収集開始(10月) ・し尿一次処理施設改修工事完成(12月) 1日のし尿処理能力…120kℓ
昭和61年度 (1986年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ処理手数料の改正及び軽減措置実施(7月) 一般家庭 1kg…3円 〃 1m³…850円 〃 持ち込み無料 集団回収 2分の1 ・収集方法変更(1月) 第1・3週指定曜日に金属類 第2・4週指定曜日に非金属類
平成2年度 (1990年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイエットかまくら'90運動開始(4月) ・資源回収奨励金制度実施(4月) ・生ごみ処理容器モニターによる試験的実施(5月) ・燃えるごみの週3回収集実施(7月) ・プラスチック類を燃えるごみの分類に変更
平成3年度 (1991年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器購入費助成制度実施(4月) ・牛乳パック回収箱設置(4月) ・庁内オフィスごみの分別回収実施(4月) ・再生資源の利用の促進に関する法律制定(4月) ・かながわ海岸美化財団発足(4月) ・ごみ問題懇談会発足(5月) ・廃棄物搬入届書制度開始(7月) ・ごみフェスティバル開催(9月) ・一般廃棄物処理基本計画策定(9月) ・建設木屑の所外処理委託実施(10月) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(10月) ・再生資源の利用の促進に関する法律施行(10月)

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成 4 年度 (1992年度)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所看板購入費助成制度実施（4月） 植木ごみの減量化・資源化の試行開始（8月） ごみ処理施設建設懇話会発足（10月） 廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例公布（12月。平成 5 年(1993年) 4 月施行） ごみ問題懇話会提言書受理（3月）
平成 5 年度 (1993年度)	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者の減量計画書の提出を義務化（9月） 第 2 回ごみフェスティバル開催（9月） 廃棄物減量化等推進員制度発足（10月） ごみ減量化・資源化協力店制度発足（11月） 廃棄物減量化及び資源化推進審議会発足（3月） し尿二次処理施設改修工事完成（3月） 硝化・脱窒素処理 砂ろ過・活性炭処理
平成 6 年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機非電動型（室内型）助成開始 第3回ごみフェスティバル開催（10月） （仮称）資源リサイクルセンター都市計画決定の認可（12月） 環境基本条例公布・施行（12月） 鎌倉市役所エコオフィス化推進方針策定（3月）
平成 7 年度 (1995年度)	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機電動型助成開始 第 1 回環境フェスティバル開催(第 4 回ごみフェスティバル)（6月） （仮称）資源リサイクルセンター工事着手（6月） 観光ごみ拠点回収事業実施（6月） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定（6月） 観光散乱ごみ拠点回収（鎌倉駅東口他 2箇所）開始（6月） 浄化槽雨水貯留施設設置補助制度開始（9月） 廃棄物減量化及び資源化推進審議会の答申（1月） 環境基本計画策定（2月） 新分別収集モデル事業実施（2月）
平成 8 年度 (1996年度)	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回環境フェスティバル開催(第 5 回ごみフェスティバル)（6月） 市の全施設（83箇所）オフィス紙ごみ分別開始（7月） 新分別収集説明会開始（10月） ごみ半減都市宣言（11月） ごみ半減計画の策定（11月） 環境保全行動指針策定（3月）
平成 9 年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> 笛田リサイクルセンター開設（4月） ごみ排出容器として透明・半透明袋の義務化（4月） 地域の資源集団回収の全市域実施（4月） ごみ処理手数料改定（4月） <ul style="list-style-type: none"> 大口契約 1 kg…20円 粗大・片付ごみ 1 kg…8 円 建設木屑の受け入れ廃止（4月） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律一部施行（4月） し尿処理手数料改定（4月） <ul style="list-style-type: none"> 実量(お店や事業所など)360…400円、随時(仮設トイレなど)360…400円 第 3 回環境フェスティバル開催（第 6 回ごみフェスティバル）（6月） 今泉クリーンセンター管内 5 分別（資源物、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ）収集実施（7月） 名越クリーンセンター管内 5 分別（資源物、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみ）収集実施（10月） 飲食用カン・ビンの分別収集開始（10月） 植木剪定材の分別収集開始（10月）
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回環境フェスティバル開催（第 7 回ごみフェスティバル）（5月） 一般廃棄物の収集運搬業・処分業などの許可申請手数料等改定（6月） <ul style="list-style-type: none"> 5,000円→10,000円

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集運搬業・処分業などの許可証有効期間の変更（6月） 1年→2年 浄化槽清掃業許可申請手数料改定（6月） 5,000円→10,000円 浄化槽清掃業許可証有効期間の変更（6月） 1年→2年 資源集団回収奨励金の変更（7月） 団体: 4円/kg→2円/kg 業者: 3円/kg→5円/kg 横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会を設立（横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町）（7月） し尿の汚水処理の二次処理施設を廃止し、下水道に放流を開始（3月）
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> 焼却残さの溶融固化実験及び試行実施（8～12月） 資源集団回収の回収品目の統一、クリーンステーションの利用（11月）
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律完全施行（4月） 焼却残さを全量溶融固化実施（4月） 資源集団回収の収集日を月2回に統一（4月） 資源集団回収奨励金額の変更（4月） 団体: 2円/kg→1円/kg ごみの減量化・資源化を進める市民会議発足（5月） 鎌倉アダプト・プログラム開始（10月） ペットボトルの分別収集開始（11月） 植木剪定材に係る受入代金徴収開始（事業者搬入分）（12月） 1kg…7円 循環型社会形成推進基本法制定（1月） 鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例公布（3月。平成13年（2001年）10月施行）
平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> 非電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ 5割→9割（4月） ごみ減量化・資源化キャンペーン開始（5月） ごみ半減計画推進対策本部設置（6月） クリーンアップ市内一斉清掃を実施（6月） 天然ガス自動車導入（9月） ごみ半減出前説明会開始（9月） 生ごみ処理機指定協力販売店制度開始（9月） ごみ半減ニュース創刊（10月） 廃棄物減量化及び資源化推進審議会「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」（諮問）（11月） ごみ半減非常事態宣言（11月） クリーンセンターのピット前での事業系ごみ排出状況調査開始（11月） まち美化推進重点区域に鎌倉駅周辺と大船駅東口周辺を指定（11月） くらしの点検シート発行（12月） 事業系多量排出事業所訪問・事業系一般廃棄物排出量等調査開始（1月） 植木剪定材堆肥化事業 事業系竹・笹・ショロ受入開始（1月） 廃棄物減量化及び資源化推進審議会一次答申（1月） 声かけふれあい収集開始（2月） ごみ半減計画見直しを市長が表明（2月） 資源回収奨励金制度廃止（3月） し尿の公共下水道希釈放流（固形物）設備改修（3月）
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> し尿の委託収集区域の拡大（4月） し尿の公共下水道へ希釈放流開始（4月） 電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ 5割→7割5分（5月） 植木剪定材受入代金改定 1kg 7円→8円（5月） 植木剪定材の資源化の拡大（直径15cm以上の丸太の資源化）（5月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ半減計画見直しに関する説明会を開催（5月） ・今泉クリーンセンター改修計画策定調査（7月～10月） ・生活環境整備審議会委員委嘱「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」諮問（8月） ・まち美化推進重点区域に北鎌倉駅周辺と大船駅西口周辺を指定（9月） ・循環型社会形成推進協力金制度実施（10月） ・粗大木くずの資源化処理開始（10月） ・事業所排出先実態調査（11月～平成15年（2003年）2月まで） ・今泉クリーンセンター焼却処理の休止（11月） ・名越クリーンセンターダイオキシン類削減対策等工事完成（11月） ・ごみの一部自区外処理開始（12月） ・事業所の点検シート発行（12月） ・鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画策定（12月） ・鎌倉市グリーン購入基本方針・平成15年度調達方針策定（12月） ・かまくら環境子どもかるた制作（2月） ・クリーンかまくら連絡会設立（3月）
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物拠点回収箱を市役所本庁舎及び各行政センターに設置（4月） ・ごみ収集車両2人乗車開始（5月） ・容器包装プラスチック分別収集一部地域で試行開始（9月） ・ごみ処理手数料改正（10月） <ul style="list-style-type: none"> 事業系（処分） 1kg 10円→13円 ・植木剪定材受入代金改定（10月） <ul style="list-style-type: none"> 1kg 8円→10円 ・地球にやさしい行動アンケート実施（12月） ・資源物（飲食用カン・ビン、紙類、布類、植木剪定材、ペットボトル）毎週収集開始（2月） ・紙類（紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌、段ボールなど）と布類の収集日を統合（2月） ・環境省の環境評価プログラムに参加登録（2月） ・循環型社会形成推進協力金制度廃止（3月） ・鎌倉市深夜花火の防止に関する条例公布（3月。平成16年（2004年）4月施行）
平成16年度 (2004年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進事業奨励金交付制度実施（4月） ・植木剪定材受入代金改定（4月） <ul style="list-style-type: none"> 1kg 10円→11円 ・し尿の委託収集区域の拡大（4月） ・し尿処理手数料改定（10月） <ul style="list-style-type: none"> 実量（お店や事業所など）360…600円、随時（仮設トイレなど）360…600円 ・中学生による“地球にやさしい行動”推進事業実施（10月） ・鎌倉市落書き防止条例公布（12月。平成17年（2005年）4月施行） ・今泉クリーンセンターダイオキシン類削減対策等工事完成（3月） ・ごみの一部自区外処理終了（3月）
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の委託収集区域の拡大（4月） ・し尿の公共下水道への無希釈放流を開始（6月） ・環境教育の推進に関するシンポジウム開催（6月） ・マイアジェンダ登録“もったいないバージョン”的個人登録呼びかけ（8月） ・容器包装プラスチック分別収集全市で開始（10月） ・植木剪定材の自区外処理開始（10月） ・ごみ処理広域化に関する4市1町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町）首長会議において、ごみ処理広域化は、横須賀市、三浦市及び葉山町の2市1町と、鎌倉市及び逗子市の2市での2グループ体制で、当面のごみ処理広域化の推進を確認（12月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置（2月） ・ごみ処理広域化に関する4市1町首長合意事項書を締結（3月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成18年度 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集運搬業務を全て委託化（4月） ・鎌倉市・逗子市でのごみの広域処理について覚書を締結（4月） ・不燃残さを全量溶融固化実施（4月） ・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画策定（10月） ・植木剪定材の処理費を受入代金から処理手数料に変更、料金を改定（10月） 1 kg 11円→13円 ・生活環境整備審議会「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」答申（3月） ・鎌倉・逗子首長面談。2市でのごみ処理広域化について協議を行っていくことを確認（3月） ・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画策定（3月）
平成19年度 (2007年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み食用油の分別収集開始（4月） ・鎌倉市災害廃棄物等処理計画・処理行動計画を策定（5月） ・粗大ごみの処理手数料改定。シール制を導入（10月） ・市民が市の施設に一度に大量に持ち込む臨時ごみの処理手数料を有料化（10月） 10kg…40円（ただし100kg未満の場合は1回につき100円） ・鎌倉・逗子首長面談。生ごみの資源化についての逗子の対応は20年3月までに明らかにすることとした。（11月） ・鎌倉市環境教育推進計画策定（12月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、生ごみ資源化施設整備については、逗子市は参画しないことを表明（3月） ・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画策定（3月） ・第2次まち美化行動計画策定（3月） ・落書きのないまちづくり行動計画策定（3月）
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉・逗子首長面談。焼却施設及びその他の資源化施設等の整備については、今後も両市で協議することを確認（4月） ・生活環境整備審議会委員委嘱（6月） ・路上喫煙の防止に関する条例公布（9月。平成21年度4月施行） ・「鎌倉市一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方について」諮問（1月） ・路上喫煙禁止区域に鎌倉駅周辺と大船駅周辺を指定（1月） ・逗子市長が、逗子市議会平成21年度施政方針説明において、逗子市内の焼却施設について、既存炉の大規模改修により、少なくとも10年間を超える延命化を行う方針を表明（2月）
平成21年度 (2009年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員委嘱（6月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の改定について」（諮問）（1月） ・平成18年4月24日付で締結した2市（鎌倉市・逗子市）でのごみの広域処理に関する覚書を合意の上解除し、同日付で2市でのごみ処理に関する今後の協議について、燃やすごみを共同で焼却処理するための施設を新たに設置するに当たり、燃やすごみのごみ質を統一することを前提に、各市における生ごみ資源化施設等の稼働を踏まえ、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議する旨の確認書を取り交わした（2月） ・山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設基本構想・基本計画（案）を策定（3月）
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設に代わる代替案を3カ月以内に発表することを定例会見で表明（8月） ・新たなごみ処理方策として「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設整備に代わる、ごみ焼却量削減等検討結果」を発表（11月） ・市政策会議において、バイオマスエネルギー回収施設を建設しないで、ごみを減量・資源化する方針を決定（1月） ・生活環境整備審議会から「平成21年10月5日提出の『今後の焼却ごみの処理方法及び最終処分場のあり方について』提言をもって審議を終了する」旨報告（2月） ・鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を改定（3月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース食器利用費補助金交付制度開始（4月） ・竹・笹・シユロ類の植木剪定材収集開始（4月） ・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）について答申（6月） ・第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）策定（6月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会委員委嘱（10月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」（諮問）（10月） ・生ごみ処理機モデル地区3団体（「鎌倉ハイランド自治会」「津町内会」「レーベンスガルテン山崎自治会」）で計60台の生ごみ処理機の貸与（10月～11月） ・生活環境整備審議会委員委嘱（11月） ・生活環境整備審議会「鎌倉市一般廃棄物処理施設のあり方について」（諮問）（11月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（1月） ・地域（西御門自治会）及び事業者（医療法人湘和会湘南記念病院）で大型生ごみ処理機モデル事業を開始（3月） ・鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例公布（3月。平成24年4月施行）
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市ごみ焼却施設基本構想（案）の策定に着手（6月） ・布団・畳の資源化開始（6月） ・市役所で非電動型生ごみ処理機の直接販売開始（7月） ・産業廃棄物木くずの少量（100kg以下）の受入中止（かんなくずを除く）（10月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、11月、2月） ・戸別収集モデル事業を七里ガ浜、鎌倉山、山ノ内の3地区、約3,500世帯を対象に実施（10月） ・名越クリーンセンター基幹的設備改良工事に着手（12月） ・鎌倉市小規模水道及び小規模受水槽水道に関する条例公布（12月。平成25年4月施行） ・事業系ごみの受入拒否を定めた条例施行、今泉クリーンセンターに自走式コンベアごみ投入検査機を導入（1月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会への諮問「循環型社会の形成に向けた鎌倉市の取り組み方針について」に対し、「平成25年度から平成27年度までの第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について」及び「家庭系ごみの戸別収集の導入について、家庭系ごみの有料化について及び事業系ごみ処理手数料の改定等について」答申（3月） ・事業者（株式会社紀ノ國屋）で大型生ごみ処理機モデル事業を開始（3月）
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市環境基本計画第2期改訂版一部改定（4月） ・鎌倉市ごみ焼却施設基本構想を策定（6月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」（諮問）（8月） ・生活環境整備審議会「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」（諮問）（8月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、11月、3月） ・環境審議会「鎌倉市エネルギー基本計画の策定について」（諮問）（10月） ・環境審議会「鎌倉市エネルギー基本計画の策定について」（答申）（3月） ・鎌倉市エネルギー基本計画を策定（3月）
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」（答申）（5月） ・事業系大型生ごみ処理機に対する設置補助金制度開始（8月） ・羽毛ふとんの資源化開始（8月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（諮問）（8月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（8月、10月（2回）、1月） ・ごみ処理手数料改定（10月） <ul style="list-style-type: none"> 事業系 10kg 130円→210円 ・環境審議会「鎌倉市環境基本計画の見直しについて」（諮問）（1月） ・製品プラスチックの分別収集開始（1月） ・鎌倉市エネルギー実施計画を策定（3月） ・生活環境整備審議会「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画の策定について」（答申）（3月） ・今泉クリーンセンター焼却停止（3月）
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系燃やすごみと燃えないごみの有料化を開始（4月） <ul style="list-style-type: none"> 5ℓ：10円、10ℓ：20円、20ℓ：40円、40ℓ：80円 ・ごみ処理手数料改定（4月） <ul style="list-style-type: none"> 臨時ごみ収集 1 m³：2,200円→4,200円 臨時ごみ持込 100kg未満：1回100円→100kg以下：1回500円 100kg以上：10kgにつき40円→100kg超は10kgにつき200円 ・新ごみ焼却施設最終建設候補地公表（4月） ・名越クリーンセンター基幹的設備改良工事完成（7月） ・スズメバチの巣の駆除業務委託化開始（7月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会において、新焼却炉建設に関する勉強会を開催（10月） ・鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（1月、3月） ・戸別収集モデル地区（七里ガ浜、鎌倉山、山ノ内）における戸別収集を終了（2月） ・「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」を策定（3月） ・第4次鎌倉市まち美化行動計画策定（3月） ・第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画策定（3月） ・雨水貯留槽購入費補助金制度終了（3月） <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留槽購入費補助金交付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度(2011年度)…54件、平成24年度(2012年度)…40件、平成25年度(2013年度)…34件 平成26年度(2014年度)…29件、平成27年度(2015年度)…27件 平成8年度(1996年度)から平成27年度(2015年度)までの累計428件 ・第3期鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画、鎌倉市環境教育行動計画を策定（3月）
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設立し、ごみ処理の広域連携についての覚書を締結（7月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（8月、3月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会2回開催（10月、3月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」（答申）（8月） ・「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」策定（10月） ・名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置工事着手（12月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系ごみ処理手数料の改定について」（諮問）（1月） ・鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画の見直し（3月） ・地域（西御門自治会）及び事業者（医療法人湘和会湘南記念病院）の大型生ごみ処理機モデル事業が終了（3月）
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系ごみ処理手数料の改定について」（答申）（4月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を4回開催（5月、8月、11月、3月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会3回開催（6月、1月、3月） ・名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置工事完了（6月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・今泉クリーンセンター煙突解体工事着手（7月） ・製品プラスチック及び布類の収集品目を拡大（10月） ・ごみ処理手数料改定（1月） <ul style="list-style-type: none"> 事業系 10kg 210円→250円 ・鎌倉市災害廃棄物等処理計画を改訂（3月） ・事業者（株式会社紀ノ國屋）の大型生ごみ処理機モデル事業が終了（3月） ・神奈川県から最終処分場6号地の一般廃棄物最終処分場廃止の確認をしたことの通知受理（3月）
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE賛同登録（5月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（5月、8月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会5回開催（4月、5月、7月、8月、10月） ・かまくらプラごみゼロ宣言（10月） ・今泉クリーンセンター煙突解体工事完了（10月） ・最終処分場6号地の農地への復元工事が完了（2月） ・新たな焼却施設を建設せず、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進める方向に方針転換（3月）
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（5月、11月）、ごみ処理広域化実施計画策定に向けた基本事項を整理するため、勉強会2回開催（6月、1月） ・食品ロス削減の推進に関する法律施行（10月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）を公表（11月） ・台風15号（9月）及び19号（10月）により発生した災害廃棄物の臨時減免を実施（9、10、11月） ・鎌倉市と神奈川県企業庁がプラごみ削減・水道水PRのため、鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーション設置に関する覚書を締結（1月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」（諮問）（1月） ・鎌倉市気候非常事態宣言を表明（2月） ・ゼロカーボンシティを表明（2月） ・鎌倉市とウォータースタンド株式会社とのかまくらプラごみゼロ宣言にかかる連携と協力に関する協定を締結（2月） ・一般廃棄物最終処分場6号地を地権者に返還（2月） ・鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定（3月） ・鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画の見直しを地球温暖化対策地域実行計画見直し後に検討することとした（3月） ・第5次鎌倉市まち美化行動計画策定（3月）
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市役所本庁舎等57施設への再生可能エネルギー100%電気を導入（2月） ・鎌倉市とリネットジャパンリサイクル株式会社との小型家電リサイクルにかかる連携と協力に関する協定の締結（5月） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたっての意見」（7月） ・「世界首長誓約/日本」に署名（8月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定（8月） ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を2回開催（7月、12月）、勉強会1回開催（11月）

年 度	◆◆◆ 主 な 事 業 な ど ◆◆◆
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」(答申) (6月) ・「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」改定 (6月) ・鎌倉駅西口駅前広場のウォーターステーションの供用開始 (7月) ・縦型乾式メタン発酵施設による実証実験開始 (8月) ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定について」(諮問) (1月) ・鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会要領の制定 (1月) ・深沢クリーンセンター用地の縮小及び事務室移転（鎌倉市営住宅集約化事業による）(3月) ・第1回鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託公募型プロポーザル (3月)
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回鎌倉市事業系一般廃棄物資源化業務委託契約審査委員会（公募型プロポーザル）(4月) ・「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結（株）ナリコー、（株）ミダック、（株）市原ニューエナジー (4月) ・第3期鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）、鎌倉市環境教育行動計画改訂 (5月) ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定について」(答申) (5月) ・「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結（エコシステム千葉株）(5月) ・事業系可燃ごみの縦型乾式メタン発酵施設による資源化開始 (6月) ・洗剤等の使用済みつめかえパックを回収する「しげんポスト」を設置 (7月) ・鎌倉市生活環境整備審議会「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」(諮問) (11月) ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市における戸別収集のあり方について」(諮問) (1月) ・「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結（株）アクトリー (3月)
令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材以外のもの）の改定について」(答申) (5月) ・鎌倉市生活環境整備審議会「鎌倉市名越中継施設整備基本計画の策定について」(答申) (8月) ・鎌倉市名越中継施設整備基本計画策定(8月) ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「臨時ごみ等の見直しについて」(答申) (12月) ・「不測の事態等における廃棄物の処理に関する協定」の締結（光陽産業株）(12月)
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「鎌倉市における戸別収集のあり方について」(答申) (4月) ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会「第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画について」(諮問) (8月) ・鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）策定 (10月) ・ごみ処理広域化に先立つ処理体制変更に伴い、棒状・板状等粗大ごみ等（粗大ごみ処理手数料300円を追加）の制度新設のうえ、臨時ごみ制度を廃止 (10月) ・粗大ごみ等の収集体制強化のうえ、クリーンセンターへのごみの持込み制度を廃止 (10月) ・ごみ処理手数料（事業系一般廃棄物（植木剪定材以外のもの）の改定 (10月) 事業系 10kg 250円→400円 ・臨時ごみ廃止 (10月) ・鎌倉市名越中継施設整備業務委託事業者選定・契約締結 (12月) ・鎌倉市家庭系ごみ戸別収集実施計画 (12月) ・カーボンニュートラルのまちづくりに向けた連携協定の締結（東京ガス株） (1月) ・自区外搬送、土曜日搬送開始 (1月) ・産業廃棄物（かんなくず）の受け入れ停止 (1月) ・名越クリーンセンター焼却停止に伴い、今泉クリーンセンターでの家庭系ごみの受入れ開始 (1月) ・逗子市と可燃ごみの焼却処理の事務委託に係る協議書等を締結 (1月) ・名越クリーンセンター焼却停止 (1月)

資料18 用語解説

あ行

委託

市町村等が、一般廃棄物に関する業務の一部を民間事業者に委託することです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない」とされています。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

一般廃棄物収集運搬業許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業者のことで、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けることになります。

インセンティブ

人々の意思決定や行動を変化させるような要因（動機付け）のことです。

温室効果ガス

大気中にある、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

か行

海洋プラスチック問題

最近の数十年間における世界のプラスチック消費量の増加に伴って、マイクロプラスチック（プラスチックゴミのうち、大きさが5mm以下のサイズのもの）が全世界の海洋に流出しており、海鳥を含む海洋生物の誤飲等による障害や、プラスチック添加剤として含まれていた化学物質や環境中で吸着した化学物質による

影響が懸念されているものです。

各種リサイクル法

⇒容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

拡大生産者責任

生産者が、自身が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれます。

合併処理浄化槽

家庭から出る「生活排水（し尿、生活雑排水）」を処理する浄化槽のことです。

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

計画期間を令和2年度（2020年度）から令和11年度（2019年度）までの10年間とし、鎌倉市、逗子市、葉山町の今後の広域連携の考え方、ごみ減量・資源化施策や各市町が担う役割分担などを記載しています。（令和2年（2020年）8月策定）

鎌倉市気候非常事態宣言

⇒資料15参照

鎌倉市生活環境整備審議会

市における生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に必要な改善を加えるため、市長の諮問に応じ、廃棄物の処理事業や一般廃棄物処理施設について、重要な事項を調査、審議するために設置された機関のことです。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民の相互の協力及び連携の下に、廃棄物の減量化及び資源化を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議するために設置された機関のことです。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員

市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化及び快適な生活環境を保全するため、自治・町内会長又は事業者団体の推薦により選出され、本

市の条例で定められた、地域社会のリーダーのことです。

かまくらプラごみゼロ宣言

⇒資料14参照

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められています。

乾式メタン発酵

原料(投入ごみ)の固形物濃度を15~40%程度に水分調整した後にメタン発酵処理を行う方式です。原料は、生ごみ以外に水分の低い紙や草木等も適しています。

汲み取り

貯留された汚物を汲み取る方式のトイレのことです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

クリーンステーション

ごみや資源物を家庭から出すために、地域で決められ、行政に申請されたごみの収集場所のことです。

下水道終末処理場

下水道において汚水を処理してきれいにして、河川その他の公共の水域又は海域に放流するために設けられる処理施設のことです。

下水道処理人口普及率

行政区画内人口(鎌倉市の総人口)のうち、公共下水道が使用できる区域に居住する人口の割合のことです。

下水道人口普及率=公共下水道が使用できる区域に居住する人口÷行政区画内人口

好気性微生物

空気のある状態で活動する微生物のことです。

公共下水道

下水道法において、『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの』とされています。

公共下水道接続率

公共下水道が使用できる区域に居住する人口のうち、公共下水道に接続している人口の割合のことです。

公共下水道接続率=公共下水道に接続している人口÷公共下水道が使用できる区域に居住する人口

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことで、河川、湖沼、湾岸、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指します。

声かけふれあい収集

クリーンステーション(ごみ収集場所)まで、自身でごみや資源物を運び出しが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度のことです。

戸別収集

クリーンステーション(地域のごみ収集場所)ではなく、各戸から直接ごみを収集する方式のことです。

ごみ投入検査機

⇒自走式コンベアごみ投入検査機

コミュニティ・プラント

下水道区域外にある集落または団地などに設置された小規模な汚水処理施設のことです。下水道に類似した施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理し、地域で共同に機能する合併浄化槽ともいえます。

鎌倉市にあったコミュニティ・プラントは、現在、全て公共下水道に接続替えられています。

さ行

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のことです。

災害廃棄物対策指針

地方公共団体が災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策等について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたものです。(平成30年(2018年)3月環境省改定)

最終処分

ごみの焼却等中間処理によって生じた焼却灰(主灰)や飛灰などの残さの埋立処分等行なうことです。

再使用(Reuse)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、[1]あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2]製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3]ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用(Recycle)

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例:ビンを碎いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)。

在宅医療廃棄物

在宅医療処置に伴って家庭から排出される廃棄物(注射器等のことです)。

サウンディング調査

民間事業者との対話(意見交換)を通じて事業者が参加しやすい条件や事業に対するアイデアを把握する調査のことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている20種

類(廃プラスチック、金属くずなど)のことです。

事業認可区域

概ね5~7年以内を目標に下水道の整備を行う区域のことで、あらかじめ事業計画を定め、都市計画法に基づき神奈川県知事の認可を受けた区域のことです。

資源化率(リサイクル率)

総排出量のうち、資源化量の割合のことです。

資源化率=総排出量÷資源化量

総排出量:ごみ処理量と集団回収量の合計

資源化量:直接資源化量と中間処理後再生利用量(固体燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く)の合計

自走式コンベアごみ投入検査機

事業系ごみをごみピットへ投入する前に行なう、搬入物検査を行うための装置のことです。本市では平成25年(2013年)に今泉クリーンセンターに導入し、令和6年度(2024年度)に撤去しています。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27年(2015年)9月25日に国連サミットで採択されました。平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標です。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、環境基本計画を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される国の計画です。第五次基本計画については、令和6年(2024年)8月に閣議決定され、重要な方向性として①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ラ

イフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生を掲げています。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成12年(2000年)に制定されました。(1)循環型社会の定義(2)循環資源の再使用やリサイクル推進、(3)「排出者責任」と「拡大生産者責任」、(4)廃棄物処理やリサイクル推進における優先順位を発生抑制(ごみを出さない)→再使用(リユース)→再生利用(リサイクル)→熱回収(サーマルリサイクル)→適正処分と定めています。

浄化槽

家庭から排出される生活排水を処理する装置のこととし、生活雑排水(し尿以外の生活排水)の処理を行わない単独処理浄化槽と、生活雑排水も含めた処理を行う合併処理浄化槽があります。

浄化槽汚泥

浄化槽で水洗トイレの排水(し尿)や生活雑排水を処理した際に発生する、泥状のものです。

焼却残さ

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃分の灰分、未燃分(不燃物・可燃物の燃え残り)に分けられます。

消費期限

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質(状態)の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限のことです。

賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限のことです。賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではありません。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体に、役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律のことです。(平成12年(2000年)制定)

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

食品ロス削減推進法

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めた法律として令和元年(2019年)10月に制定されました。

水洗化・非水洗化

水洗化とは、公共下水道及び浄化槽、コミュニティ・プラント等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしていることをいいます。非水洗化とは、汲み取りなど水洗化していないことをいいます。

スラグ

廃棄物焼却炉から排出される焼却残さを溶融炉により高温で溶融し、主に金属以外の無機物が冷却固化した固形物質のこととし、土木資材等として有効利用が可能です。

生活環境整備審議会

⇒鎌倉市生活環境整備審議会

生活排水・生活雑排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水(し尿)を除いたものを生活雑排水といいます。

ゼロ・ウェイストかまくら

「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることです。

線形補間法

2つのデータを直線で結び、その間にある任意の数値を一次関数で計算することです。

た行

多量排出事業所

事業活動に伴い、1か月に3トン以上の一般廃棄物を1年間継続して発生させるなどの条件に該当する事業所のことをいいます。この条件に該当する事業所は、適切な処理、処分を行うために廃棄物管理責任者を選任し、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化

の方策等を記載した「減量化及び資源化計画書」を市に提出することが、条例で義務付けられています。

単独処理浄化槽

トイレのし尿処理のみを行う浄化槽のことです。生活雑排水は未処理で放流されてしまうため、浄化槽法の改正によって平成13年(2001年)4月1日から新設が原則禁止されています。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。海面上昇などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長しています。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などの処理により、できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすことをいいます。鉄やガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

直営

民間事業者に委託せず、市区町村または事務組合において実施している事業のことです。

ディスポーザー排水処理設備

ディスポーザーとは、台所の流し台の下に設置し、生ごみを細かく碎いて流す装置のことです。本市では、処理槽を有するディスポーザー排水処理システム等で、市長が認めるものは使用できます。

展開検査

ごみ投入検査機により、ランダムに抽出した数社の許可業者を対象に、毎日実施していた検査のことです。産業廃棄物など搬入禁止物の混入が無いかをチェックし、異物・不適合物の混入割合に応じて、その場でA～Dランクの評価を行っていましたが、令和6年度(2024年度)の検査機撤去に伴い終了しています。

登録再生利用事業者

食品リサイクル法の「登録再生利用事業者制度」で登録された、食品廃棄物の再生利用事業(肥料、飼料化等)を的確に実施できる一定の要件を満たした事

業者のことです。

「登録再生利用事業者制度」は優良な再生利用事業者を育成することを目的に設けられており、登録再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可が不要になる等の特例が受けられます。

ドギーバッグ

レストラン等の飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰る際に使う容器のことです。食べきれなかった料理を持って帰るのは恥ずかしいので「犬のエサにする」という名目で持ち帰ったことが名前の由来と言われています。

な行

生ごみ資源化施設

生ごみの資源化(肥料化、飼料化、メタン化、炭化、油脂化)を行う施設のことです。

生ごみ処理機

家庭や事業所において生ごみを処理する装置のことです。家庭用生ごみ処理機では、乾燥処理や微生物による分解を行う「電動型」と、土中の微生物による分解や発酵資材により堆肥化を行う「非電動型」などがあります。

は行

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことです。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

廃棄物減量化及び資源化推進審議会

⇒鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

廃棄物減量化等推進員

⇒鎌倉市廃棄物減量化等推進員

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うこと等が挙げられます。

排出量

排出される量のことです。

発生原単位

ある活動を行う際に発生する廃棄物等の量を、その発生に密接に関係をもつ値(人口や年間日数)で除した値のことです。

発生抑制(Reduce)

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先されます。リデュースのため、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組みが求められ、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが求められます。

発生量

将来発生すると想定されるごみの量のことです。

フードドライブ

家庭で余っている食品をイベントなどで持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに提供する活動のことです。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことで、通常NPO団体等を通して実施されます。食品ロスの削減だけではなく、福祉にも役立つため、大手企業を中心に行なわれる取組みが広がりつつあります。

不燃残さ

⇒焼却残さ

不法投棄

廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規則に反して廃棄物を投棄することをいいます。

不用品登録制度

⇒リユースネットかまくら

プラスチック資源循環戦略

「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために令和元年(2019年)5月に策定された戦略のことです。

ま行

マイバッグ、マイボトル

繰り返し使うことのできる買い物袋や水筒のことです。不要なレジ袋や、使い捨て製品(紙コップやペットボトル等)の使用を避け、ごみを減量化することに寄与しています。

や行

山元還元

被処理物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄精錬技術により、含有される非鉄金属(鉛、亜鉛等)を回収する方法です。

溶融固化処理

焼却処理により生じた焼却灰(主灰)や飛灰を1200~1400℃程度まで加熱・溶解させて、ガラス質、または結晶質のスラグとして取り出す方法です。

ら行

ライフスタイル

社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活様式のことです。

リサイクル

⇒再生利用(Recycle)

リサイクル率

⇒資源化率(リサイクル率)

リデュース

⇒発生抑制(Reduce)

リユース

⇒再使用(Reuse)

リユースネットかまくら

家庭にある不用品を有効に活用するために、市民活動団体と鎌倉市の協働事業として、情報提供するシステムのことです。不用品を「譲ります」として、あるいは、欲しいものを「譲ってください」として登録すると、登録された情報は掲示板やインターネットの公開ページに掲示され、掲載された登録リストを検索し、取引きしたいものに応募することができます。登録した方と応募した方が直接取引する仕組みとなっています。

英数字

2R

3Rのうち、循環型社会の形成に向けて特に重要なリデュース、リユースのことです。川下である消費者においてはライフスタイルの変革、川上である事業者においては容器包装の軽量化、リターナブル容器の利用などの取組みが必要となります。

3010(さんまるいちまる)運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の3つの頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードとして使用されています。

3R+Renewable

従来の3Rに加えて、再生可能資源に代替する取組のことです。環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材を、バイオマスプラスチックのような循環型の素材に替えていくことを示します。

BOD

Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略です。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で、値が大きいほど水質汚濁は著しいことを表します。

SDGs(持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。持続可能な世界を実現

するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと(leave no one behind)を誓っているのが特徴です。

SNS

Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略で、友人・知人や趣味、居住地域、出身等といった点を通じて、コミュニケーションの場を提供するウェブサービスのことです。